

平成19年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年12月12日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	12月12日 午前9時00分宣告(第2日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	猪俣二郎	12番	大原龍彦
	13番	吉田正昭	14番	山田乙三
	15番	伊藤正昇	16番	奥田信宏
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		税務課長	長尾 彰夫		
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 高齢介護課長	斎藤 仁
		保険医療課長	鈴木 利彦	福祉・ 児童課長	佐藤 一夫
		環境課長	上田 実		
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 都市計画課長	佐野 宗夫	農政商工 課長	山田 晴雄
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内幹夫		
	消防本部	消防長	上田 正治	消防署長	山内 巧
		消防本部 総務課長	浅野 睦		
	教育委員会 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事会局	局長	松岡 英雄	書記	志治 正弘

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)
---------	-----------------------------------

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	中村英子	①母子家庭の生活実態と支援について……………34 ②蟹江町社会福祉協議会の運営について……………45	
2	松本正美	①本町の救急救命の取り組みは万全か……………55 ②安心・安全な道路整備と環境対策を急げ……………61	
3	伊藤俊一	東郊線全域の交通アクセスの整備を急げ……………68	
4	小原喜一郎	①ニツセン跡地開発にどう対応するのか……………75	
5	林英子	①「後期高齢者医療制度」について……………88 ②保育料の見直しについて……………97	
6	山田乙三	「救急医療・新薬・介護」実態を質す……………102	
7	黒川勝好	蟹高跡地周辺を学園都市に……………109	
8	吉田正昭	防災対策として、用悪水路活用を……………113	
9	小原喜一郎	②蟹江町での子供の教育についてどう取り組んでいるか…118	

○議長 菊地 久君

皆さん、おはようございます。

平成19年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

服部収納課長より、病氣療養のため欠席したい旨の届け出がありましたので、許可をいたしました。

議会広報編集委員長より広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

奥田信宏君、米野秀雄君より、葬儀のため1時間程度遅れる申し出がありましたので、これを許可いたしました。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問をされる議員の皆さん及び答弁される皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いをいたします。一般質問を行った後の休憩中に、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力ください。

これより日程に入りますが、答弁される皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いを

いたします。

○議長 菊地 久君

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 中村英子君の1問目「母子家庭の生活実態と支援について」を許可いたします。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

おはようございます。1番ですので、ごあいさつから始めたいと思います。

それでは、1問目の質問に入らせていただきたいと思います。

母子家庭ということについてでありますけれども、この母子家庭の手当の経過について前段少しお話しして、それから質問に入っていきたいと思います。

5年間続きました小泉政権ですけれども、その小泉政権では5年間で1兆6,000億円の社会保障費を削減するという方針を立てられました。ご存じのことだと思います。これは、また自民党・公明党の後押しで、いわゆる社会的弱者と言われる方々を対象にしまして削減のためのさまざまな法律ができ、そして補助が削減・縮小されたという実態があります。

母子家庭もその対象となりまして、2002年8月に児童扶養手当法も改正をされました。この改正の中身の主なものは、今申し上げましたように、児童扶養手当の支給額の減額でありました。

当時の支給額、改正前ですけれども、所得によりまして2段階に分かれておりました。収入が204万8,000円、これは課税所得125万円以下ですけれども、そのときの手当の支給額は満額ということで月額4万2,370円ということでありました。収入が204万8,000円、課税所得125万円というのは、大体住民税の非課税世帯に該当する方々でありますけれども、その当時は満額で月額、第1子でありますけれども、第1子に4万2,370円でした。300万円未満の方は、月額2万8,350円で、300万円以上の収入の方は支給はしません。

そして、第2子ですけれども、これについては月額5,000円をプラス、第3子については3,000円のプラスということでありました。このような制度になっておりましたので、制度そのものが100点満点とまでは言いませんけれども、子育てでは大変ありがたい制度だったと思います。しかもこれが18歳の最後の3月まで支給されましたから、高校を卒業まで何とか母親だけで頑張ってこられた、高校卒業するまでは何とか自分も頑張ってやっという、それに対して、それにふさわしい手当であったんではないかと思えます。

このような手当でしたけれども、2002年のこの法改正によりまして、この支給方法が変更されまして、支給額も減らされました。満額支給額はどうなりましたかといいますと、17年度以降ですけれども、4万1,710円となりました。これは消費者物価指数で自動的に改定変動される部分がありますので、満額については多少の変動あるかもしれませんが、今、

蟹江町でも4万1,710円、町がやっているわけではありませんので、町が決める額ではありませんけれども4万1,710円ということになりまして、満額的にはそういう変わらない額なんですけれども、改正前に比べて、母親の所得制限の方が大幅に引き下げられました。満額支給される母親の収入は130万円以下、所得額57万円以下となってしまったんです。改正前は、所得額で125万円以下だったんですけれども、改正後は所得額で57万円以下というふうになってしまいました。そして、130万円以上の収入、365万円までは、10円単位の計算式によって算定されるという、そういう細かい支給方法になりました。ですから、従来、所得125万円で満額支給していただいた方は、月額2万9,000円ぐらいになってしまったんですね。そして、年間では15万6,000円から16万8,000円ぐらいのカット、合計です、なってきました。つまり1カ月では1万3,000円から1万4,000円少なくなったわけですから、年間ではそれぐらいのカットになってしまったんですね。しかも、この所得というものなんですけれども、この所得に養育費の8割が加算されるというような方法になりました。

このような状態ですから、多くの母子家庭では2002年8月の改正時点で、もうかなりの減額がありまして、全国では1万世帯以上がこの制度から外されたんです。当時も大変問題になりましたけれども、手当に該当していた母親の多くが本当にこの時点でも泣かされました。

さらに悪いことに、この法律の改正の中にはもう一つ重大なことが書かれておりました。それは、今後——今後というのは、施行されました2003年4月以降ですけれども、2003年4月以降は、児童扶養手当を継続して5年間受け取っている者、3歳以上ですが、5年間受け取っている者、その5年間受け取っている者は、来年の4月つまり2008年4月ですけれども、その時点で受けている支給額を最大半額まで削減する。つまり5年前に1回半分ぐらい大幅にカットをされて、そして5年たちました来年度にもう一回さらにそれを半額にするという、そういう法改正であります。これは非常にひどい話で、影響が大変大きい問題であります。これでは母子家庭の生活が立ち行かない状況に陥ってしまうという状況がつけられると思います。

そこで、政府はこのようなカットをするに当たりまして、新たに大きく2つの対応策を打ち出しました。1つは、カットになった分は無利子でお金を貸します、借りてやってくださいと、その差額ですね。今まで受けていた額より少なくなったその差額に関しては、無利子で貸しますと。別に向こうから勝手に貸してくれるわけでない。こっちで申請したら無利子で貸します、借りてやってくださいって。ということは、カットで不足した分は借金して生活なさいと、そういう中身が1つであります。

2つ目は、就労支援をいたしますということです。就労支援策どんな内容か、簡単に言いますと、資格を取る者には資格を取るために必要な費用の一部を出しますよと、母子世帯の母親を雇った企業には30万円出しましょうよとか、とにかく自分で収入をふやして、福祉に

頼るなど、自立せよと、手当を削減したかわりに就業を促進させると、そういうものでした。内容的にはかなり複雑で、さまざまな制度もこれに盛り込まれておりますけれども、ポイント的な内容としては、そういうものであったと思います。

それから、5年間を経過いたしました。いよいよ来年の4月から、さらに半額という時期が始まるわけです。それで、そのことは後で述べますけれども、こういうような5年間の児童扶養手当の経過があった中で、実際に母子世帯の実態はどのように変化をしてきたのか、変化があったのか、なかったのか。政府が言うように、借金してやりくりするようになってきたのか、母子就労支援策を受けて資格を取って就職して収入がふえて、手当を受けずに済むようになったのか、その辺のところはどのようになってきたのか、蟹江町内にも300人余りの子供たちが母子世帯の子供たちとして登録されている数がございますので、町内の母子世帯のこのような法改正に対する変化がどのようなものであったのか、まず、その実態をお伺いしたいと思います。

○民生部長 石原敏男君

それでは、私の方からお答えさせていただきます。

まず、母子家庭の生活実態であります。

これにつきましては、この実態把握であります。毎年8月に児童扶養手当の現況届の提出がされるわけでありまして、その際に、就労状況、未就労の者の生活実態や住居等を受給者から聞き取りをしてカット確認しております。

就労状況につきましては、今年8月でございますけれども、就労者については256人で、未就労者31人です。31人のうち子育てなどで就労ができないという方が20名ほどおみえになっております。また、特に町の遺児手当の受給者につきましては、305人です。これは議員が先ほど言われましたように、母子世帯の数ではないかというふうに思っておりますけれども、まだこれより若干多くみえるのではないかというふうに思っておりますけれども、私どもの届け等で把握しているのはこの305人ということでございます。

また、児童扶養手当の受給者につきましては268人おみえでありまして、その中でも、あと所得制限によって支給が停止されている方が19名、それから遺族年金等で受給ができないということが18名おみえであります。また、児童扶養手当の受給されている方で一部停止した方が約半数の131人です。これは、先ほど議員が言われましたように、所得の制限になっているところであります。

それから、次に、就労支援事業の利用状況であります。

これにつきましては、愛知県が行っているものであって、就業支援につきましては3種類あり、1つにつきましては、母子家庭や寡婦の方の就業を促進するための無料職業紹介とか、それから就業支援講習会の開催、それから就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスや教育・養育費の相談などの生活支援サービスを行う母子家庭等就業支援センターであります。

このセンターで行っている就業支援講習会は、パソコン講習、それから医療事務、それから経理事務であります。定員につきましては、年間60名であります。

2つ目には、母子家庭の母等の対象訓練の実施として、就労経験のない方や就労経験の乏しい母子家庭の母等を対象に、就職に必要な知識、技能の習得を図るため教育訓練機関などを活用した委託訓練が行われております。訓練の内容につきましては、医療事務のマスター科やパソコン応用マスター科、それからパソコンマスター科、介護福祉サービス科などがあり、定員につきましては、介護福祉サービス科は10名でありますけれども、他の科目は20名であります。

最後に、母子家庭の自立支援支給金という制度がありまして、1つには、経済的に自立のために県指定の職業能力開発講座を受講後、自立支援教育訓練給付金が支給されます。支給額は、対象講座の受講料の4割相当額で上限20万円、下限は8,000円であります。

次に、就職に有利な資格取得ということで、経済的にということで2年以上の養育期間で受講した場合に、高等職業訓練促進給付金というものが支給されるわけでございます。この支給対象資格は看護師、准看護師、介護福祉士、保健師、理学療法士、それから作業療法士であり、支給期間は終了期間の最後の3分の1の期間で、月額10万3,000円支給されるというふうになっています。

今申した制度を利用された方は、今年度は蟹江町において母子家庭等の就業支援センターで行われている母子家庭の母等対象訓練のパソコン講習に5名の方が申し込まれまして、3名の方が既に受講を終了しておるところであります。1名の方は現在受講中でありまして、あと1名の方につきましては、本人の都合によりキャンセルされたというふうに聞いております。

また、高等職業訓練促進給付金の利用状況につきましては、現在2名の方が申請中でありまして、また、町の労働相談の母子就業相談では2件あり、支援により後ほど就職されたというふうにも聞いておるところであります。

それから、あとにつきましては、手当の関係であります。

先ほど議員が言われましたように、20年の法改正によって、この来年度4月から半額になるということを言われておりましたが、これにつきましては、昨今の報道によりますと、一応凍結されたというふうに私どもも聞いておるところであります。これにつきましては、まだ最終的な決定等も来ておりませんが、昨今そのように報道されておりますし、また、日には忘れましたが、愛知県の母子・寡婦大会が名古屋市で開催されたときにも、大会の中では、このように凍結される見通しというような明るい見通しのお話も愛知県の会長の方から報告されているところであり、そんな状況で、どうにか児童扶養手当の方の凍結ということで、若干明るい見通しは立っておるところであります。

特に町の手当の増額につきましては、町の財政上困難と思われまして、現在、国等の施策

というものがあくまでも自立支援に向けた施策、就業等を支援していくということで行っておりますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○8番 中村英子君

お聞きしたいことは、このような制度が法改正の後に5年間たって、では、この制度が生きて、そして母子の生活の改善あるいは収入の向上が幾らかでも図られたのかどうかという視点なんです、お聞きしたいことは。

そこで、今、石原民生部長からご答弁がありましたように、パソコンを習ってみえる方もいるし、申請中の方もあると、そして、また、ほかのことにも勉強しようというところもあるようなご答弁がございました。非常に提供されているメニューというのはたくさんあります。たくさんありますけれども、実際にそれを利用するときのまず障害が1つあると、それは何の障害かといいますと、実際に母子世帯のお母さんというのは、今256名のうち31名は働いていないというお話ありましたが、ほとんどの方は何らかの仕事を持っているわけですよ。1つの職場では収入が足りず、2つも3つも——3つはどうか知りませんが、かけ持ちをしながら生活していると。つまり目の前の仕事をこなし、子供を育てるということに精いっぱいありますので、十分この与えられたメニューに対して受講することができないという一つの現実があると思うんですね。

そして、もう一つは、仮に受講して、例えばパソコンの講座やそれからヘルパーの仕事等を取ったといたしましても、それによってすぐさま収入がアップするというような状況にはなっていないのではないかという現実なんですけれども、そのところをどのように蟹江町の担当者は把握してみえるのか、まず、その質問でありました、最初の質問は。

蟹江町の母子世帯の収入ですけれども、収入の一覧表を以前にいただいております。これ古いんで、平成17年8月ということですが、少し古いんですけれども、おおむねこのような状況ではないかと思いますが、母子世帯の収入は、大体200万円以下が85%になっております。それ以上が15%ぐらいあるわけですよ。あっても200万円から220万円、220万円から240万円というふうになっておりますので、いずれにしても260万円以上というのは非常に少なく、蟹江町の母子世帯の収入というのは、今申し上げたような状況にあります。この状況にありながら、半数以上の人たちはカットされてしまったと。それで、非常に今厳しい生活を強いられる状況になっているということなんです。

新聞報道にもよりますと、就業支援というのは現実離れだと、就業支援は現実離れで、これは十分に活用されていないと、このように活用されていないのに、母子世帯に対してカットを続けるということについては、本当にそれでいいのだろうか、そういう議論があったことは今、石原民生部長もおっしゃったとおりですね。今、母子に貸付資金のことも言いましたけれども、貸付資金につきましても、毎日日々生活していて、その生活するだけに精いっ

ばいの収入しかない人が、さらに借金をすると、しかもその借金には保証人が必要ですよという状況になっているときに、どうしてこの制度を自分の生活のために生かすことができるのか。そういう制度そのものの不備が大変にあるものだというふうに思います。

審査もまたそれについては厳しいわけですね、一応そんなことは言っているんだけど、いかにも行ったらすぐ貸してくれるような感じですけども、審査も大変に厳しいと。今申し上げましたように、就労支援といっても、なかなかそれは実効力がないと。そういうような状況だと思います。そして、費用も一部負担してくれると、勉強のために資格を取るために一部を負担してくれるといったとしても、それはまた一部でありまして、ほとんどは自己負担をしなければならいんですよ。

これは、母子家庭だけの問題でもありませんけれども、労働の規制緩和や、今1,000万人もいると言われている200万円以下の年収の人たち、そして就職しようしようとしても、就職できない若者がたくさんいるわけですから、その中で母子が仕事を得ようとするのが、どれだけの困難さを持っているか。そのことを考えたときに、手当の削減というのは、本当に非情なやり方だなと、自民党と公明党、それから小泉さんは大変ひどい人だなと、そういうふうに私は思っているわけですけども、5年間でも臨時やパートはふえております。常勤は4割、パートは5年間でも臨時やパートの方がふえておりまして、パートの平均収入は110万円であるというデータがあります。いかに政府の政策が現実離れしたものであるかということで、結局、母子世帯を窮地に追い込んだだけだと、このようなことであります。

蟹江町もこのような状況にある世帯に対して、何らかの救済をしたかといいますと、これもまた国の政策に追随して、追い打ちをかけることをしているわけですね。愛知県も蟹江町も遺児手当、これ独自で出しているものですけども、この遺児手当についても、これを5年間に限定をいたしました。これは県が月額4,500円で町は2,200円という少ない額ではありますが、18歳の3月末までに支給してございましたけれども、行政改革の名のもとに支給期間を5年間に限定をいたしました。また、就学援助の一部も削減をいたしましたし、また9月議会におきましても、保育料について実質値上げをいたしました。

町の財政を預かる立場から言えば、国からの税源移譲が十分されていないという、それに伴って税源移譲が十分されていないという苦しい事情があるということも理解はしますが、しかし、手当を受け取る側、保育料を支払う側の母親の苦しさに追い打ちをかけていると、そういう実態であるということは間違いないと思います。

このような状態をこのまま放置しておくわけにはいきませんので、民主党は、この12月5日、衆議院に手当削減の撤廃を目的とする法案を提出いたしました。これに対して石原民生部長から説明がありましたけれども、自民・公明は、全部削減ではなく、一部は削減しない趣旨を法律ではなく政令で対応したいと言っているんです。この中身については発表されておりませんので、わかりません。金額を凍結したままにして、期限5年間というのはどうな

るのかということで、そういうことが報道されておりますけれども、まだこれは決定をされていないというふうに私は思っておりますけれども、これはもう決定されているというふうに石原民生部長は言っているようですけれども、そういうような理解でよろしいのでしょうか、その辺をまたお伺いをしたいと思います。

私は、この法案も政令で対応したいという自民・公明の案も現在では棚上げになっていると、行方は不透明だというふうに見ておりますけれども、その辺についてもご答弁をいただきたいと思えます。

ちょっと長くなったので質問がよく理解できないかもしれませんが、1つは、蟹江町の年収ですね、母子世帯の年収の変化、そして、また、この5年間の就労支援なんかによる母子世帯がどのようにこの恩恵を受けることができたのかできていないのか、その点についてと、それから来年4月に向けました、その中身ですね、それについてのご答弁をいただきたいと思えます。

○民生部長 石原敏男君

母子世帯の状況でありますけれども、議員が言われましたように、所得の面におきましては十分私ども分析したものを持っておりませんが、一般的に社会で今よく言われているように、200万円以下の世帯が大変多いということで、当然母子世帯においても、その辺のところがあるのではないかとこのように思っております。

先ほど答弁の中で言わせていただいたように、一部停止の方がみえるというような、半分近くは一部停止ということでは言わせていただいたんですけれども、やはり所得制限が厳しゅうございます。そうした中で本当に高額所得を得てなっている方というのは少ないと、あくまでも低所得者の方が多いのではないかとこのように思っております。

それから、あと、就労の状況でありますけれども、これは以前からよく言われておるんですけれども、私どももよく認識しておるんですけれども、やはり母子家庭であって、なかなか新しい仕事を見つけることも困難であろうと、幾ら県が——国の施策での、これは従来の金銭給付から経済的支援で就労を中心とした支援を行うんだということの方針を出されてはいるんですけれども、やはりこの就労支援についても十分ではまだまだないというふうな我々は認識しておりますし、特に現況届をいただいた際に、本当に働けるような方で未就労の方については、当然このような制度があるということは十分窓口でもご説明し、就労されるように促進を説明しているところであります。

それから、先ほど言いました国の遺児手当の関係でありますけれども、私が言わせていただいたのは、新聞等で報道された中で言葉でありまして、その辺の凍結されたとか、そういうことは私どもの方に来ておりませんので、私が新聞で読んだ範囲内でお答えさせていただいたということでもありますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○8番 中村英子君

私は、もう少し町内の母子世帯の実態ということについて町サイドで把握をしてほしいと思うんですよ。お聞きしますけれども、じゃ、蟹江町の母子世帯の母親で正社員、正職にしているのはどれだけおりますか。パート、臨時の方はどれだけなんですか。そして、収入はどれだけですか。そして、また、父親から扶養手当をいただいて生活できている人はどれだけですか。蟹江町の母子世帯の実態の把握というのは、どういうふうに行っているんですか。一般論では物事を言えますけれども、現況手当も出してもらえますし、それから民生委員さんの方も回っておられますし、いろいろなことでもう少し母子世帯の実態ということをも町として把握していただく必要があるのではないのでしょうか。生活がどの程度困っていて、母親は何時間労働をしているのか、そういうことについても何ら知らないというようなことになれば、対応の仕方がないと思うんですよ。そして、ここに問題があるというところもできないじゃないですか。母子世帯の実態というのをどういうふうに皆さんは把握されているんですか。

これはプライバシーだとか、そういう問題でないですよ。すぐそういうことを言うと、プライバシーがどうだとかこうだとか言うんですけれども、プライバシーどうだこうだという問題ではないんです。就労の実態をきちんと町が把握して、もう少しきめ細かくケース・バイ・ケースで、町が手を差し伸べねばならないところはならないところとして、把握すべきじゃないのでしょうか。以前にも言いましたけれども、全くその把握というのは、単なる一般論だけで、個々にされていないんですか。

だから、もう一度お伺いしますけれども、蟹江町の母子世帯のお母さん、どのぐらいが正職員ですか、正社員ですか、パート、臨時はどれぐらいで、収入はどれぐらいですか。そして、大体平均1人のお子さんなのか、2人のお子さんですか。養育費というのはどれぐらい入っておりますか。養育費は15%から16%ぐらいしか入っていないということですので、その辺の実態をもう少し把握していただきたいということを、まず申し上げたいと思います。

日本では、無職のひとり親よりも、つまり無職というのは31人まだ無職だということなんですけれども、就労中、仕事を持っているひとりの親における貧困率の方が高いというふうには指摘されているので、多くのシングルマザーはいわゆるワーキングプアの最低ラインのところにと滞しているということになっているんですから、その辺のところを皆さんもう少し把握していただきたいと思います。

それで、次の質問ですけれども、今、民生部長も言われましたけれども、民主党が法案を出しておりますので、このような法案が通るか、もしくは自民党・公明党が政令でやることの中身が——中身のその内容は貧弱なものだと思いますけれども、通ればいいんですけれども、通らない場合ということになってきますと、18歳までの受給は全くないということになっちゃうんですね。18歳まで得られるということはないと、そうしますと、子供たちは大

きくなるに従いまして、やっぱり学費というものがかかってまいりますので、高校とか大学まで行ける方もいらっしゃると思いますけれども、そういったときにどうするんだという大きな壁に直面してしまうわけなんです。ひとり親のその方がそういう状態で苦しければ、やっぱり子供たちも高校や大学というような進学についてもあきらめざるを得ないという、そういう状況が生まれてくると思います。そして、この進学をあきらめてしまうということが、貧困の連鎖という言い方はおかしいんですけども、教育が十分に受けられないことによって、またこの方々がワーキングプアと言われる、そういう状態の中に入ってってしまうという可能性が一般家庭よりも非常に高く言われているわけです。ですから、この貧困の連鎖を食い止めるということ、そして高校だとか、最低でも高校までは行かせてやりたいというような、そういう気持ちもあるわけですから、私は、蟹江町に対してこのような状況の中で支援策として検討していただきたいことをご提案したいと思うんです。

まず、今も申し上げましたように、母子世帯の進学に対しまして無利子での貸付制度、町としての貸付制度ですね、これは。そして、高校へ入る場合でありますけれども、無利子での貸付制度をして、そして卒業して収入を得てから、それを返してもらうというような方法、方策がまずとれないだろうかということが1点であります。

私立高校の授業料の補助として、蟹江町も今まで年間1万円出しておりました。そして、これからは3年間で8,000円、6,000円、5,000円というふうに下げますよなんていうことを言っております。年間1万円出すよりも、こういう制度よりも、むしろ貸付制度などを行って蟹江町で生まれ育った子供たちが将来に希望が持てる、そんな後押しをするような制度として1つご提案をしたいと思います。

それから、賃貸住宅に入居している人が圧倒的であります。母子世帯の中では自分のお家に住んでいる人は非常に少ない。賃貸に住んでおりますので、この賃貸住宅の住宅の補助制度、補助をやっぱり全額とは言いませんけれども、その住宅に対してやっていく制度をつくったらどうかということでもあります。大きな市でありますと、市立のアパートなどがありますけれども、蟹江町はそういうものがありませんので、町営住宅だとかそういうものがありません。名古屋市では市営住宅がありますもんで、母子家庭を優先して入れていただいたりしておりますけれども、そういうものがありませんので、母子世帯に対してこの住宅手当等、賃貸に対する手当の補助をしていくと、そういうようなことの検討をお願いしたいと思います。

それから、ファミリーサポートというのがあります。蟹江町にもファミリーサポートというのがありますが、母子世帯にこそこの制度を大きく利用していただきたいと思うわけです。しかし、これも利用料の負担というのがありますので、これも減免するだとか無料にするだとかで、もっと利用しやすいようにして手助けをしていくと、そういうふうにしていただきたいと思います。

それから、保育料についてでありますけれども、保育料も今回9月に改正をいたしまして、そして、非課税世帯に対して最終的には3度目で本当に配慮をされて、非課税世帯の上げ率というのが抑えられておりますけれども、今申し上げましたように、均等割が出る世帯がふえました。それは、養育費も所得として加算するということになりましたので、従来125万円であったら105万円か6万円か10万円養育費をもらったら、それは135万円になってしまうわけですね、所得が。この方々は均等割を払わなきゃいけないわけですよ。そうすると、均等割につきましては、非常に負担額が大きい。現在5,000円だったのが2年後の人は1万円以上というようなことになっておりますので、母子家庭の実態ということをもう少し綿密に調査し、そして必要な方に対しては、この保育料に対しても減免をしていくと、そういうような制度を設けていただきたいと。私は、蟹江町に、今、人数を言いましたけれども、300名前後いらっしゃるこの子供たちが本当に……

○議長 菊地 久君

あと1分です。

○8番 中村英子君

町としてこれぐらいのことはしてあげてもいいんじゃないかと。とにかくこの世帯の子供たちが将来に夢の持てないようなことではなくて、それを少しでも蟹江町としては助けますよという、そういう姿勢を子供たちに対しても示していただきたい。そのことをお願いして質問を終わります。

答弁は、最初の内容の答弁を言っていたきたい。

○議長 菊地 久君

中村英子君の質問で、どなたが答えるかわかりませんが、母子世帯の実態について具体的に現状がここで報告ができるかどうか、それが1点。

2つ目は、中村議員からいろいろ提言事項がありましたけれども、そのことについて考え方が答弁できるかどうか、どなたか実態報告やれますか。

やれる、どっちやる、あんたやる。後日出すの。今、出せるの、出せん。言える。書類か何かつくってあるの。後日。

暫時休憩いたします。

(午前 9時42分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時45分)

○民生部長 石原敏男君

母子家庭の実態でありますけれども、ある程度所得についての分析はされておりますけれども、それ以上のことについては、きちんとした分析は現在しておりません。当然今後、現

況届を出していただいたときに、それなりの調査をしておりますので、それに基づいてきちんと分析をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

それから、あと、いろいろご提言をいただきましたけれども、これにつきましては、教育部分の方につきましては教育長の方からお答えをしていただくんですけども、保育料の問題、それから住宅等の助成等につきましては、また今後町の方でも十分検討、研究等させていただきますと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○教育長 石垣武雄君

失礼をします。

母子家庭のお子さんが高校、大学の方へ進学をあきらめざるを得ないというようなことをお聞きしたんでありますけれども、そのためのいろいろな提言というか、特に最初の無利子の貸付制度というようなこともありました。現在、蟹江町の高校進学は97%ぐらい、現在は管内が95%ぐらいというような状況であります。今、高校進学ということを言われたわけですが、私の実際の管轄というとおかしいですけども、小・中学校ということでありまして、これは準要保護ということで母子家庭の方から申し出をいただいて、そして給食費、学用品、そういうものを口座へ支給をしているところでありまして。そういう補助をしながら、小・中学校においては子供たちが支障なく学校生活を送れるような、そんなようなことを進めております。

高校進学ということと言われたんですけども、それについてはまだまだこの出口ですけども、実際今の問題でいきますと、補助金制ということで1万円、先ほど議員もおっしゃられたようにしておるところであります。これについても、今後もこのままのことで進めていきたいと思っておるわけでありまして、先ほどの何しろ無利子の貸付制度とか、卒業して返していただくとか、そういうような教育に対して、さらに中学校卒業後のことに対して今ご提言いただきましたので、また教育委員会としても考えながら、また、これは教育委員会だけでは決めることができませんので、ほかのところとも連携をしながら検討していきたいと、そんなふうに今思っております。

○議長 菊地 久君

もういいですね、答弁の方はないですね。いいですか。

以上で中村英子君の1問目の質問を終わります。

中村英子君の2問目「蟹江町社会福祉協議会の運営について」を許可いたします。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

引き続きまして、2問目についてお願いをいたします。

社会福祉協議会ですけれども、この社会福祉協議会も設立されて、もうかなりの年月がたって、それぞれの活動をしていただいております。

蟹江町も、19年度予算の補助金として2,654万6,000円ということで補助金を一括出しておりますし、また、社会福祉協議会の中で行われています事業別についても補助金を出していると思います。そして、福祉事業をやっております。社会福祉協議会としましても、自分たちの自主財源ということで、ほぼ町内の全世帯対象に、町内会ごとに会員募集活動をいたしましてご協力をいただいております。こういう状況ですから、町民の方々も社会福祉協議会と蟹江町は一体だというふうに思っている方も多いと思いますし、事実、福祉を推進していく中では、蟹江行政と社会福祉協議会というのは一体的な存在であるというふうに思います。ですから、この社会福祉協議会でも、町と同じように、内容的には民主的で公正な運営をしていかなければならない団体ではないだろうかというふうに思います。

しかしながら、運営について若干の問題があるのではないかと思います。問題の1つですけれども、2年前に会長の選出に問題があったのではないかとということで、当時、菊地議員から、この本会議場で質問が出されました。福祉協議会の理事が14名おりますけれども、そのうち4名しか出席していないで会長を決めてしまったというようなことのでございました。これが果たしていいことか悪いことかということで質問を菊地議員がいたしました。そのときのご答弁ですけれども、民生部長が答弁をいたしました。その民生部長の答弁は、この手元にありますけれども、公正に行われておまして、何ら問題がありませんというご答弁をしております。これは議事録にありますので読んでみますと、会長というのは、理事会及び評議員で選任された理事の互選によるもので、定款に従い公正に行われており、何ら問題ないと思っているというふうにご答弁をいたしております。このご答弁ですけれども、果たして正しいものなのかどうかということでもあります。

定款を少し見てみたいと思います。定款には、理事会というのは、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き議決することはできないというふうになっております。そして、前項の場合において、つまり理事会を開くにあたってですけれども、あらかじめ書面をもって欠席の理由及び理事会に付される事項について意思を表示した者は出席者とみなすと、このようになっております。これでよろしいですかね。そういうふうになっております。

つまり、社会福祉協議会というのは大変に大切な団体でありますので、簡単な委任状を出しておけば事が済むよという団体ではありません。この理事会に付される事項について意思を表示した者、つまり提案されております議題について意思を表明してあるわけですから、それについてだれだれというふうにして書いてある人、書いてあるものは有効であって、その有効票が3分の2を超えれば会議を開くことができるという意味であります。ですから、この

単なる白紙で、欠席で白紙で出した者は出席者としてはみなされないという規定でありますので、当時どれだけ佐藤篤松さんに票が入ったんですかということをお聞きいたしましたけれども、理事会の席ではその答えはありませんでした。つまり大概が白紙委任で4名しか出席しておらず、会議が開けないという状況だったと思います。出席の定足数に達していない。会議が2年前には開かれなかったと。開かれなくてもかかわらず、会議を開き、会長を決めて、これは何ら問題ありませんというふうに答弁をしております。

いいですか。私が言いたいことは、単なる委任状ではないということなんです、この書類は。私が常任委員長になりまして、この会議に出席いたしましたので、そこからいろいろ通知をもらいますけれども、これは書面議決書というふうになっております、書面議決書。ですから、これについて議案について賛成、反対、今度の会長にはだれだれがいい、そういうふうに明記されていないものは出席者ではないと、そういうことでありますので、当時、出席者は4名しかいなかったわけですから、会議が開かれていいはずがないんですね。そういうところで会議を開いて会長を決めて、そして、これは定款に基づいて何ら問題ないという前民生部長が答弁しておりますけれども、この答弁でいいんでしょうかということをおまず第1点お伺いをしたいと思います。

2点目ですけれども、理事会の委員の構成であります。この14名今いると言いましたが、この方々のほとんどが補助金を社会福祉協議会から直接にか、あるいは蟹江町から受けて、それぞれの団体を運営している会の代表者であります。14名の中の11名は、そのように補助金を受けている団体の代表者でありますので、この人たちが大変それぞれの会では活動をしているかもわかりませんが、補助金を受けているということで非常に従順、従属的な立場になっているわけなんですよね。ですから、この方々がほとんどを占めているというような会議であって、果たしていいのかなと、構成員ということについてももう少しこれは考えて、定款の変更などを行っていくのではないかと。意見が出にくいのではないかと思うんですね、この会が、そういう方々です。ですから、この構成員の問題ということについても考えていかなければならないと思いますけれども、どういうふうにお考えでしょうかということなんです。

それから、3点目ですけれども、学識経験者ということなんです。学識経験者という者が理事会に3名ということになっております。そして、大概この学識経験の方が会長、副会長をやられるというような流れになってきております。蟹江町の議員の中でも杉山議員が社会福祉会のほとんど発足当時からずっと会長を続けて、学識経験者で入って会長を続けてきたという事実が皆さんもよくご存じだと思いますけれども、この学識経験者ですけれども、どういう推薦過程を経て、だれが推薦してきたのか、そのようなことは全く不明であります。

私も、今回理事の改選がありましたので、3名の学識経験者に対しまして、大体だれに言っ、どう推薦されてきましたかということをお伺いしましたけれども、これに対するの回

答はありませんので、一体どうなっているのかさっぱりわからないというのが実情であります。この学識経験者の取り扱いについて、もう少し町としても関与すべきことがあるのではないかというふうに私は考えますけれども、これも当時、菊地議員が指摘をした事項であります。菊地議員が指摘したときに斎藤次長が答弁をいたしておりまして、学識経験者の推薦に対しては関知していないと、蟹江町は関知しておりませんというふうに答弁しております。関係ありませんということですね。だれが学識経験者になろうと、だれが理事であろうと、関係ありませんという答弁をしておりますけれども、しかし、今も申し上げましたように、社会福祉協議会というのは、全町的にやっぱり影響を及ぼす団体でありますし、蟹江町の行政と一体の団体でもあります。そして、町の職員を事務局長として派遣して、そして、その運営に携わっているわけですから、その中身についてだれから何がどうなって学識経験者が来たのか、推薦されたのか、全く私関知しません。このような答弁で、ちょっとずさん、いいんでしょうかね。私は、この斎藤次長の姿勢、任しておきゃいいやというような感じなんでしょうか。それが、やっぱり若干の問題を社会福祉協議会の中で持っている一つの原因にもなっているんじゃないかと思います。

それから、もう一つですけれども、選ばれましたその学識経験者の会長であります。この会長については、さまざまなご意見がございますけれども、この会長が利害関係があるということなんですけれども、要するに住宅改修等、その他行っておりますので、福祉の住宅改修についてもこの方のご商売でもありますので、どんな商売でありましても、その会長職たる者が、その福祉にかかわる内容と利害関係を持つ者が会長としていることが果たしていいかどうか、この辺のところも問題ではないかというふうに私は思いますので、こういう状況をつらつら述べていますと、社会福祉協議会の運営が別団体とはいえども、町と一体なわけですから、このままでいいとは私はとても思えません。

今後の方向については町長もいろいろ考えているようでありますので、今申し上げた問題点、問題点は問題点として答弁をしていただきまして、今後の問題として町長から答弁をいただきたいことがあります。それは蟹江町の集中改革プランでは、2年後には職員を引き上げるといいますか、職員の補助も補助金を減らしてしまっ、そして指定管理者にするのかどうい状況にするのか検討中であるというようなことが集中プランに書かれております。この2年後の状態でありますが、どのような姿形で社会福祉協議会というものを運営されていこうとするのか、その見通しについてお考えがあれば町長の方からご答弁をいただきたいと思ひます。

以上です。

○民生部長 石原敏男君

それでは、私の方から前段の方だけご答弁をさせていただきます。

最初のご質問で2年前の理事会の問題点ということでは言われております。先ほど議員が言

われましたように、これにつきましては17年12月議会で菊地議員からの質問があったものがあります。これについては、当時の民生部長より答弁をさせていただいておりますけれども、当時この理事会については成立しているというふうにご答弁しておりますけれども、私についてもそのように認識をしているところであります。

(発言する声あり)

認識、当時の民生部長の答弁で成立しているということを言われておりますが、私においてもそれは成立しているというふうに思っております。

これにつきましては、成立の根拠といたしましては、社会福祉協議会の定款第11条の5項では、理事会は理事の総数、14名でありますけれども、3分の2以上の出席がなければならない。その議事を開くことはできないということで、また、同6項におきましては、あらかじめ書面をもって欠席の理由及び理事会に付された事項について意思を表示した者は出席者とみなすとあり、会議に出席した理事につきましては、議員が先ほど言いましたように、4名の理事が出席し、残りの方は書面にてというふうに使われております。

そのときの書面につきましては、書面意思表示ということで、私は下記により開催の理事会に出席できませんので、次の事項について、定款第11条第6項に基づき、あらかじめだれだれに権限を委任する。または、出席理事の多数の意見に従うというような意思表示をいたしますというようなことで、文面で書面の意思表示票が提出されております。このだれにどういうふうになっているかということは、一つ一つ私どもも報告は受けておりませんが、それなりにきちんと整理されて最終の決定がされたというふうに認識しているところであります。

次に、理事会の構成の状況であります。

これにつきましては、理事のみならず評議員の構成につきましては、私が想像するには、法人への移行の当時、昭和54年2月でありますけれども、法人での社会福祉協議会を多くの方に理解を得るため、議会代表、民生児童委員の方、区長、町内会長の代表の方、学識経験、商工会などの代表の方等で理事、評議員が構成されたというふうに思っております。特に理事、評議員の構成などにつきましては、町が関与すべき問題ではないと思いますが、社会福祉協議会の定款の第1条の目的で、蟹江町における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的とするというふうに定められており、理事及び評議員がそのように携わるということで適正に選任されているというふうに思っております。

次に、学識経験者の推薦であります。

これにつきましては、学識経験者の推薦規定はないのが現状であります。特に前会長の杉山会長につきましては、当初は議会代表として理事に就任されておりましたが、会長に就任される際には学識経験者として理事に就任されているのが現状であります。

それから、神田為蔵副会長につきましては、民生委員の総務を退任されてからは学識経験者で理事に就任されているものでありますし、また、鈴木勇評議員につきましては、区長から、当時も民生をされてみえましたが、区長や民生委員を退任された後は学識経験者として評議員になってみえるわけでございます。

3氏につきましては、それぞれ選任区分の代表時代に社会福祉事業等に貢献され、引き続き理事、評議員に就任していただき、社会福祉事業の増進にご尽力を願うということで、就任依頼がされたというふうに聞いております。

また、現在の佐藤会長につきましては、3期12年の町政に携われ、社会福祉事業にも精通しているということで副会長であります神田、加藤副会長が就任を依頼され、それを受託されたというふうに聞いているところであります。

それから、あと、会長の利害関係の話が出ておりましたけれども、特に会長の利害関係でということで、住宅改修の関係が言われておりますけれども、これは18年度の実績で、介護保険による蟹江町内で行われた住宅改修が10件程度あるわけでございます。そのうち社会福祉協議会のケアマネジャーが携わったものについては2件であり、会長が経営されております会社の経営成績に影響を及ぼす点数ではないというふうに思っております。

したがって、法律的に抵触するものでないというふうに私どもは認識しておりますけれども、このことについては、それぞれ会長がよく判断されるべき問題というふうに、私どもは認識しているところであります。

じゃ、あと、町長に答弁していただきます。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁をさせていただきます。

中村議員からのご指摘で、21年度に向けて社会福祉協議会をどうしていくのかという考え方であります。

集中改革プランの検討中の8ページ、9ページではなく、私してございます集中改革プラン全体の36ページのところを見ていただきますと、全体の考え方が軽く考えてあるわけでありまして、つまり介護保険だとか障害者自立支援だとかという、今後これから重要でやらなければいけない、唯一町が認めた福祉機関であります。それをつくってきたわけでありまして、21年度になってそれをどうするかということについては、できれば自立をしていただけるような、そんな働きかけをしていきたい。そして、最後のそのご指摘をいただきました平成19年度の実施検討のもとで50%の達成ということになっております。これは、20年度に検討をして、21年度に何とか100%にしたいなという考え方のもとで50%という書き方をしたわけで、非常にこれは大変わかりにくい書き方をしまして、これは申しわけないと思っております。

ただ、2,500万円の補助金のうち、人件費分が相当入っていることについては重々承知お

きをしております。そういう意味で、蟹江町の職員を一たん21年度は引き上げ、そして社会福祉協議会の中で自立ができるような施策をこの19年度、20年度に考えていただく、そういう考え方を持っております。できますれば、いわゆる包括支援センター等々の業務もやっていただけるとありがたいのかな。ただ、来年度から始まります後期高齢者の問題、それから健康診査等々、難しい問題が出てまいります、町のできないことのサポートを福祉協議会でやっていただける、まさに町と二人三脚でやっていただけるような、そんな自立した機関ができれば私どもとしては最高だというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思えます。

○8番 中村英子君

民生部長のご答弁ですけれども、私たちがいただいている欠席の書面について、議題に対して意思表示があるかないかということなんです。その意思表示のあった者は出席者とみなすということなんです。ですから、意思表示のない者は出席者とはみなされないわけです。見解がおかしくないですか。

そして、もうその新しい理事会の理事長を決めるときに、その前日か、その前日かわかりませんが、その人たちはもう任期切れちゃっているわけ。全員任期がそこで切れちゃっているわけでしょう。それで、慌てて翌日、空白をつくってはいけないということで、翌日理事会で会長を選任しているわけなんです。そういう物事のやり方ですよ。

そして、この提出してくださいという書面議決書ですよ。ですから、今、石原民生部長が言ったように、委任状的な扱いをしても、委任状的な扱いで物事が済む段階ではなくて、あくまでも議決というものの意思表示によって運営される団体であるという解釈なんですけれども、この解釈は、じゃ、違うんですか。

私は、当時の民生部長の答弁は誤りでしたというふうに言ってくれると思っていましたよ。誤りではないということになると、あなたの言っていることと、定款に基づいて行われていることとの間には、私は間違いがあるように思うんですが、そのことについてはちゃんと書いてあることに基づいて、定款に基づいて運営していただかなきゃなりませんので、それならそれでいいんじゃないかと、これからは。今、民生部長が言われたように、だれだれに委任しますとか、だれだれにどうこうだというふうに書いてくださいなんていうことはどこにも書いてありませんよ、この議決、あれには。書面議決書というのには、書いてありませんよ。次の事項について、書面により議決権を行使いたしますですよ。そして、それによって、物事を決めていくという運営の仕方が社会福祉協議会の団体のやり方じゃないんでしょうか。何でもいいんでしょうか。じゃ、10人が委任状を出して勝手にやってくださいという運営の仕方、それでも構わないという物事の考え方なんですか。それについてもう一回伺いをしたいと思います。

それから、理事会の構成の問題ですけれども、団体がしていると、各種団体の代表がして

いるということについて、少し限定された会議になってしまうと、意見とかそういうことについて。それから、今、町長が言われましたように、福祉施策、福祉の事業の中身というのは、どんどん拡大をしていくという状況の中にあるんですね。この拡大していく状況の中であって、町だけがその拡大部分を支えていくのか、あるいは、また、社会福祉協議会にある程度の部分をやっぱり担当してもらって、一緒にやろうよということになってくれば、それはもう今の理事の構成ではなかなかその運営というのは難しいというのが現実ではないかと私は思うんです。ですから、この構成についても、来るべきその姿、21年度以降の姿を考えてみたときには、その構成員についてもやはり改めて考えていかなければならないんじゃないかと、そういうふうにご指摘をしておきたいと思います。

それから、学識経験者の問題です。もちろんその団体の中身で決めてもらうことではありますけれども、1人の人が1回何かのことで入っちゃったら、ずっとその人はそのまま、なぜか知りませんが、名簿にばつと載ったまま、1度任期が切れるということになって、2年、2年の任期であるなら、全部前の2年の人はもうそこで任期切れるわけですから、新たな任期のときにそのままの人たち、知らないうちにどっと入っていくというような物事のやり方ではなくて、きちんとやっぱりその時点はその時点で、どういうことによってどういう推薦を受けて、どういう方がなられていますよと、どなたでも推薦していただけますよとか、そういうふうなやり方を持っていかないと、これが私的なものになっちゃうんですね。非常に会議が私的なもの、やっぱり気の合う者同士のもの、そこら辺で知り合い同士で回していってしまうというような会議になってしまって、これは皆さん一般の町民に説明がきちんとできるような状態ではないと私は思いますので、少しその辺のところも相談するなりアドバイスするなりして、きちんと説明のできる、そういう状況をつくっていただきたいと、そのように思います。

私も今は1年間ということですので内部におりますので、そのことについては発言をしていきますけれども、少しそこはやっぱり改善をしていっていただきたいと思います。

それから、会長が利害関係があることがいいのかという問題ですけれども、今の石原部長の答弁ですと、影響を及ぼす程度ではないから、今ならいいと。私はこれちょっとよくわからないんですね。影響を及ぼす程度のことしか今受けていないでいいとか、そういう程度の問題ではないんですよね。影響が、じゃ、どの程度影響がふえたら、この人はいかんとか、そういう物事の尺度ではないんです。尺度が違う。そういう影響を受ける、利害関係のある人がその地位にいるかいないかということがありまして、その人が請け負っている仕事の量が多いから少ないからいいとかという問題の解釈じゃだめ。そんなことではないじゃないですか。その辺のところの解釈は、やっぱりきちんとしていただきたいと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、将来的なことですけれども、さっきから言っていますように、今の状態のまま

で、とても私は、横江町長が思っているような新たな社会福祉協議会の姿ができ上がるとは思えないんですね。やっぱり今からきちんとそれについては準備も必要でしょうし、そして、また、要員、人の確保、そして会議の中におけるそちらの方向性を示していく。全然佐藤会長は「何も聞いておらんで、わしゃ、知らん」と言っていました。2年後にはこういうふうにしたいんだよと町長も言っていますよと言うと、「私は何も聞いとらんで、知らん」と言いました。そんなようなことで、果たしてこの社会福祉協議会のあるべき姿というのができ上がってくるのかどうか、もう少しそこは、皆さん大変福祉のことで忙しい、もうね。今、高齢者福祉のことも、医療費も出てきちゃったし、今、福祉がどんどん拡大して、もう忙しくて忙しくしようがない。そんなところまで頭回っておらんわと、斎藤次長思うかもしれないですけども、やはり全体の町民を巻き込んでいる団体でありますので、その辺のところの運営について、もう少しきちんと内容をただしていくと、そういう姿勢でかかわりを持っていただきたい、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 菊地 久君

具体的にわかりやすく答弁してください。

○民生部長 石原敏男君

それでは、最初に、意思表示の関係でのご質問と思います。

先ほども言いましたように、当時の書面の意思表示ということで、一部いただいているわけですけども、それを先ほど読ませていただいたんですけども、ここでもきちんと権限を委任する意思を表示するというような形で文章書かれていて、それに基づいて定款で定めている意思があったというふうにみなして、この書面は有効というふうに社会福祉協議会の方はとって、その日の会長選に当たったというふうに聞いておりますので、私もそのような理解のもとでおるわけであります。

それから、構成メンバーとか、それから一定の長いことやっているというようなご意見がございました。これにつきましては、私どもの方でどれだけ、現在職員が事務局長として派遣してありますので、その辺のところについては、どれだけ我々が助言ができるかわかりませんが、きちんと助言しながら、また他の社会福祉協議会の状況を見ながら、1度よく精査するように助言はしていきたいと思っております。

当時、先ほど言ったように、昭和54年当時からずっとこのような代表者のメンバーでの構成となっておりますので、現在この社会福祉事業を取り巻く環境も変わっておりますので、その辺もあわせて1度助言はしていきたいと、事務局長に助言をしていきたいというふうに思っております。

それから、利害関係の問題でありますけれども、やはり10件中2件ということで、余り影響は及ぼさないということも私は思っておりますし、また、この事業については、あくまでもケアマネジャーが指図して業者を選ばせるものでもないし、あくまでも発注される個人の

方が自分の意思のもとでされるものでありますので、先ほども言いましたように、そういうものについては会長自身がどうされるかということは、それぞれの会長の判断になってくるというふうに私は思っております。

○町長 横江淳一君

先ほどの2年後の話でありますけれども、今現在、蟹江町の職員を送り出すときに、現会長さんには2年後には自立をしていただく旨、お話を必ずさせていただいております。そして、今後ふえるであろう、いろいろな社会福祉事業に対して、蟹江町独自のやっていくのはまず不可能であります。これはもう事実であります。そういう中で、先ほど来から申し上げていますように、二人三脚の形をとっていきたい。仮に職員を引き上げたにしても、例えばそういう資格の者があれば、あっせんする。そして一緒になって一つの物事について行動していくという、こういう姿勢が必要ではないのかなというふうに思っております。一概に社会福祉協議会のあり方はこうであるという考え方は、僕はこれは間違っていると思いますし、日本全国、自立をして立派に市町村で活躍している福祉団体はたくさんあるわけありますので、蟹江町で唯一、社会福祉団体として認められておる団体でありますので、より有効にこれからは活用し、皆さんと一緒になって大きくなっていければありがたいというふうに思っておりますので、何とぞよろしくご理解をいただきたいと思っております。

○8番 中村英子君

非常に多くの解決すべき問題を乗り越えなければ、横江町長が求めているような社会福祉協議会にはならないであろうと、道のりは遠いというふうに私は思いますけれども、やはりいい方向に持っていくような2年間のご努力をお願いしたいと思います。

私は、2つ確認を最後にいたします。

石原民生部長の答弁ですけれども、委任状があれば出席者は1人や2人でも、委任状ではないですけれども、今の民生部長の答弁で、1人や2人でも物事を決めていって、そういうやり方でいい団体だと、そのやり方は別に問題ないと、そういうふうに私は聞こえますので、それでいいということですね、それは。私は、その解釈は違うと思う。私は違うと思いますし、そういうあり方であったはならないというふうに思いますけれども、それでいいと、1人か2人しか出席しなくても、そういうふうに紙に書いてあれば、それで物事は決めていってもらってもいい団体だよと、そういうことで1つはいいんだねと確認をします。

それから、利害関係についてですけれども、利害関係についても、その人たちが会長であっても問題ないと、いいですねと、そういう解釈だというふうに私は思いますので、その確認だけをお伺いをしたいと思いますけれども、つまりその2つをきちんと確認しておきます。

ですから、今後、私たちが推薦するについても、どういう商売をやっている人であろうと何であろうと、利害関係がある人であろうと関係ありません、どなたでも結構ですと。で、いいですねと、そういう会議の運営で。

私は、この定款については、今ここできちんと詰めることは時間的にできませんけれども、最後にそれだけを確認して、これはまた後ほど詰めたと思います、それだけお聞きいたします。

○議長 菊地 久君

今、中村英子君は、最後もう一度確認ということですが、その2点についてご答弁をいたしますか。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

最後の確認を私が言うのも何でございますけれども、まず、第1点目でございますが、こういった経過、選任の経過につきましては、きちんと定款に定められた方法で行っておるといふふうに理解をしております。

ただ、中村議員が言われるような、ごく少数の人に委任状が集中した場合、これはよろしいかという、やはり好ましくはないであろうと、違法ではないが好ましくない状態ではありますので、今後は十分事務局長やら何やら、いろいろ機会を通じまして社会福祉協議会に申し入れを行い、そういったようなことがないように、できる限り努めていただきたいということで、ご指導という失礼ではございます。他団体でございますので、そのように申し入れをしていきたいというふうに考えておるところであります。

次に、会長の請負の関係でございます。

先ほど部長が答弁されましたように、原則は個人としてどちらの事業者さんを選ばれるか、それに対しましてケアマネジャーさんが間に入って調整を行い、必要な書類を整え、それで住宅改修等を行っていただくわけでございます。10件住宅改修を会長のお宅では18年度行われました。そのうちの2件が社会福祉協議会のケアマネジャーさんの紹介という形で上っております。その会長の事業者の年間の売上高等から勘案しますと、非常に微々たるものであるということで、いわゆる公務員関係、公職についた者の関係につきましては、これはまず問題ないであろうという見解を私どもは持っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

ただ、これにつきましても、倫理の関係で、利害関係のある者がそういうような事業を行って利益を得て云々ということになりますと、またあらぬ誤解を招くこともあります。たまたま18年度は10件中の2件ということでございましたけれども、これは非常に多くなってしまってもまた問題がありますので、ここにつきましても、部長が答弁されたように、会長さんによくお話をしていき、今後十分ご注意くださいようにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長 菊地 久君

以上で中村英子君の2問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時45分から再開をいたします。

(午前10時29分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 菊地 久君

質問2番 松本正美君の1問目「本町の救急救命の取り組みは万全か」を許可いたします。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

ただいま議長より許可を得ましたので、通告書に従いまして「本町の救急救命の取り組みは万全か」を質問させていただきます。

病気や事故など不測の事態から命をどう守るか、救急救命の取り組みが改めて注目されているところでございます。奈良県で妊娠中の女性が多数の病院に相次いで受け入れを拒否された末に、救急車内で死産したことは皆様も記憶に新しいと思います。同県では、昨年8月にも分娩中に意識を失った妊婦が19もの病院をたらい回しにされ、搬送先の病院で死亡する事件も起きております。今回の女性の方は、未明に出血し、通報を受けた消防は、奈良県立医大病院に受け入れ要請した。当直の医師は2人、空きベッドも2つありましたが、病院側は宿直医が診察中などの理由で要請を3回にわたって断ったと言います。女性はその後8つの病院に断られ続け、やっと見つかったのが40キロ離れた大阪府の高槻市の病院だったそうです。119番通報から3時間も経過しており、もっと早く対応ができていれば胎児は助かっていたのではないだろうか。妊婦のたらい回しは奈良県だけの問題として済まされないのではないのでしょうか。

本町でも、ほとんど毎日のように救急車がサイレンを鳴らして走っていきます。住民の皆様からは救急車の出動回数が最近ふえているのではないかと、今後、奈良県のようなことが蟹江町でも起きると心配だ。蟹江町の救急救命体制は大丈夫かと聞きます。救急車の出動件数を調べてみると、平成9年には962件の出動件数が、平成18年には1,477件の出動件数になっております。19年度は1月から10月までの救急発生件数は1,289人、前年同期より82人増加している状況です。このように年を追うごとに平成9年以降、救急の推移が上昇しており、今後ますます上昇していくのではないかと、本町でも救急救命の取り組みが心配されます。そこで、町当局にお尋ねいたします。

病気、交通事故における救急車による搬入先でのたらい回しは、これまであったのかなかったのか。また、このような事件の教訓を生かし、町民の安全を守るためにも救急医療を確保するための連携のためのネットワークづくりと、今以上の救急搬送システムの強化が必要

ではないかとお伺いいたします。

次に、救急医療体制についてでございますが、救命率向上の切り札としてドクターヘリが注目され始めております。ドクターヘリは、医師と看護師が搭乗して出動するため、空飛ぶ救急病院とも言える存在であります。交通事故などで被災した場合にあっても、15分以内に適切な治療が行えるならば救命率が高まり、後遺症も軽減されることが実証されております。私たちの住む愛知県では、愛知医大にドクターヘリが配備されているとお聞きします。

本町での重症患者の救命率向上に向けた取り組みとして、ドクターヘリの取り組みは重要ではないか。ドクターヘリの要請はあるのかお伺いします。

次に、病気や事故などの不測の事態から命をどう守るか、救急地域医療の充実が求められております。それと同時に、救急ではプレホスピタルケアにも一層力を入れる必要があるのではないかと。プレホスピタルケアは、病院前救護と訳されていますが、救急現場や搬送中に高度な処置を行うことで、救急救命効果を高める取り組みと考えればわかりやすいと思います。

最近では、町民の救急医療に対する果たす役割も必要ではないかと、そのためにも住民の皆様が安心して応急処置に当たられる環境づくりはできないかと要望をいただきます。2004年7月から一般の使用が解禁された自動体外式除細動器(AED)による救命効果に注目が集まっております。だれもがAEDを用いることができるという考え方を日本で初めて取り入れた大イベントが愛知万博でした。入場者数2,000万人を超え、会場内のアクシデントの発生は予想されていまして。だれでもがAEDを使用できるよう、万博会場全域にAEDを設置、この結果、万博期間中に5人の心肺停止患者が発生。そのうち4人の命がAEDを用いた救命処置によって救われました。この5人に救命処置を行ったのは、一般市民の皆様が中心だったそうでございます。

消防庁のまとめによると、昨年1年間に病気や交通事故などで心臓や呼吸がとまって倒れた患者の応急手当てに一般市民がAEDを活用したケースは254件に上り、前年度の3倍以上に急増したことが明らかになりました。このうち140件は心筋梗塞など心臓病の手当てに使われ、救急搬送された患者の1カ月後の生存率は32.1%と、AEDを使わなかった場合の8.3%に比べて効果の高さが証明されました。

町当局に安心・安全についてお尋ねいたします。

公共施設へのAEDの設置についてであります。本町においても公共施設への設置が推進されていますが、今後の設置についての方針をお示してください。

また、住民の多くの皆様が安心して救命講習が受けられるためにも、救急救命セミナーなどを開設していただき、心肺蘇生法及びAEDの実技講習を受け、普通救命講習終了書を多くの方々に講習を受けていただく取り組みはできないのか、お伺いいたします。

また、政府は、今年4月21日に8歳未満児にもAEDの使用と認め、解禁しました。

ただし、1歳未満には引き続き利用できませんが、本町の小学校にはまだ設置されておりません。小学校は緊急時の避難場所にも指定されており、ここは保護者の皆様や学校開放を含め、多くの皆様が入り出す施設であります。できるだけ早く小学校にもAEDが設置されるよう、さらなる推進と8歳未満の小児への対応策として、現在導入設置されているAEDに対しては、小児用パッドを追加し設置することができないのか、お伺いいたします。

以上で質問を終わります。答弁よろしくお願いたします。

○消防長 上田正治君

お答えさせていただきます。

全部で7問あったと思いますが、最初に、1問目、搬入先でのたらい回しの件についてお答えさせていただきます。

蟹江町の場合は、救急搬送のほとんどが管外の二次または三次医療機関に搬送していますが、海部地方には海南病院、津島市民病院、尾陽病院の二次医療機関3病院があり、救急救命センターとして機能を持つ三次医療機関も掖済会病院、名古屋第一赤十字病院が救急車でさほど遠くないところにあり、比較的受け入れ体制のよい救急病院に恵まれた地域でありますので、奈良県のように何軒も病院をたらい回しにしたという事案はないように聞いております。

次に、2問目でございますが、救急医療ネットワークについてお答えさせていただきます。

救急医療のネットワークとしては、海部地方5消防本部と海部津島医師会、二次医療機関、海南病院、津島市民病院、尾陽病院で、海部地方救急業務連絡協議会を設置しています。この協議会を通じて医療機関と消防機関が一体となって、救急医療の高度化を推進するための連携を強化するなど、救急搬送の受け入れ体制についても良好な関係を築いています。協議会は年1回、専門部会は年2会でございます。

次に、3問目でございます。

ドクターヘリの要請についてお答えさせていただきます。

愛知県でのドクターヘリは、平成14年1月から運行されています。運行当初は、蟹江の場合は、近隣の救急病院に比較的恵まれているので、ドクターヘリを要請することは余りないのではと思っていましたが、救急隊の職務は、傷病者を医師の管理下に置くまでが救急業務であるため、ドクターヘリには医師が搭乗していますので、交通事故や労災事故などで現場での救出に時間が要すると判断した場合などに、ドクターヘリを要請します。要請から10分ぐらいで飛んできますので、このような場合は、医師の管理下に速やかに引き継ぐことができます。これまでの5年間の累積で19回、18年中は4回要請しております。

次に、AEDの設置の件についてお答えさせていただきます。

現在AEDが設置してある町公共施設としては6施設、役場、福祉センター、保健センター、体育館、蟹中、北中に設置してあります。これらの施設については、特に多数の公衆が

出入りする施設として、消防署から設置をお願いして、それぞれの施設管理者に予算措置を講じて設置してもらっているものですが、今後とも引き続いて、未設置の施設については働きかけをしていきたいと思っております。

次に、6問目でございます。救急講習の取り組みについてお答えさせていただきます。

現在、救急講習の普及啓発は、AEDの取り扱いを含めた普通救命講習会を積極的に推し進めているところですが、この普通救命講習会は講習時間3時間の中で受講者全員にAEDの取り扱い、心臓マッサージや人工呼吸などの一連の心肺蘇生法を完全にマスターしていただくために、実技指導を中心とした講習会となります。平成18年中には、28回開催し、409人に対して終了書を交付しています。

また、忙しくて3時間の時間を割くことができない方については、1時間半程度のセミナー方式で心肺蘇生法を主体とした救急講習会を行っています。平成18年中は、事業所、学校、保育所などに出向いて16回、460の方が受講されています。

今後とも消防署としましても、救急現場に居合わせたれどもが応急処置ができるよう、積極的に救急講習の普及啓発に取り組んでまいりたいと存じております。

最後の7番目でございます。AEDの小学校への設置についてお答えさせていただきます。

小学校への設置については、平成18年8月に厚生労働省からAED小児用パッドが承認されましたので、教育委員会には予算的な措置を講じていただくよう働きかけはしてあります。今現在は予算の審査中でございますので、それを含んで、今、教育委員会にはお願いしてあるところでございます。

それから、もう一つでございます。小児用のパッドの追加設置についてお答えさせていただきます。

町公共施設に現在設置してある6台のAEDのうち、保健センターに設置してあるAEDは、予防接種など小児が集まる機会が多い施設ですので、小児用パッドが備えつけてあります。また、他の施設のAEDも、保健センターと同様に小児用パッドをコネクターに差しかえるだけで対応できる機種となっていますので、それぞれの施設管理者に小児用パッドの備え付けを働きかけていきたいと存じております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

先ほど救急搬送システムの強化ということで、そこの中でたらい回しはこれまでであったかなかったかということで、何件もなかったという答弁をいただきましたけれども、何件かはあったんですか。

○消防署長 山内 巧君

それでは、再質問につきましては、私の方からご説明させていただきます。

まず、私どもが救急隊が行っております病院連絡の方法でありますけれども、救急現場から搬送先の医療機関が決定しないと、現場から出動することはまずありません。それで、まず、最初に連絡した病院が受け入れる場合がほとんどでございますけれども、まれに、例えば手術中であるとか、ベッドが満床であるとか、そういった場合には2回から3回ぐらいで搬送ができております。そういった場合でも、まれに搬送先の医師が救急車が到着した後にすぐに診察をいたしまして、これはもうほかの専門機関の方がいいという判断をした場合には、その搬送先病院を紹介していただきまして、そこに転送することもございます。年に2件ぐらいでございます。よろしいでしょうか。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

今先ほど少しあったというお話もありましたけれども、やっぱり救急ということは非常に患者に対しては、いち早く医療機関にかかるということが一番大切だと思いますので、この点しっかり病院とも連携をとっていただいて、消防署と医療機関との連携をしっかり図っていただきたいなと、このように思います。

続きまして、AEDの救命率向上の件でございますが、先ほど本町でも役場だとか保健センターだとかに設置されているということで、小学校にはまだ設置されていないということで、そういう方向に向けて、今後予算措置をとっていけるように指導しているというお話が先ほどありましたが、非常にこれは岸和田市の市立高校で行われた高校野球の予選の試合の中で、打球が投手の左胸を直撃いたしまして心肺停止状態になったという、そういう事件があったわけなんです。たまたまそこを観戦していた救急救命士が心臓マッサージし、また高校の備えつけのAEDを使って心臓に電気ショックを与えて一命をとりとめたという、そういうお話を聞きました。本当に敏速な通報と、そして迅速な心肺蘇生、AEDを使用して病院へ搬送していくというのは、これは一つの基本ですので、これをしっかりとやっぱり本町でも取り組んでいただきたいなと、これを思うわけです。

そのためにも、今先ほどもお話がありましたように、講習会の取り組みはされていますけれども、多くの方がまだまだこの講習会に参加されていないわけなんです。だから、一日も早くこうした多くの方が講習を受けるように、家族に1人ぐらいは講習を受けている方がみえて、いつでも対応できるような状況を図っていただきたいなと、これを思うわけなんですけれども、この点についてはどのように思われるかをお聞きしたいと思います。

それと、庁舎内、役場にも玄関に入るとAEDが設置されておるわけなんですけれども、皆さんの要望の中には、もっとわかりやすい表示ができないかという声をお聞きします。そして、この一番出入りの多い玄関口に、この施設はAEDを設置していますよというような表示をされたらどうかと、これは提言ですけれども、そう思います。

それと、もう一つは、設置はされているけれども、かぎがかかってあつて使えなんだとい

うところも出てきています。本当にそういった設置管理者及び施設内部の体制づくりというのもこれから大事になってくると思いますので、その点について、どのように町は考えてみえるのかお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○消防署長 山内 巧君

それでは、救命講習の今後の取り組みということでございますが、先ほど消防長からもご説明させていただきましたとおり、今、普通救命講習会、これは3時間の教育を主体として指導しております。これはもう参加していただく方、それぞれが完全にマスターをしていただくということで、この講習会のやり方でございますけれども、まず、きめ細かい指導が必要であるということで、それで指導者1人に対して受講者は5人以内、それから指導員の人数、また会場も実技指導ということになりますので、定員が20名以内が適正規模であるというふうに言われております。

そういったことで、私どももこれは年度初めには救急講習会の公募を行います。5月、6月に開催をするというようなことで公募をするわけではありますが、ただ、私どもも1年間を通じて、もう講習会の申し込みがあれば、うちの方で行事が重なっていないければ、もうできるだけ受けるといったことの体制をひいております。

それで、先ほども言いましたけれども、この3時間の時間を割くというのは、一般の方々がなかなか割くことができないということになりますので、そうなりますと、どうしても1時間半程度のセミナー方式でやる場合もございます。セミナー方式の場合ですと、全員の実技指導という形ができないものですから、どうしても私どもの方で心肺蘇生の展示をして、あと代表の方が取り組んでいただくと、そういったことを見ていただく程度になりますので、私どもとしては、できればこの3時間のAEDの取り扱いを含めた普通救命講習会、これからもっともっと広報等にも載せて、そういったものに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、あと、役場の方のAEDの表示でございます。また、役場の方の庁舎を管理する総務課さんの方には、その旨を話しておきたいと思ひます。

それから、あと、AEDにかぎがかかっているということで、多分AEDの方はかぎがかかっていないんじゃないかなと思ひます。一遍ちょっと私どもも施設を回って、そこら辺の点検だけはさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 菊地 久君

以上で松本正美君の1問目の質問を終わります。

松本正美君の2問目「安心・安全な道路整備と環境対策を急げ」を許可いたします。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

通告書に従いまして、「安心・安全な道路整備と環境対策を急げ」を質問させていただきます。

県道弥富名古屋線及び東郊線との基軸を中心に、各種店舗の進出や大規模マンション及び住宅開発が活発に行われております。さらに、ニツセン跡地に大規模商業施設の建設が始まります。これに対して多くの住民からは、付近の道路渋滞や生活環境の悪化を指摘する声が出ております。大規模商業施設に取り組む事業主は地域住民に対して説明を開いていますが、住民に納得いく説明会になっていないままとり行われようとしております。説明会で皆様が心配されているのは、交通渋滞の緩和であります。特にヨシヅヤの南側の県道弥富名古屋線の本町5丁目の交差点です。これは、今までの議会の中でも取り上げられて、町当局も土地所有者との話し合いを積極的に進めてこられたことは、私もそれは存じております。それでも道路整備がまだ進んでいない状況であります。このままで商業施設の営業が始まると、近くにはジャンボエンチャーもあり、本町5丁目のこの交差点を中心に大渋滞になることは間違いないのではないかと。この交差点は、蟹江町住民の全体の問題でもあります。

1つは、本町5丁目の交差点における右折レーンの設置及び東郊線の1車線拡幅で交通渋滞の緩和を優先的に取り組み、住民生活の安全確保のための道路整備に早急に着手していただきたいと思っております。これは、地域住民の皆様からもニツセン土地計画に対する陳情書が12月議会に提出されており、町当局の対応が求められておるところでございます。

2つ目に、この商業施設は、駐車場1,300台、1日の来客見込み1万5,200人、出入り口は西側1カ所のみ、出入り口は南方向へ左折のみとなっております。そのために渋滞を回避するために、横道に迂回する車が出るのではないかと。生活道路への進入を心配されております。来店車両や営業車両における生活道路への進入対策、駐停車禁止対策、騒音、振動、排気ガス等の環境対策について、町当局はどのように考えているのかお伺いします。

3つには、元海さんの前に横断歩道がありますが、車の往来が多く歩行者や自転車がなかなか渡れない。信号機を早くつけてほしいとの要望をいただきます。大規模商業施設が来れば車も多くなり、横断ができにくくなるのではないかと。南にははばたき幼稚園もあり、住民の皆様は大変心配されております。子供や高齢者等の歩行者や自転車等に対する信号機の設置の対策について町当局の考えはあるのか、3点について陳情書も出ています。町当局のお考えをお示してください。

次に、JR東郊線の踏切の拡幅の件であります。住民の方から雨が降るので傘を差して踏切を渡ろうとしたら、ダンプカーが一時停止せずにスピードを上げて走り抜けていきました。そのとき子供連れの親子の方が目の前を歩いてみえ、風圧で子供が巻き込まれそうになったと言われました。一体いつになったら、この踏切の拡幅整備はできるのかとの苦情をいただきました。

今後、この地域は、商業施設の誘致もできる見通しも立っており、交通の増加も見込まれ

ております。また、東郊線の南には大規模商業施設が来ることになっております。ますます交通量も激しくなっています。この踏切は、歩行者や自転車にとって大変危険な踏切になることが予想されます。これまでも議会の中で多くの議員の皆様から提案されていますが、解決に至っておりません。町もJRに再三お話はされていますが、JR等の考えは変わっていない状況です。町当局は、町の考え方を積極的にJRと折衝して、できるだけ早い時期に実現できるようにこれからも努力していきたいと言われておりますが、今まさに東郊線踏切周辺の環境が大きく変わろうとしております。一日も早い対応が急がれております。住民の皆様様の安心・安全を守る上からも、東郊線踏切の拡幅事業の取り組みは重要であります。このことは、先だて商工会と議員の懇談会でも要望をいただいております。町当局は、町の考え方を積極的にJRと折衝すると言われてきましたが、その後JRと東郊線の踏切の拡幅について、住民の皆様様の安心・安全を守るための解決に向けた折衝を積極的に推進されたのかお伺いいたします。

また、JRは関西線の高架の考えはないのだろうか。現在関西線は、名古屋・春田駅間が一部高架になっております。これを蟹江町まで持ってこれないのか、また東郊線の踏切に高架との話が以前にもあったと思いますが、今既に始まっている駅北開発とともに早急に考えることはできないのか。町はJRの踏切拡幅の交渉をされていますが、万一交渉がうまくいかなかったときのことも考えて推進すべきだと思いますが、どのように考えておられるのかをお聞かせください。

次に、皆様から要望の多い交差点の中に上川田交差点が挙げられます。昨年の9月議会にも質問させていただきましたが、この交差点での右折レーン、矢印信号は、大変難しいとのことでした。その後、現場を調査してみると、上川田交差点の南側には東名阪の側道部分がございます。側道部分に少し道路を寄せれば、右折車があっても車が直進できるのではないかなど、このように思うわけであります。この津島・蟹江線は、朝夕のラッシュ時には車が大渋滞し、上川田交差点を通過する直進車が多く、そのため右折する車が2台とまれば直進できないため、大渋滞の原因となっております。住民の皆様からは、再三要望をいただきます。住民の皆様が要望されている安心・安全の道路整備を早急に県に要請し、道路の拡幅事業に取り組めないのかお伺いいたします。

以上で質問を終わります。答弁よろしく申し上げます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、「安心・安全な道路整備と環境対策を急げ」ニツセンの跡地、大規模商業進出に絡んで町全体の問題としてのお話でございます。細かくは7つほど質問されておりますので、順次お答えをさせていただきます。

ただ、ニツセン跡地に関しましては、私ども建設部、それから民生部、総務部、多数にわたります。私が代表してお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1問目の1つ、ニツセン跡地の大規模商業施設の新設で想定される渋滞、この緩和策としての対象、本町5丁目の右折レーンの設置、それから東郊線の拡幅でございます。

まず、本町5丁目交差点での右折レーンの設置でございますが、この交差点は、先ほど議員が申されたように、2つの事業が絡んでおります。1つは、東西方向、これは県事業で県道弥富名古屋線、それから南北方向、これは町事業で七宝蟹江西福田線、町道としては東郊線と申します。この2つの街路整備事業で行います。それから、弥富名古屋線、これは県の事業でございますが、この全線事業としてはほぼ完了に近づいております。ただ、この交差点部分を含めた用地買収がまだ少し残っております。

現時点での状況でございますが、用地買収について、これはある程度めどが立っておりますので、東西線の右折レーン、この東西線の右折レーンの設置につきましては、設置に向けて進めてまいりたいと考えております。

それから、町事業の南北線、これは東郊線でございますが、この未整備区間の拡幅、これにつきましては、現在のところ、用地買収を含め著しい進捗は見られません。

ただ、この大規模店舗の進出によりまして一層緊急度が高まっておりますので、当然このことは地権者もご存じであり、町もより一層必要性・緊急性を強調しながら地権者のご理解を得るように交渉を重ねてまいりたいと思います。

それから、次に、生活道路への進入や違法駐車、それから騒音、排気ガス等の環境対策についての考えはとのご質問であります。

まず、大規模店舗が進出するには、大規模小売店舗立地法による届け出が必要となっております。これはご存じのことと思います。お店ができて大変便利になる反面、交通渋滞やそれから騒音、それから周辺の地域へ大きな環境の変化が想定されます。これはその出店者に対して地域の生活環境問題への配慮を求めるものでございます。

議員のご質問を含めましてその詳しい内容は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針、これは経済産業省が作成しておりますが、その中で示されております。設置者は、これに従いまして環境に配慮し、愛知県に対して届け出をすることになります。ただ、現在、まだ届け出は提出されておられません。

なお、その配慮すべき事項としましては、交通渋滞に関する事、ごみの運搬やリサイクルに関する事、騒音や悪臭に関する事、防災・防犯に関する事、街並みづくりとの調和などが挙げられております。町といたしましても、この関係法令を遵守させることはもちろんのこと、県と連携し、この指針に沿って指導してまいります。

3つ目は、信号機の設置についてお尋ねであります。

地域住民の方々からもニツセンの跡地南西角、ちょうど飲食店の元海さんの前の交差点、この場所に信号機を設置してほしいとの内容で陳情書が出されております。この場所に言及してお話をさせていただきますと、この交差点は、東西方向に横断歩道が設置されておま

すが、信号機はございません。この交差点に接する西側の道路、ライオンズマンション側では一方通行、それから東側の道路は行きどまりという現状でございます、車の通行量もさほど多くありません。また、横断歩道の利用者も少なく、南北道路これは東郊線でございますが、見通しもよいということで現在に至っております。

今後、この商業施設が開店すれば、相当数の集客が見込まれ、横断歩道を利用する歩行者等もかなりふえると思われまます。また、周辺道路、特に南北線は交通量の激増が予想されますので、歩行者等の安全、これを考えるにおいては、今後の状況を見ながらいずれは信号機が必要になるだろうと考えております。

ただし、信号機の設置場所、それから信号機をつけた場合、さらに交通渋滞を増長させる、そういうおそれが数多くありますので、検討課題がたくさんございます。今後、歩行者の安全確保を第一に考えまして、蟹江警察それから公安委員会と連携をとりながら、この場所に限らず、全体の考え方として最適と思われる方法で信号機設置について取り組んでいきたいと考えております。

それから、大きな2問目の東郊線踏切の拡幅でございます。

最初に、JRとの折衝についてご質問であります。

東郊線踏切の拡幅につきましては、開設当時、平成4年9月、この経緯を踏まえた覚書、この覚書に沿った主張をされるJR、それから開設以降の交通量の増加とともに、現状では踏切が狭く、先ほど議員がおっしゃったように、非常に危険な踏切であるという認識のもとに、歩行者の危険性を改善するために踏切を拡幅したいと、これが町の主張でございますが、双方の合意点は見出せないままに現状は推移してきております。幾度となく議会でもご質問いただいておりますがご答弁はしておりますが、依然として状況は変わっておりません。町としても大変苦渋の思いでございます。

このような中で、本年6月にもJRの方に出向いて町の意向を伝えてまいりました。しかし、JR側は、覚書に書かれている高架事業、高架にするという町の姿勢を具体的に示してほしいという要求であります。そのスタンスは変わっておりません。現時点では、町として高架事業の計画を具体的に示すことはできません。ただ、JR北の駅北區画整理事業、これが本年2月に仮換地が指定されておまして、これによります事業地区内での高架事業用地、これは幅員29メートルでございますが、これは確保できること、それから1問目の質問でもお答えさせていただきましたが、本町5丁目の交差点の改良、この整備事業にあわせ、町としても前向きな姿勢を積極的に訴えながら、現状、町としてできる限りの対応に努めるよう、JRとの交渉に当たっていきたくて考えております。

なお、JRとして関西線の高架化、この考えは持っているのかという件につきましては、今までの話し合いの中では、そういった考えは全く見えておりません。鉄道側としての高架化の計画はないということでございます。

次に、駅北開発とともに東郊線高架事業についての推進計画に関するお尋ねであります。

JRとの交渉は、ただいま申し上げた状況でございますが、その交渉の中で1つの論旨となっております高架事業の推進でございます。区画整理事業、駅北の区画整理事業とあわせ道路の高架事業の推進につきましては、区画整理事業地区内、この地区内での道路用地は確保できます。ただ、それ以外での用地確保、それから高架事業に係る建設費、これは相当莫大な費用になります。

さらに、大型店舗の進出に伴いまして、交通渋滞の解消として近鉄線での高架事業の促進につきましても意見をいただいている状況でございます。この東郊線は2つの鉄道を高架事業として道路計画されておきまして、町の状況としましては、特に財政面におきまして大変厳しい状況でございます。

いずれにいたしましても、この路線は、北の稲沢、それから南の国道1号線、南北につながる重要な幹線道路でございます。財政面、それから鉄道事業者の計画、いろいろ問題点が数多くございますが、県による事業着手の要望も含め愛知県と協議したいと考えております。

最後になりましたが、東名阪下の上川田交差点での渋滞対策として、道路拡幅事業への取り組みはについてでございます。

東名阪の下、上川田の交差点拡幅のお尋ねですが、この件に関しましては、9月議会、それからタウンミーティングでもお尋ね、ご要望をいただいております。朝夕の交通渋滞の緩和ということでございますが、先回もお答えいたしておりますように、17年度に数値を計測しております。ただ、現状の交通量は計画交通量を下回る数値となっておりまして、今でいうと受忍の範囲ではないかというふうに考えております。また、計測の時間帯にもよると思われますけれども、当交差点での右折車台数、この右折車台数も昨年度調査をいたしております。結果は最大で時間当たり9台、最小ではゼロという数値を得ておきまして、時には2信号での直進・右折となる場合もあろうかと思いますが、このことが即渋滞につながるには考えにくい状況であります。

道路管理者であります——これは県でございますが、海部建設事務所とともに現状を見据えて必要に応じて引き続き状況分析をさせていただきながら、考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

ありがとうございました。

今、ニツセン跡地の件で、今、部長の方から道路の件でお話がありましたが、本当に町も一生懸命取り組んではおみえですが、今回は12月議会にも陳情書も出ていますので、何としてもこれにお答えできるような、町としても対応をとっていただきたいと思っております。

それと、今、先ほど警察とも連携して交通対策に取り組んでいくということですが、どのような形で進められているのか、それもお聞きしたいなと思います。

それと、今回の大規模小売店舗立地法に基づいた、町としてもこの大規模小売店舗の設置に対する配慮として、業者側にも大型店舗側にもしっかり町の監督官庁として、しっかり対応策を伝えていっていただきたいなと思います。

最後に、町長にもそのことについて対応策は考えてみえることがありましたらお聞きしたいなと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、3点質問をいただきましたが、交通対策の警察との協議について質問であります。

これは、設置者が町にお見えになりましたときに、いろいろ設置計画の中で当然交通渋滞が予想されるのは我々もわかっております。それで、数度にわたり蟹江警察に出向きまして、事情を聴取しながらいろいろ打ち合わせをしております。それから、県公安委員会の考えも聞きながらやっておるところでございます。

ただ、現状でいきますと、業者側が示してくる案につきましては、非常にまだまだ不十分でありますので、今後積極的に詰めながら、できるだけ交通渋滞が緩和できるような指導をしてみたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、議員にご答弁を差し上げたいと思います。

大変皆様方におかれましてはご心痛をおかけいたしておりますが、先般10月29日にも議会に住民の皆様方から陳情書という形で出てまいりましたし、るる別の形でも住民の皆様方、そして議員の皆様方もいろいろな形で我々の方に要望書、陳情書、請願書という形で出ておるのは重々わかっております。

この開発業者につきましては、12月4日にうちの方へ参りまして、その前にも担当の方とどういう開発をするのかということについて、いろいろな意見を聞きたいということでやっておったんですが、なかなか完全な形が出てまいりませんでした。やっと建築確認がおり、おりたということを知ったときには、もう既に非常に短い期間の中での工期を考えておられるということが、その時点でわかったわけですが、蟹江町が後手に回っているのではないかというご指摘も受けておるわけでありまして、ただ、建築確認につきましては、蟹江町が知るすべもなかったというのが現状であります。決して責任逃れするわけではございませんが、今現在、議員がご指摘なされました、その大店舗立地法に基づいて県にも要望を申し上げております。先般も住民の皆様方が県に要望されたという話も聞いておりますし、我々も独自に県に対して8カ月の審査期間の中に、我々の意見を入れるところも十分ございます。そして、地域の皆さんといろいろなお話し合いをしながら、環境を何とか考え、そし

て騒音等も含めまして、一番問題は渋滞の問題であります。このことについては抜本的な解決にはすぐ至らないかも知れませんが、できるだけ早い時期に解決を見るような努力を今現在しておるわけであります。

議員の皆様方にも何とぞご協力を賜りたい。町としても精いっぱいのことをやらせていただくつもりでおるわけですが、いかんせん、まだ今杭を1本打った状況で、まだまだ立地法の要綱がはっきり県の方に示されておられませんので、それを示された時点で、また町としても適切な処理をしていきたいな。そして、業者をその都度また必要があれば呼んで、いろいろな指導も、そして要望もしてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思えます。

以上です。

○1番 松本正美君

1場 松本正美でございます。

最後に、要望でございますが、東郊線の踏切の件で、先ほどもお話がするありましたけれども、JRとも非常に難しい状況に今あるわけなんですけれども、今後、高架も含めてしっかり、また拡幅が非常に厳しいのであれば、それこそ県道にも格上げしていただいて、そうした取り組みもしっかりと取り組んでいただきたいなと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長 菊地 久君

以上で松本正美君の2問目の質問を終わります。

質問3番 伊藤俊一君の「東郊線全域の交通アクセスの整備を急げ」を許可いたします。

○2番 伊藤俊一君

2番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、「東郊線全域の交通アクセスの整備を急げ」と題しまして質問をさせていただきます。

今までに幾度となく東郊線の整備については質問をしてきたところでございます。今も松本議員からも質問がなされました。私自身も同じような観点で質問をさせていただきますけれども、少しずつ違う部分もあります。また、その点、答弁の方をよろしくお願いがしたいわけでありまして。

現在、JR北の開発が進みまして、下水道工事と埋立工事が平成22年の下水道の供用開始に向けて工事が急ピッチで進んでいると理解をいたしております。今急がなければならないのは、JRの踏切の拡幅と東郊線と天王線の交差点の拡幅であります。また、ヨシヅヤの信号、本町5丁目の交差点の拡幅でございます。いよいよニツセン跡地へ大型店が出店をするということで、大変交通渋滞について心配をいたしております。

説明会に数回出席をいたしました。11月24日の説明会において、11月22日に建築確認が

おりたとのことでありまして、地元の方々は大変苦慮をされておりました。業者は、地元の方々、町内会長と相談をしながら取り決めたルールを守り、11月25日より杭打ち工事を始める。工事業者は、株式会社守谷商会名古屋支店であると計画書をいただいてまいったわけがあります。

この大型店が来ることによって、蟹江町がよくなる、きらっと光る蟹江町になるためにも、12月4日の全員協議会でニツセン跡地について協議がなされました。北之町の丹羽町内会長初め数名の方が傍聴に来られておりました。町としては、建築確認がおりたものに対して差しどめをする権限はなく、これからは町としては交通渋滞の緩和策、工事中から開店後までの一連の環境対策を全力で対応していきたいとの答弁がございました。この機会を逃さず、交通アクセスの整備、JRの踏切の拡幅、近鉄の立体交差化、環境の整備を行政と議会と業者と町民と一体となり推し進めるべきと考えまして、5点にわたり質問をさせていただきます。

1つ目の質問でございます。

七宝蟹江西福田線、通称東郊線のJR踏切の拡幅を急がないと、ヨシヅヤがJR北へ、ニツセン跡地に1,300台の駐車場を持つ大型店ができるとなると、そのオープン前に拡幅を急がないと大変危険な踏切となり、事故は避けられない状況となるのは、どなたが考えても当たり前のことでございます。このようなことに対してどのようにお考えか、お聞かせをいただきたいと思っております。

2つ目の質問でございます。東郊線と天王線の交差点の拡幅であります。

これは、東郊線の北の出口に当たります。東北角には家がございまして。西北角にも家がございまして。東南角と西南角には家もなく、農地としてございまして。地権者の理解を得て、この部分を交差点の改良ができないのか、お聞かせをいただきたい。

3つ目の質問でございます。

ヨシヅヤの信号、本町5の交差点の拡幅ができないと、大型店がニツセン跡地に来るにしても渋滞が今まで以上になり、客足が鈍り、大型店全体もマイナスであり、テナントに大金を投資して入った業者も商売にならないわけで、大変であると思っております。近隣住民の方々も大変迷惑である。また、蟹江町としてもイメージを悪くし、マイナスであるわけでありまして。オープンまでに必ず拡幅をすべきと思うが、お考えをお聞かせいただきたい。

4つ目の質問でございます。

東郊線の南出口近くに近鉄の踏切がございまして。車の渋滞が発生することは、どなたが考えても明らかであります。近鉄線との立体交差化という手法以外に何かよい対策を考えているのか、お聞かせをいただきたい。

5つ目の質問でございます。

ニツセン跡地で現在工事が始まっておりますけれども、工事中から開店後までの一連の環

境対策をお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、ニツセンの跡地問題も含めました東郊線全域の交通アクセス、この整備を急げについて質問をいただきました。質問は5点たしかございましたので、順にお答えをさせていただきますと思います。

ただ、ニツセン跡地に関しましては、松本議員を含め複数の議員の方が質問されておりますので、答弁の方も重複する可能性があります。ご理解いただきたいと思います。

まず、1つ目の東郊線踏切の拡幅に関するご質問であります。

先ほど申しましたように、駅北で進められている区画整理事業、それからニツセン跡地の新たな開発によりまして、議員が今おっしゃいましたように、今後周辺の道路利用にも大きな変化が生ずるものと町も考えております。町としても、何とか少しでも早く踏切の拡幅、大変危険な踏切であることは認識しておりますが、それをできないものかと苦慮しております。

しかし、JRとの折衝状況につきましては、先ほど私が松本議員にお答えしたとおり、そのような状況でございます。先ほどのJRの主張であります覚書に沿った高架事業の具体化、この具体化を示そうとした場合、通常では都市計画事業として認可を取りまして、始めることが最初のステップでございます。5年あるいは10年、そういった計画年次を定め、その事業計画に沿った進みを余儀なくされることとなりますが、これには先ほど言いましたように、膨大な事業費を要する、特に高架事業でありますので、相当の費用がかかります。町といたしましても、現時点でそのような事業計画を立てることは非常に困難な状況であると言えます。

それから、このような状況の中で、今後もJRの方と引き続き交渉を続けていかなければなりません。先ほどの質問でもお答えいたしましたように、まずは高架事業の第一歩であります用地確保、この用地確保につきましては、区画整理事業内での整備、それから周辺での街路事業に絡めた姿勢、これを示すことによりまして、何とか理解がいただけないのかということで、今後も引き続きJRとの交渉に挑みたいと考えております。

それから、2問目、東郊線と天王線の交差点拡幅についての質問でございます。

場所につきましては、天王線の北の方になりますが、交差点の北側には、先ほどおっしゃいましたように、東側、西側ともに住宅が建っております。南側は、ただ農地となっておるのが現状でございます。南北に走る東郊線、これは片側1車線の対面通行で、車道の幅員は約5.6メートルとなっております。現場の方で確認をいたしましたけれども、北から交差点に入り右折する車、西の方に向かう車の絶対数は決して多くはないととらえております。しかし、1台の右折車が滞留することによりまして、後続の車が詰まるということはありません。

す。

ご指摘は、今後この交差点の改良、交通量の増加が見込まれる駅北開発、それから大規模店舗によって交通量の増加が見込まれるこの交差点の改良をスムーズな確保ができないかということでございます。右折車の実態は、七宝方面からの南進右折が、先ほど言いましたように、時折見かける程度で、七宝方面に向かっての北進右折はほとんどございません。先ほどのお話のように、右折車による後続の滞留、たまるのを防ぐためには、交差点北側の右折車線が当然必要になってくると思われます。

ところが、先ほど言いましたように、交差点の北側は東西とも住宅が建っておりまして、現状の道路幅では歩道をなくさない限り、右折車線の確保は無理であります。かといって、新たな用地を確保して対応するにも、当然住居の移転が必要となってまいりますので、また用地買収、建物移転補償の必要が生じてまいります。

議員からのご提案の中では、南側の農道部分の一部分、これを活用しての交差点改良はどのご提案であります。現状の交差点では、南側を拡幅しても、北から西への右折車両対策としては余り効果は残念ながらないものと考えております。

そこで、交差点そのもの、現在の交差点そのものを南の方へ30メートルほど移動して右折車線の確保、これができるかということも検討をいたしました。しかし、この案につきましても、非常に多くの用地が必要になる。それから交差点の形状が複雑になるということで、一般車両に与える影響が大き過ぎるということで結論が出ております。

解決策としては、右折車の交差点での南進右折車、これがなくなれば渋滞が緩和されるだろうと思われましても、ソフト面で右折禁止の規制をかけようと思った場合には、近辺の方々、この方々たちにもご負担をかけることとなりますので、非常に好ましい対策とはいえずらと思います。まず、東名阪からの出入り口、要するに名阪から南へ向かっていく車、この車に啓発をしたい。渋滞緩和のための他路線への迂回、これを促すようなソフト面の対策を重視しながら、状況の推移を見させていただきたいというふうに考えております。

次に、3問目でございますが、本町5丁目、先ほど松本議員にありましたように、交差点の拡幅についてであります。

先ほどお答えしましたとおり、東西線につきましては、ある程度計画道路の右折車線が見えてまいりました。しかし、その受け皿となる南北線、この東郊線につきましては、今後とも引き続き交渉を積極的にやりたいと考えております。

次に、4問目、今回の大規模開発、これにより想定される東郊線と近鉄踏切での渋滞対策についての質問でございます。

確かに議員が言われますとおり、近鉄の踏切は開かずの踏切とも言われておりまして、町も今回の店舗、この進出によりまして、さらなる渋滞は火を見るより明らかであることは痛感しております。そのため大規模店舗立地法に基づく設置者の都市総研インベストバンク

社に現在まで交通渋滞対策の解消問題をいろいろ協議を重ねておりますが、先ほどのお答えのように、現在の道路状況ではこれといった解決策には至っておりません。

しかし、少しでも渋滞解消策を見出していきたいということを考えておりますので、設置者においても現在のところの町の意向を十分尊重していただき、警察とも協議し、検討していきたいと考えております。

今後も立地法の骨子でも言われておりますように、渋滞対策も配慮すべき事項、重要な事項となっておりますので、指針に基づいて指導をいたしてまいります。

それから、最後に、ニツセン跡地での一連の環境対策についてであります。

大型店の設置、先ほど何遍も申しますように、大規模店舗立地法の届けが必要であります。また、今後、環境の騒音問題につきましては、騒音規制法による届け出も必要になってくると思われまします。現在の工事につきましては、都市総研インベストバンク社から提出された大型店舗の建築確認申請の許可、これは先ほど議員がおっしゃいましたように、11月22日に確認がおりまして、現在、守谷商会在杭打ち工事に着手しております。

なお、杭打ちの工程につきましては、11月12日に騒音規制法及び振動規制法の届け出として、特定建設作業実施書、これが町の環境課に提出されておまして、11月29日から来年の3月5日までと工期はなっております。

町といたしましても、関係法令の規制基準、これを遵守するよう指導いたしますとともに、騒音・振動に関しましては、測定して住民の理解を求めよう指導いたしております。12月3日には、町環境課職員による現地確認を行いまして、工事区域内の3カ所で騒音・振動の測定が実施され、規制基準値内であることを現在は確認しております。

次に、今後についてでございますが、先ほど申しました大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針、これに従いまして指導してまいります。また、住民環境の保全につきましては、地元町内会長さんや住民の皆様方と連携を図りながら、適切に対処していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○2番 伊藤俊一君

2番 伊藤です。

1問目のJRの拡幅の問題、何度質問しても同じ形の答弁で、大変難しい。町長も何度となく努力をされたというふうに聞いていますけれども、今回のヨシヅヤの問題で私らは言っておったわけけれども、今度この大型店がこういう形で来る。それでも同じ答弁であるということになりますと、これ大型店は来ても大変だ。もうどなたでもそう思うんじゃないですか。だから、これ来てもらっちゃ困るというような状況になる。東郊線は、やはり県道に格上げするなり、何かいい方法で予算を捻出して一日も早く整備をしないと、これヨシヅヤが移転してもニツセン跡地にマックスが来るというようなお話がありますけれども、そうい

う状況の中で蟹江町が笑われるようなことがあったら困るんです。また、この間、輝来都の会合がありましたけれども、その中でもいろいろと提言が出されました。これ、今までのような対策だけでは、きょう傍聴に本当に真剣な思いで見えている方が多いかと思えますけれども、いろいろな立場があると思うんです。

しかし、我々議員としては、あの道路が今でも渋滞をして困る。そういう中で1,300台の駐車場を抱えた店舗ができるというのに同じような答弁、これでは町長、大変だと思うんです。できてまって、どうするんだでは、私はこの間の商工会の皆さんと議員の懇談会があったときに、大変議員全体がしかられましたよ。議員たち何をやっておるんだ。何の情報も知らなんだのか。町長も知らんことが我々が知るわけがない。しかし、そういうふうですよ。真剣ですよ、商工会の皆さんも。そういった中で本当に町民一体になり、議員も真剣にこれをチャンスと受けとめて、何とか蟹江町に来てよかった、また住んでよかったというような状況をつくっていただきたい。

部長、もう一度考え直して、町長ともよく相談いただいて、真剣に考えられた後だと思うけれども、もっと真剣に。これ、蟹江町、大恥かくよ、今度、このままだと。

それと、1つ、メインのテナントがマックスバリュ中部ということに決まったようにお聞きをしておりますけれども、このことは町当局は聞いてみえるのかどうか。これは大事なことであります。ヨシヅヤのテナントにみえる皆さんは真剣ですよ。メインのテナントがどこだ、それによってヨシヅヤにおける各テナントの皆さんは、向こうへ行こうかやめようか、そのままにしようか、そんな問題まで皆さん真剣に考えておられると思います。

そして、住民の皆さんは、騒音に悩まされ、そして日照権を侵され、大変な思いをしながら、これからどうするんだ。これからは正念場なんです。交通アクセス一つきちっと解決ができないのに、この大型店がどうなりますか、これ。その辺を踏まえまして、もう一度、町長含めまして部長から答弁をお願い申し上げます。

○議長 菊地 久君

これから答弁もちょっと長くなるといけませんので、これをもって暫時休憩をいたします。午後1時から再開をいたしますので、その間、詰めておいてください。

(午前11時55分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 菊地 久君

では、先ほどの伊藤俊一君の質問に対しまして、答弁からお願いをいたします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、午前中に引き続きまして再質問の答弁をさせていただきます。

まず、大規模店舗へ進出する企業でございます。

これは、名前はマックスバリュ中部、これはイオングループの一環でございます、三重県に本拠を置きます。スーパーチェーンのチェーン店でございます。これで大規模店舗の1階の一番奥、要するにキーテナントといいますが、そのキーテナントが決まったわけでございます。これは、キーテナントが決まったことによりまして、またテナント募集等もこれから動きがあるというふうに考えております。

それから、今回の件に関しまして、私も本当に真摯にやっております。といいますが、町長室へ近辺の方とか町内会長さん、いろいろお見えになりまして、我々も非常に心労しております。

ただ、これからも行政としてやれることはやるというスタンスは変わっておりませんので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○町長 横江淳一君

私からも午前中の質問に対しての答弁をさせていただきたいと思います。

今、担当からメンテナンスはマックスバリュ中部だという報告をさせていただきました。それをいつ聞いたかということでございますが、先般12月4日の全員協議会のときに申し上げましたとおり、早朝、私どもへインベストバンク社の方から電話がありまして、こういうところですよという報告があり、同時に町内会長さんの方に連絡をするという、そういう報告を聞いたのであります。そのときが最初でありまして、そのときに私はもう少し早くわかっておれば、いろいろな対応もとれたんじゃないのですかねということを一言加えさせていただいた記憶がございます。

それと、先ほど松本議員の答弁の中で、私、日にちを間違えておりまして、12月4日は全員協議会を開いたときでありまして、インベストバンク社が最初に来ましたのは11月29日の3時、それから12月6日の11時と、この2回であります。大変申しわけございません。訂正しておわび申し上げたいと思います。

そして、また、例の東郊線踏切の拡幅の問題であります。

おっしゃるように、本当に伊藤議員を含めて何人かの議員の皆様方に東郊線のJR踏切の拡幅についてはご意見を賜っております。このことにつきまして、町長就任以来、JRとの折衝を1度、2度目は拒否をされました。事務方からは何度も折衝を持っておるようですが、多方面の方からいろいろ心配をいただき、国会議員の皆様方にもお力添えをいただき、再三再四お願いを申し上げているわけでありましたが、依然として結果の好転は見られないのが今現状であります。が、しかし、こういう状況になりましたので、再々度JRと交渉を持つべく、今実は担当と調整をしておるところでありまして、今年度中にできればJRとの交渉を持ちたい。そして、今後、県とも相談をして進め方を再度考えていきたいなとい

うふうに思いますので、同じ答弁になるのは大変申しわけない。私としても心苦しいところでもありますけれども、再度努力をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○2番 伊藤俊一君

2番 伊藤でございます。

東郊線の格上げの件について、答弁漏れがございました。後ほどで結構でございますけれども。

それと、住民の方が一番心配をしてみえるのは、渋滞ももちろんであります。営業時間の夜間の営業、こういったことをご心配になっているということを知っております。それにつけ加えまして、蟹江町のニツセンの跡地について考える会、北之町有志一同という形で、議長のところにも届いているかと思っておりますけれども、4枚ほどのコピーであります。こういった要望等が書いてございますが、そういったこととか、蟹江町の商工会との議員との懇談会の中でのご要望、輝来都蟹江町再生懇話会での要望等のことを十分にご理解をいただきまして、今後、蟹江町が笑われないようなまちづくりをしていっていただきたい、そのようにご要望申し上げまして、私の質問を終わります。

○産業建設部長 河瀬広幸君

大変失礼いたしました。東郊線の格上げの問題が抜けておったようであります。

これは、県の事業としてとらえていただき、財政も含めてサポートということでございます。ただ、県の方も非常に財政状況が厳しい折であります。県道弥富名古屋線がほぼ収束に近づいておりますので、その辺を踏まえて再度県の方に要請をしていきたいと、こう考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長 菊地 久君

以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

質問4番 小原喜一郎君の1問目「ニツセン跡地開発にどう対応するのか」を許可いたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございますが、その前に、議長に議事運営で伺っておきたいわけではあります。実は、私、このことでの質問要旨を事前に提出してあるわけでもありますけれども、こちらを。質問の要旨は5点にわたっておりますけれども、実はついここ1日2日の間で情報を得た内容によると、議長と町長さんで非公式であるか知らんけれども、何か県に一定のお働きかけをしたのかどうか分かりませんが、報告を受けてみないと。そういうことを聞いておるわけではあります。その質問を最後に、きのうの話ですので加えたいと思うんですが、それはよろしいでございましょうか。

○議長 菊地 久君

小原喜一郎君のことでございますので、5点の中できちんと整理をしてやっていただければ結構かと思えます。

○7番 小原喜一郎君

よろしく申し上げます。

○議長 菊地 久君

どうぞ、いつものようにやってください。

○7番 小原喜一郎君

今の時間は、私の持ち時間に加えていただきませんように。

○議長 菊地 久君

それは入っています。

○7番 小原喜一郎君

議事運営の質問でございますので。

それでは、議席番号7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

「ニツセン跡地開発にどう対応するのか」ということでお伺いをするわけでありましてけれども、私は、このことについて理解をする上で、私どもも当然大変な苦難に遭遇している地元住民の皆さんも含めて、この苦難の原因はどこにあるかということ、まず最初お互いに認識し合うということが大事だというふうに思うんですね。その点で言いますと、規制緩和という言葉のもとに建築基準法での届け出の段取りも、あるいは大規模小売店舗立地法、これに基づく届け出の授受でも、規制緩和で住民の皆さんが本当にどうしようもない状況に置かれているということですね。これはすべての分野でそういうふうになっているわけですが、例えば労働界で言えば、もう本当に派遣社員やフリーター、パート、圧倒的にふえた。今や正雇用の皆さんの3分の1にも及ぶ状況になっているということ、あるいは、この市町村、地方自治で言えば、市町村合併と構造改革、それと規制緩和で大変な状況に置かれているということ。

後で申し上げますが、教育界も資本の飽くなき利潤追求のために利用されようとしているところ。こういう全般的に小泉構造改革のもとで、規制緩和という名のもとに資本が横暴、身勝手に社会を乱暴に踏みこむということがやれるようにされているということですね。そのことの原因がここにあるということ、これはお互いに認識すべきだと思うんです。そういうことを踏まえた上で、私は質問をしたいというふうに思うわけがあります。

そこで、まず、最初に受けとめたいことは、当局がこういうざる法といひましようか、しり抜けといひましようか、こういう法律の条件下の中で、しかし、そういう条件下の中でも自治体として住民の住環境を住みよい町として確保するために、あるいはバランスのとれたこの地域経済の発展のために、あるいは道路事情を本当に快適な道路事情にしていくために、

その責任を負っているわけでありますから、このことの申し入れ、あるいは風聞あったと同時に、調査や準備や意見をまとめることをやってしかるべきだと思うわけであります。今までに、先ほど来からのご答弁は、これからの話のようなことが圧倒的でしたけれども、今までにどんな努力をされてきたのか、これをまず承りたいと思うんです。

それで、1つは、最初に、都市計画の観点から地域経済のバランスを考える、こういう観点でどのように本件について分析をされ、どのように対応されて今まで論議されてきているか。私は、このことについて真剣に考えたという姿勢があるならば、例えばこれも激変するわけですから地域の環境がですね。この地域の対策を集中的に考えるプロジェクトチームをつくって対応するだとか、あるいは、また、議会の側でも対策特別委員会をつくるだとか、そういうことがあって、いや、議会も町も真剣に取り組んでいるなど、こういうことになるのではないかと思うんで、ところが、今聞いて初めてだというようなことを、いや、そんな印象を受けるような答弁だとすると納得できないんです。その点で、今までにどんな努力を、まず地域経済のバランスを考える上でお考えになり努力をされてきたか、承りたいと思うのであります。

2つ目は、道路管理者として県道弥富名古屋線、東郊線の交通渋滞、現状はご承知のとおりで、先ほど来からのご質問の中でもそうでございます。ですから、ここへさらに1,300台、延べ1万人を超える人たちがつまり行ったり来たりするわけですから、1,300台にはなりませんね。ですから、そういう交通事情が激変する、そういう状況の中で単にあの本町5丁目の交差点の改良だけでは済まないだろうと、だれしもが思うことだと思うんです。

だとすると、県の弥富名古屋線はそれなりに一定の拡幅が進んできて、あともう少し、こういうことになっておるようすですけども、しかし、この県道弥富名古屋線の拡幅がどのぐらいの歳月かけたんでしょうか。そこで、今度は東郊線の拡幅を考えると、先ほど来からあるJR踏切と近鉄踏切の改良も含めて、例えば七宝境から国道1号線まで拡幅をすると、どうなるでしょうか。いや、そのくらいしなければ、この渋滞は緩和できないでしょう。これは、恐らくだれしもそう思われるんじゃないでしょうか。

それで、そのことを考えると、将来、蟹江町としてこのことについてどう対応していくべきかということも、今ここで検討しなきゃあかん責務も皆さんあると思うんですよね。道路管理者の方の責任を負っておる水野君でしたかな。課長のところからすれば、最もその最たる責任があると思うんです。課長みずからが、できれば町長に申し上げて、何とかこれは考えてもらわなきゃ、どうしてもこれは私も引くに引けない問題だと迫るくらいにやってもらわなきゃならない問題だと私は思うんですよ。その点で、今までどう考えどう対応してきたか、対処については、承りたいと思うのであります。

それから、3つ目でございます。住民生活における環境権を侵すということですね。

これは、先ほどの交通渋滞から来る排気ガスの問題もあります。あるいは、また、あそこ

の施設そのものの問題もあります。後でこれは申し上げますので、具体的なところで申し上げますので、それもあります。騒音もあります。営業時間もあります。こういう総合的に住民の皆さんの環境対策をしっかりと考えて、せっかくこの特に北の町16班の28軒の皆さんは、先ほど言います規制緩和の中で勤労者の賃金がますます減らされて、世の中フリーターや派遣社員ばかり、格差社会の中で無理をして、いい生活環境だからということでお家を買われて来たばかりなんですよね。来た矢先にこんなことをされるわけでありますから、これは皆さんの苦難は、思いは大変だと思うんですよ。そういう点でいえば、町の責任はこの環境対策を何としても守らなきゃならん、その責務があると思うんですね。その点で、今までどのように考え対処してきたか、まず承りたいと思うのであります。

それから、第4番目でございますけれども、これは全員協議会で私伺いましたんですけれども、大規模小売店舗立地法第8条第1項による意見ですね、これは意見を述べるころは、フローチャートによりますと、届け出が出された後、1つは、第1回目は公告の日から4カ月以内になっていますね。それから、2回目は八月を超えた段階、県から意見を求められることになっておるわけでありますけれども、仮に12月に届け出が出されたとすると、4カ月の間ですから、4月までの間ですね、4月あるいは3月の下旬になるのか、今もう下旬ですから——いうまでの間に1度は県からの蟹江町の意見を求められることが、このフローチャートによりますとあるわけですよ。その間に蟹江町の意見をまとめなきゃならない。その努力はされているかどうか、その点について承りたいと思います。もし準備しているなら、その内容も含めて聞かせていただきたいと思っておりますけれども、準備していなくても今まで問題提起されている幾つかの問題があるわけですよ。

どうも私の印象では、議会の皆さんからはいろいろと働きかけがあるけれども、当局は受け身であってなかなか考えを示さない、こういうような状況があるので、この際、その考えの内容を聞かせていただきたいと思うのであります。

次に、大きな質問の2番目でございますが、大規模小売店舗立地法とのかかわりで伺いたいわけであります。

私は、全員協議会で産業建設部長に、大店法と略しますので、第5条4項「第1項の規定による届出をした者は、当該届出の日（5条第1項の届出）から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をしてはならない」とあるけれども、この新設というのはどういうことかと思いを求めたところ、いや、これはオープンの日だということをおっしゃいましたですよ。

しかし、私のかかりつけの弁護士は、いや、それはそうじゃないと、こういうことを言ったということを申し上げました。そこで、あなたの見解について第三者、例えば法律の専門家の意見を聞いておいてもらいたいということを申し上げたわけでありますけれども、お聞きになったかどうか。もし聞かれておりましたら、その内容を聞かせていただきたいと思う

のであります。

それで、私はここで何うわけでありますけれども、それとかかわりのある問題で、2番目として、そのオープンの日だとすると、私は同じこの法律の中で、同法第6条4項「前条第1項第3号から第5号までに掲げる事項に係る第2項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、変更してはならない」と、この設計その他の変更をしてはならないとあるんですよね。そうすると、一方で建築はどんどん進んでおる。既定の事実は八月以降ではまるきり全部完成、オープンの後になるわけですから、そんなときに変更なんていうことをやったって、これはまるきり矛盾するじゃないですか。整合性がないですよ。蟹江町が県から問われて、意見を出すものの建築は進んで、例えば4月ぐらいだと相当進んでいますよ、建築が。それで、そんなときに例えば規模の縮小だ、あるいは設計の一部変更だ、交通渋滞についてどう対応するかということについても含めてですけれども、意見を出したって後の祭りじゃないですか。これも整合性がないですよ、この法律の中で。

だから、私は、オープンの日だということについては、これはもう少し慎重に検討して、私も実は今、先ほどの請求ができるかどうか、弁護士と今検討中です。弁護士も複数で検討してくれることになっておりまして、検討しているわけでありますけれども、これは町の立場としても大いに研究していただく必要があるんじゃないかと思うわけでありますけれども、この点について承りたいのでございます。

次に、3番目ですけれども、先ほど来、東郊線あるいは本町5丁目の交差点の改良などご質問がありましたけれども、私はちょっと違った観点から承りたいわけあります。

前2人のご意見も、交通渋滞はこれは全く大変なことになるということについては一致であります。そこで何うわけでありますけれども、県へのこの交通渋滞の緩和について、県への格上げをやった上で東郊線の拡幅をというご意見もあるようですね。先ほど来も出されました。仮に県でやっていただくにしても、本町5丁目の交差点の改良だけでは、この交通渋滞は解決できない。おっしゃるように、JR踏切も近鉄の踏切も改良しないと、この状態は改良できないでしょう。だとすると、少なくとも七宝境から国道までくらいを拡幅をやらぬといかんかなと、改良も含めて。あるいは近鉄、JR踏切の改良も含めて積算すると、どのぐらいの工事になるんでしょうか。県がやるにしても、私は数十億の単位じゃない、100億の単位になるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。短時日のうち、ないしは数年のうちに見通しがたつでしょうか。このことについて承りたいんです。できれば、私はあらかじめ都市計画課長に概算でいいから算出してみてくださいんかということをお願いしてあったんですけれども、その概算の内容も聞かせていただければありがたいわけあります。

そこで、だれが見ても近々に改良が具体化するの、実現するのは難しいだろうという意見があるとするならば、大方そう思われるんじゃないかと思うんですけれども、住民の皆さんに圧倒的な蟹江の住民の皆さん、あの周辺では何千軒とあるわけですからね。しかも交通

渋滞は東郊線、県道弥富名古屋線に限らず、迂回をする車もふえるでしょう。がらっと変わるわけでありますから、そういう環境の中で生活しなきゃならんということを強られるわけでありますから、そういうことを考えたときに、私は、店舗の縮小か、あるいは事業の変更か、これを首長の意見として申し述べる必要があるのではないかと、このように思うんです。

つまりあなた方が、いや、そんなことない、小原さん、交通渋滞は大丈夫、解決できますよと、こうおっしゃるなら話は別です。そうじゃなくて、当分は難しい、皆さん我慢してもらなきゃならん、こんなことではいかんと思うんです。思い切って事業者に対して、規模の縮小ないしは事業の変更を申し入れる必要があるのではないかと私は思うのでありますけれども、いかがでしょうか。ぜひこれからの取り組み、積極的に住民の皆さんの目線に立って頑張ってくださいということをお願いしたいと思うんですね。

最後に、6番目でありますけれども、先ほど申し上げましたように、努力の一環として、実はきのう議長と町長で非公式のようでございますけれども、いや、これは聞くところによりますと、どんな視点でどんな内容で県にお邪魔したのか、その内容について、できればご報告をいただきたいと思います。

以上でございます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、ニツセン跡地の開発に関しまして、るるご質問をいただきました。

何遍も答弁しておりますので重複することもありますし、また数がたくさんございますので、前後するかもわかりません。その辺をお許しいただきたいと思います。

まず、1番目の質問であります、都市計画の観点、それから地域経済のバランス、これを町はどう考えているかということでございます。

今回この開発につきましては、確かに都市計画法の改正、これを目線に置いた計画だということは明らかであると思います。といいますのも、設置者が4月に土地を購入いたしまして、それからわずか半年の間に計画がされ、建築の確認を受け、11月には既に着工されたということがございますので、この辺を見ましても、そういうことがうかがい知れると思います。

都市計画からいえば、もともとこの辺の地区は工業地域でございました、ご存じのように。それで現在は住居、マンション等建っております、住居とか工業、それから今回によりまして商業、この3つの用途が混在する状況となっております。今後、この問題につきましては、都市計画上の土地利用、これも絡めてよく検討する必要があるというふうに認識しております。

それから、地域経済の観点から、これは店舗の進出に伴いまして生活の利便施設、これはできますので、地域経済の活性化、それから雇用問題、雇用促進などが期待されると思います。聞くところによりますと、雇用促進では約1,000人から1,200人、それから固定資産税と

しては五、六千万円の資産税収入が得られるのではないかというような町の予想も考えております。

それはそれといたしまして、ただ、先ほど小原議員が質問ありましたように、4月以降、窓口に来たときにどのような対応されたかでございますが、これは普通は大きな開発になりますと、開発指導要綱というのがございます。ただ、これは視点が住居を建てるための指導要綱でございます、こういう施設の対象ではございません。だからといって無視するわけではなく、町の開発要綱に基づく指導をしてまいりました。その中で、例えば調整池を設けるだとか、グリーン帯をつけるだとか、その辺は強く指導しておりますのが現実でございます。

それから、質問の2番目、周辺道路の渋滞予測とその解消法についてのご質問であります。

議員が質問の中で、付近施設、ヨシヅヤさんとかいろいろな施設の駐車場台数を提示されまして、さらに今回の施設の計画駐車台数、これを提示されました。交差点の交通渋滞、これは大きく変わるだろう、大きく予想されるだろうということで、質問がありました。

ただ、この地区の利用形態を見てみますと、高層ビルによる、さっき言いました住宅経営、それからエンチャーさんやヨシヅヤ、パチンコ店などの集客施設の商業系、さらには既存工場のアイエスさんですか、その辺などの工業系で用途的には大変入り組んだ状況になっております。そのため、通過する車も多種多岐にわたっておりまして、これも交差点の渋滞の原因の一つではなかろうかと考えております。また、ライオンズマンション等の高層ビルの中でたくさん人口密度がありまして、車を利用される方もこの交差点を使われますので、当然この東郊線の渋滞も増すということになると思います。町としても、大変この1,300台収容台数を含めました駐車場につきましても、非常に危機感を持っているのが事実でございます。

ただ、この解消法としましては、さきにいろいろ答弁いたしております交差点の改良、これをまず第一次的に考えたいと思っております、さらに、一般住宅地の環境に支障を来さないように、できるだけ指導、指針に基づいて指導を業者へいたします。

それから、3番目、環境対策についてのご質問であります。

今まで環境対策について何をやってきたのかということでございますが、まず、一番最初に私たちチームを組みまして、都市計画これは開発担当でございます、それを窓口といたしまして、土木、農政商工、環境、それから総務が連携しながら、その店舗進出に対しての説明とそれから相談、それから行政からの要望や指導をしております。

具体的には、先ほど言っています国が示す指針、この指針をもとに事前に行っております。ポイントを絞りますと、沿道の排気ガスの対策についてでございますが、駐車場の確保はもちろんでございます。それから周辺の交通対策を総合的に計画いたしまして、大規模店舗の届け出のときに十分配慮するように指導をいたしております。

次に、民家との接近のこともございますが、これは非常に圧迫感を感じるということは事

実でございます。私も現場の方で見てみますと、確かに非常に圧迫感を感じることは事実であります。ただ、これは既に法的に建築基準の許可がおりておりますので、町といたしましても、近隣住宅に迷惑のかからないように、例えば駐車場に乗り入れる植樹帯だとか、それから坂になっておりますので、その遮音壁を設置するように指導してまいりました。

また、騒音に関しましては、関係法令で規制基準値が決まっております。設置場所の用途地域、これは工業になっておりますが、ただ、工業だからといって全く無視するのではなく、隣にすぐ住宅が立ち並んでおりますので、道路の反対側、特にこれは第1種住居地域でありますので、町といたしましても、極力第1種住居地域の基準値を守るように指導をいたしております。

それから、大きい1番目の4番目です。意見書の準備についてどうかとの質問でございます。

現在、お答えしていますように、届け出が出ておりません。だから、詳細が判明しておりませんので、実際意見書の準備はまだしておりません。しかし、今までご質問された各議員、それから各町内会長さんの要望、るるございますので、その辺を定められた指針に基づき町が指導してきた内容や要望などをよく精査をいたしたいと思っています。

そもそもこの意見書の趣旨は、大規模小売店舗が生活利便施設として多数のお客さんを集め、大量の商品が流通する施設でありまして、その立地が周辺の地域の生活環境、これを保持しつつ、適正に行われることを確保するために定められております。

ただ、一方では、大店法の第9条第2項、これで町の意見を聞いた上で、県が勧告を出せることになっております。その内容につきましても、周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避するために必要な限度を越えないものであり、かつ設置者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならぬとも規定されております。町といたしましても、このような法定事項に十分留意し、対処いたしたいと思っております。

それから、質問の大きい2番の1番目です。

私がたしか全員協議会の中で小原議員を議論させていただいた大店法の新設の定義でございます。これは5条4項に新設の定義でございますが、まず、私ども、経済産業省の見解を聞いております。経済産業省の見解でございますが、流通政策課、これが大店法の主管課でございますけれども、これが作成しています大規模店舗立地法についての質問及び解答集、この中で「大規模小売店舗を新設する日とは、届出日、公告日等ではなく、届出にかかる店舗の店舗面積の合計が基準面積を超えて営業する日」とうたわれております。よって、町の見解につきましても、新設日とは営業を開始する日であると考えております。

なお、私どもの顧問弁護士、南谷先生も同一の見解でございます。

それから、次に、新設の定義が、じゃ、オープンの日だと、そういった場合については、大店法の9条、第8条1項との整合性についてのお尋ねであります。

第9条では、県が周辺地域の生活環境保持の観点から意見を述べた場合、その内容が適正に反映されなく、生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態を避けることが困難であると認められたとき、県が町の意見を聞いた上に、指針を勘案して理由を付し勧告することができると書いてあります。また、正当な理由がなく、これを拒んだ場合、従わない場合、その旨を公表できることも定めております。それから、第8条第1項、これは設置者から届け出があった場合、県が町の意見を聞く必要があることを定めております。このように第9条、第8条第1項の規定は、営業開始前の手続を定めたものであり、新設の定義が営業開始日であっても矛盾はないと考えております。

また、同様の趣旨で、先ほど小原議員が言われました第6条変更の届け出、これにつきましても変更届け出の内容については、八月経過後でなければ変更できない旨を定めておりまして、現状を変更させないことにより、手続の実効性を確保する条文であると考えております。

それから、質問の3番目でございます。渋滞解決策として町道東郊線の格上げに関してのご質問をいただきました。

この路線は、北の方は名阪国道から南へ200メートルの区間は七宝町の管理下に入ります。須成柳ヶ瀬地区から南へ国道1号まで、これまでの蟹江町区間の総延長、これは約2.5キロメートル、2,550メートルでございます。現在事業区間となっておりますのが、本町5丁目交差点から南へ約300メートル区間の事業区間となっております、約3分の2が完成しております。これは町が街路整備事業として行っておるものでございます。あと未整備区間となっております2,250メートルのうち、ご存じのように2カ所の鉄道の交差部があります。これは2カ所とも高架の計画でございます。当然高架となりますと事業費が相当かさむわけでございますが、高架事業の延長は2カ所合わせて約1キロメートル、1,000メートルでございます。それで、その事業費でございますが、私どもが試算をしましたところ、約125億円と試算されますので、小原議員がおっしゃった120億円、それと大体同じような数字になっております。

あと、事業主体としましては、実際的に、じゃ、町がその高架事業を手がけるのか、いや、それは大変厳しいんだと、道路の起点が稲沢にあり、国道1号までつながる主要幹線道路であるから、これはもう道路形態から考えると町でやるものではなくて県でやるべきであろうと、そういう考えもございますので、これは先ほどお答えしましたとおり、愛知県の方にも要請をしていきたいというふうに考えております。

しかし、今回の大規模店舗、この時期に間に合うということではちょっと難しゅうございますので、まず町としてやることはやっていきたいというような気持ちでおります。

それから、4番目の質問、規模の縮小についてでございます。

規模の縮小を求められないかという質問でございますが、言いかえれば行政としてどこま

で意見が言えるのかだというふうに私は考えております。

ただ、届け出がまだ出されておられませんので、詳細な内容は判明しておりませんが、著しく周辺環境に悪影響を及ぼす場合、この場合については県が勧告いたします。その内容は、先ほど申しましたように、その著しく悪影響を及ぼす内容を回避するための必要な限度、これを越えない。また、設置者の利益を不当に害するおそれがないものであること、これは定められておりますので、例えば店舗面積やそれから建築物の大きさ、業種の変更など、設置者の営業の根本にかかわるもの、これにつきましては非常に難しい話でございます。まかり間違えますと、損害賠償にもつながりかねませんので、これについては慎重に対処したいと考えております。

あと、住民の目線、これは私も含めまして、町職員全員で住民の目線で今までも対応してきましたし、これからも真摯な態度で積極的に対応していきたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

6問目につきましては、町長の方からご答弁をさせていただきます。

以上であります。

○町長 横江淳一君

6問目の質問につきましてお答えしたいと思います。

昨日のことをどこかでお聞きになられたのかわかりませんが、実際住民の皆様方の陳情、そして議員の皆様方に対する文書をきのう実はいただいたわけでありましてけれども、いわゆるニツセン跡地について考える会、北之町有志一同、この方が町内会長さんと一緒になって5,000通もの要望書陳情書を添えて県の方に要望に行かれるということを実は後で聞きました。たまたま私は、別の観点で、今まさに小原議員からご質問いただきました、いわゆる七宝蟹江西福田線、東郊線の格上げ問題とそれから拡幅問題、それで弥富名古屋線の拡幅について、あの交差点の一部地権者の方の同意が得られたので、何とか早目に着工してくださいという要望もちょうどその時期に行くタイミングが合っていましたもんですから、たまたま議長もその場に行かれるということで、私は別の観点でお邪魔をした、住民の皆様方は、そちらの要望をしたということで、じゃ、一緒になったらどうだという、たまたま県議会が開かれておまして、某県会議員が中にたまたまお見えになったもんですから、そこで話し合いになったということでもあります。

私は、私の立場で県に対して要望を差し上げたわけで、住民の皆様はまた別の観点で、地域の皆さんがこう心配してみえますよということで、町内会長さんと一緒になって要望をしたというのが事実でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、まず、最初に、地域経済のバランスという問題につい

てでございますけれども、建設部長は単に、つまり大店舗ができるということになっちゃうと、既定の事実でやむを得んと、それに対する対応策を考えるしかない、こういうような見解のように受け取れるんですね。従来の商調法は、商業的バランスを考える立場からが重点でした。確かにもう大店舗法は住環境重点のようですね、これを読んでみますと。だけれども、やっぱり一方で商業バランスも地域経済も視点には据えているわけでありますので、だから蟹江町のつまり中小企業対策、商工業対策、地域経済を考えるこの責任というのは、びっしりあるわけですよ。この大店舗がここに進出することによって、どうこの商業バランスが変化するかということはよく見定めて対策を打たなきゃならんですよ。

かつてヨシヅヤさんやユーストアですか、あったときには、私は旧本町通りですね、疲弊しますよと、こういうことを指摘したんですけども、まさに今日そうになりましたですね。今度はひょっとしたら駅前商店街がずっとある。わかりませんよ、これも。そういう商業のこれからの発展あるいはバランス、どう見るかという問題です。このことは答えていない。答えていただくべきだと思うんです。

私は、本当に今の状況というのは、蟹江町の商工業、商業を考える上で、あなたのおっしゃるように、あそこところは昔から工業地域だからとおっしゃるけれども、工業地域なら工業でニツセンさんにおってもらって結構だったんです。そうじゃない、商業だから、集客が物すごいですからね。そういう点からすると、もともと最初から商業地域なら道路ももっと考えたはずだよ、お客が集まってくるわけだから。そうじゃない、工業地域だったやつが変わっちゃうわけだから、ですから、これは考えなきゃならんですよ。そうじゃありませんか。そういう点でご答弁をいただきたいということが1つです。

それから、2つ目は、これは私の本来のあれじゃない。建築する過程の中で起きる問題ですから、建築する過程が商売が始まってから起きることですから、私はもともと事業の変更、マンションにしたらどうかとか、事業の変更あるいは規模の縮小を提案したらどうだと、部長は、場合によっては損害賠償訴えられることもあるなんてことを先ほど脅かしの言いましたけれども、町村に与えられた意見を言う権利を言うわけですから、意見を言うことができる権利を行使するわけですから、何が損害賠償ですか。町村の率直な意見を申し述べるわけでありますから、何も損害賠償は全く関係ありませんよ。そういう点で、ただし、事業の変更や規模の縮小だということであれば、今の時点で意見を出さなければだめでありますから、それで言うわけですよ。そういう点で、受け身の対応、既にやむないなど、そういう立場の対応しか受け取れないんですよ。そこを私は聞いておるわけで、ということが1つですね。

もう一つ、3つ目ですけども、たまたま東半分、ちょうど今仮の入り口がありますね、南側に。ありますわ、中に入る入り口が。南側ですよ。ちょうど28軒の住宅のちょうど真ん中ぐらい。そこから東、駐車場へ上がる車の上がり口です。上がったおりたりするところ

ですよ。しかもそこは民家に2.5メートルなんだ。圧迫感と、上がるときはふかしますから排気ガス、これは大変なものですよ。そういうところにも行政だったらとっくに気づいて指導すべきである、私はそう思うんですよ。それが受け身だから、こうやっちゃうと私は思うんですよ。その点で聞かせていただきたいと思うんです。

それから、先ほどの整合性の問題ですよ。整合性の問題ですけども、例えば一定の設計変更をお願いする、あるいは私の主張するような規模の縮小や事業変更を申し出る、こういうことは建築が始まっちゃってからでは通用しないですよ。なぜ大店舗法で、つまりオープンの日だと、その8条は。設置者が新設してならんという、このことはオープンの日だということになると、そういう意見を出すことができないじゃないですか、既に建築されちゃうわけだから。整合性全くないですよ。

もう一つ、変更ですね。変更は、例えば住民の意見や町の意見などで事業者が変更したいと思ったときに、八月超えないと変更できないじゃないですか。それまでにつくられるじゃないですか。これも整合性ないじゃないですか、その解釈が正しいとすると。私は並行的に、届け出も並行的にやってこそ、この条文が生きてくる問題だと私は思うんですけども、いかがですか。その整合性についてどうあるのか聞かせてください。

それから、町長さん……

○議長 菊地 久君

3分切りました。

○7番 小原喜一郎君

町長さん、先ほど行かれた内容ですけども、私はつまり東郊線の拡幅の問題を格上げで云々ということがありましたね。そういう立場で行かれたとすれば、かなりの時間がかかると思うんです。蟹江町がやったらなおさらですけども、だから住環境をずっと長きにわたって、ひよっとしたら、住まわれた若いあの28軒の皆さんがあっちの方へ行かれるまでに実現しないかもわからないくらいのもんでしょう、ひよっとしたら、大きく言えば。だから、住環境の悪化、ひどい状況を住民に押しつけちゃうわけだ。だから、その辺のところを真剣に考える点でいうと、もっと根本から検討し合う環境づくりが必要じゃないかなと、先ほど私、プロジェクトチームだとか特別委員会だとか申し上げましたけれども、何か特別な論議をする……

○議長 菊地 久君

あと1分になりました。

○7番 小原喜一郎君

環境をする、つくる必要があるんじゃないかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

たくさんの再質問をいただきましたので、ひょっとかして落とす可能性があります、もしありましたらご指摘いただきたいと思います。

まず、1点目、地域経済のバランス、中小企業の対策ということですね。

これは、当然これだけの大きな店舗が来ますと、地域に密着した商店主さん、細かい商店さんは非常に大きな影響を受けると思います。

ただ、この間聞きますと、商工会での説明会がございました。商工会というのは中小企業の皆様方がいろいろ助け合いながらやっていくところだと思っておりますが、その中のニュアンスですと、確かに大きな問題としては交通渋滞、いろいろな問題が出ましたが、全般的には賛成の方もあれば反対の方もおると、そのようなニュアンスで受けとめております。

ただ、中小企業の方たちもじっとしておるのではなくて、最近ありましたように1番館の皆さん方もことしからイベントをやってございますし、貸し館については非常に努力してみえますので、それも踏まえて町はサポートしていきたいと考えております。

それから、用途、工業と商業の関係ですが、それはもともとあそこは商業地域であれば、当然町の方の道路整備もある程度踏まえた上での形になると思っておりますが、お話ししていますように、余りにも急転直下の話でありましたんで、現状は追いつかない状況にあると思いません。

ただ、そんな中で、やっぱり町もその用地買収に努力いたしますし、また拡幅についても、これは最大限努力いたしたいと思っておりますので、その開店時期に合わせるかどうかは別といたしまして、努力はいたしますということでございます。

それから、業種の変更について意見を行使する。これは業種の変更は大きなポイントになると思っております。当然マックスバリュ中部を含めた都市総研さんの方たちもマーケット調査をやりながら、それぞれ採算性のことを考えた上で展開をしていると思っております。

ただ、そんな中で、私が言いましたのは、町が意見を言えるということは、県が勧告を出すときに一番地元で密着する町が意見を述べるということでありまして、当然そのときに言えるべき、言わせてもらう意見はちゃんとあります。それだけでございます。

それから、28軒の南入り口、これにつきましては、駐車場入り口に2.5メートル接近しております。非常に大変私も心痛をいたしております。ただ、先ほど申しましたように……

(発言する声あり)

ええ、それに関しましては、そういうことがありまして、私ども環境課の方も直接業者の方に、そのスロープに対する音のものだとか、それから排気ガスの問題だとか、遮音壁をつくるだとか、いろいろ行政指導をいたしておりますので、今回、大店法の届け出までの間に、再度強く要請をしていきたいというふうに考えております。

それから、整合性の問題でございますが、これは建築基準法との絡みもございまして、基本的には大店法と建築基準法の絡みは、南谷先生の見解によりますが、建築基準法、これは

確認をするに当たりましては、大店法の届け出との手続が完了していることを条件としてはおりません。そうである以上は、建築基準法で定めていない条件を課す、例えば規模縮小だとか、それに関しましては、法手続の原則からして事業者に強制することはできません。逆もまた同じでありまして、大店法に定めていない建築基準法上の手続等の完了を大店法の手続で問題とすることは、法治主義の原則に反します。

ただ、これは法の言わんとしているところであります。ただ、道義的には、確かに手続と整合性があれば、これは一番ベストであります。いかんせん法の趣旨はそういうことでありますので、町としてもそれも十分わかっておりますが、その辺に関しましては努力をしたいと考えております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

再度、先般のきのうのことでございますが、るる今、担当の部長が申し上げましたとおり、法的な問題と道義的な問題、これは本当に我々も非常に心が痛いわけでありまして。それで住民の皆様方もそうでありますし、それから区長さん、それから議員の皆様方もそうであります。矛盾した部分が私も一緒であると思っております。私にもしも今、議員さんに対して反問権があるとすれば、逆に私が議員さんに問いかけたいくらいのものがたくさんあります。

しかし、今この場ではそれはございません。ですから、お願いをしたいのは、私とて先ほど言いましたように、3月27日に土地を取得して、表面に出てきたのが8月の終わり、9月にならんとしておる状況です。その状況で我々は一生懸命情報収集をしたにもかかわらず、なかなかテナントも決まらない状況で、どういう状況でというのがはっきりしなかったというのは、これはもう大変残念であります。先般、11月29日に来庁された折に、私は一言もう少し早くおっしゃっていただければ、いろいろなことも対処できましたねということは再三再四申し上げました。そして、先般6日にお見えになったときもお話をし、法的には我々は何もできないかもわからないが、道義的なことで我々いろいろなお願いをしたいということは再三再四申し上げております。その一環として、我々は県に対して、例えば勧告を出したことがあるのかないのかは別といたしまして、我々の思っていることをすべてぶつけて、地域の皆様の住環境を十分守るべく頑張ってやっていきたいな、それが精いっぱい行動であるというふうに思っておりますし、今やっていることが最大のことであるかどうかはまだわかりません。どんどんまたご意見がございましたら言っていただいで、我々は業者にそれを強く要請していく覚悟でございますので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長 菊地 久君

あと50秒です。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎であります。

できたら、議会も当局も含めて真剣に検討していく機関といいますか、環境をつくっていただきたいということ、先ほども申し上げましたけれども、1つ要望としておきますし、もう一つは、この部長の答弁は、あくまでこれは受け身だよ、今も、今も。住民の目線で、住民の立場に立ったら、必死で弁護士に聞く場合でも、私はいつも思うんです。聞く人による、弁護士の答弁は。聞く人が受け身だった場合、そういう観点しか物を言いません。積極的に何とかしたい、ここはというときには、弁護士は積極的に答えていきます。その違いがあると思います。

以上です。

○議長 菊地 久君

以上で小原喜一郎君の1問目の質問を終わります。

質問5番 林英子君の1問目「『後期高齢者医療制度』について」を許可いたします。

○6番 林 英子君

6番 日本共産党 林英子でございます。

「『後期高齢者医療制度』について」質問を行います。

来年の4月から75歳以上のすべてを対象にした後期高齢者医療制度が始まります。「収入がふえないのに、どうして年をとると保険料が高くなるの、本当に困る」とお年寄りからの声が寄せられています。無年金、低年金であっても、これまで家族に扶養され保険料の負担がなかった人でも、自動的にこの制度に組み入れられるようになります。年金が1万5,000円以上の人は、保険料を年金から死ぬまで天引きです。これは、自公政権が今年の6月に強行した医療改悪によるものです。

75歳以上の人を後期高齢者医療制度と呼んで、他の世代から切り離し、際限のない負担増と差別医療を押しつける大改悪です。小泉、安倍内閣の6年間には、高齢者は所得税、住民税の増税、国保税、介護保険料の値上げ、医療費の窓口負担の引き上げなど、相次ぐ負担に悲鳴を上げております。この問題は、医療制度の問題にとどまらず、高齢者政策の焦点になっていると思います。それぞれに所得の計算によって違いますけれども、愛知県の保険料は平均1年間9万3,200円、1カ月に約7,770円と言われ、全国で7番目に高い保険料となっております。保険料が明らかになるにつれ、「これでは生きていけない、年寄りは早く死ねということか」と怒りの声を聞くようになりました。また、保険料は2年ごとに改定され、医療給付費の増加や後期高齢者の人口増に応じて自動的に引き上げられる仕組みになっています。この保険料は、介護保険料と合わせて年金天引きで徴収されます。さらに、導入に便乗して65歳から74歳の国保税も年金から天引きとなります。一体年金が幾ら入るといえるのでしょうか。

保険料の取り立て強化と同時に、後期高齢者が受けられる医療においても差別が行われま

す。厚生労働省は、終末期の医療でも、75歳の患者は特別の診療報酬体系を持ち込むとしています。過剰な延命治療を行わないという誓約書を取ったり、終末期の患者に在宅死を選択させて退院させた場合には、病院への診療報酬を加算し、一層の病院追い出しを進めようというものです。高齢者を邪魔者扱いし、暮らしも健康も破壊していく最悪の制度です。

高齢者への医療を抑制することは、現代世代のためなどと言っていますが、とんでもないことです。政府の導入のねらいは、はっきりしています。この制度が最も威力を発揮するのは、団塊の世代が後期高齢者となったときです。そうなっても国の財政負担がふえないよう、国民負担増と給付抑制の仕組みをつくろうというのが後期高齢者医療制度です。今の高齢者はもちろん、将来高齢者となるすべての国民から医療を奪い取る改悪です。また、高齢者を扶養している現代の世代にも重い負担がのしかかることになります。

ここでお聞きをいたします。

蟹江町の75歳以上の後期高齢者は何人ですか。65歳から74歳までの障害者は何人ですか。

2つ目には、後期高齢者医療制度を導入することによって、当町にはどのようなメリットがあるのか、デメリットは何ですか。

次に、後期高齢者医療制度においては、保険料について一定の軽減措置が規定されていますが、軽減した分の財政補てんについてはどうなるのでしょうか。

後期高齢者医療制度については、保険料を滞納した場合、資格証明書を発行することになっておりますが、当町では今までは資格証明書を発行しておりません。今度この法律に沿って資格証明書を発行するのですか、お聞きします。

蟹江町で扶養家族になっていて、保険税の負担を現在していない人は何人いますか。この方たちは改めて後期高齢者の負担に入っていく人たちです。

次に、年金からの天引きは介護保険料とセットですが、普通徴収の人はどうなるのでしょうか。

次に、愛知県は福祉給付金の助成制度が廃止されるが、当町は引き続き、従来どおりの一部負担金の給付制度の継続とあるが、その場合には、償還払いでなく当然窓口負担というふうに思いますが、いかがでしょうか。

以上が質問です。

政府は、実施前から70歳から74歳の窓口負担を1年延期するとか、健康保険の被扶養者として保険料を納めていなかった75歳以上の方の保険料を半年間凍結、あとの半年は保険料を1割に減額するというものです。しかし、与党の合意は、負担の一部を先延ばしする一時しのぎに過ぎません。現在のうば捨て山です。医療給付費を削減する以外に何の目的もなく、ひたすら高齢者、住民に犠牲を押しつける制度です。

高齢者自身はそんなにぜいたくな要求を持っているわけではありません。蟹江町の皆さんが年をとっても安気に不安のない生活が送れるようにしなければなりません。先ほどの質問

に順次お答えをお願いします。

そして、最後に出してきましたのは、10の県議会を含む全国の281の自治体の議会で、制度の見直しなどを求める意見書が可決をされております。これには自民党も含めて全会一致で中止・見直しを求めるなど、今、本当に日本全国至るところで立場を越えた戦いが広がっていると報道されています。町長も全国会議などによく出られると思います。国に対して財政支援を要望していただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

順次お答えをお願いいたします。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

それでは、お答えをいたします。

平成20年4月1日から新たに開始されます後期高齢者医療制度に関しましての多くのご質問をいただきました。制度の周知も含めまして、こういった機会を与えていただきましたことに大変深く感謝を申し上げる次第でございます。

高齢者の医療の確保に関する法律、こういった法律があるわけでございますが、ここの第2条では「国民は、自助と連帯の精神に基づき、健康の保持増進に努め、高齢者医療に要する費用を公平に負担する」といった理念が掲げられております。

このため、この後期高齢者とされます75歳以上の方も若い世代も国・都道府県・市町村もその費用を負担することになったわけでございます。こういった世代間の連帯、世帯間、これは家庭内、世帯のことでございますが、こちらの連帯によりまして保険料のご負担をいただくというふうになったものでございます。決して高齢者の方を切り離して運営しようとしているものではございません。また、この保険料等につきましては、ご指摘のとおり、2年ごとに構成されております人口、それから所得の状況、そういうようなことを考慮し見直しを行いながら、その都度適正に設定するということとされております。

次に、過剰な延命治療を行わないといった誓約書を取るというようなことを申されました。

私の考えでございますが、私は、どの医療においても過剰な医療は不要であるというふうにご考えておるものでございます。この意図するところは、個人の尊厳を重視するため、あらかじめご本人さん、もしくは判断できない状態になってみえる方、認知症の方、そういうような方については、そのご家族から終末期に対する治療方針に対して、間違っただけいけないということで文書で提出された方針をいただき、そういった方針に基づいて治療をする。つまり、自己の求める医療を行ってほしいとする人間の尊厳の保持、尊重でありまして、決して医療の切り捨てにつながるものではないと私は考えております。

さらに、在宅死を選択させ、退院させた場合の診療報酬の加算というようなことをご指摘いただきました。

病院で行う必要のある医療が終了した場合、今後は在宅での継続した医療、看護、介護に関して、その在院中に医師、看護師、薬剤師、そのほかケースワーカー等などが退院後の良

好な療養生活を援助するため、病院内での会議を持つことに対する診療報酬の配慮といった面があるわけでございます。これは、退院後に改めて多くの医療、介護スタッフ、そういったような方を集め会議を持つことの時間の調整、場所の調整、そのほか改めてそのご本人さんの状態の把握、そういったようなことをするのに比べれば、当然在院中に行っていた方が治療の経過など状況把握がきちんとできるわけございまして、そこの計画を立てるスタッフによる緻密な看護、介護計画、治療計画が確かであれば安価（安く）できると思っております。こういった意味合いでの加算というふうには私は理解しております。

また、団塊の世代の大量増加については、当然数年前からいろいろな方面で予測されておりました、このため、この世代連帯、世帯の連帯、こういった項目が法律で理念として明記され、そのとき慌てて泥縄式でつくる制度より、前もって今から検証しながら、よりよい制度運営となるよう行うことが、1年以上前からこの制度導入を決められた大きな要因であると、私は考えております。

政府与党でも高齢者に対する負担に関しプロジェクトチームを発足させ、その提言を踏まえて、前期高齢者にあつては2割負担、1年間を引き続き1割に据え置く。後期高齢者につきましては、その保険料を負担してこなかった被保険者となられる被扶養者の方に対しまして、半年間の保険料徴収の凍結、大幅な減額を行うということが提言されたところであります。

高齢者を初めとする国民全体にとって必要と考えられる医療制度を整備すること、これがどのように言われたかわかりませんが、現代のうば捨て山なのでしょうか、私にはちょっと理解しかねるところでございます。国民が今後、長い期間にわたって相互に連帯し、持続可能な制度を構築するため、負担区分の明確化と等しい負担を求める制度であると私は考えておるところであります。

質問にお答えさせていただくわけでございますが、まず、平成20年4月1日現在で何人ほどの後期高齢者医療制度の対象がおみえになるのかということでございます。

私どもは、3,000人程度というふうには予測をしております。また、そのうちの障害者の方については、200人程度というふうに見込んでおるところでございます。

現在65歳から74歳までの障害者の方、これは今現在でございますが、318名おいででございます。このうち身体障害の方は305名、知的障害の方は5名でございます。この310名となりますが、このうちお二方は重複の障害の方でございます。残り10名の方は精神障害の方ということでございます。

次に、町にとっての制度導入によるメリット、デメリットはどんなものがあるかというご質問でございます。

この制度を施行された場合、蟹江町のメリットといたしましては、まず、国保の負担が減少するものと思われまます。現行の老人保健制度では、約5割の支出金を各保険者からいただ

いております。後期高齢者医療制度では、保険者負担は4割となっております。この1割分が減少するのではないかという見込みを立てておるところであります。

一方、デメリットであります。国保の保険料負担で、納入割合の高い高齢者の方が後期高齢者医療に移行することになるわけでありまして、こういったことから、収納率といったようなものの低下が懸念されておるところでございます。また、そのほかに広域連合の通常経費、これは人件費ですとか事務費の関係でございますが、こういった通常経費の負担が各市町村に参ってまいります。そのほか、今現在行っております新たな電算開発の経費、こういったようなものもかかるかと考えております。

ただし、こういった制度を単独で事務を蟹江町で行った場合、当然こういった場合の職員も必要でございますし、事務の負担増もあります。そのほか市町村の負担もございまして、そういったようなものを勘案しますと、後に申し上げた広域連合で行う事務の方が比較的少額で済むのではないかなということは考えております。これがメリットとなるのか、デメリットになるのかは、ふたを開けてみないとちょっとわかりませんが、デメリットとして懸念しておいた方が、今後対応しやすいのではないかなという考えでございます。

次に、軽減措置が行われるわけでございますが、被保険者の所得に応じまして均等割額が7割、5割、2割の減額をされます。この減額分の財源でございますが、市町村が4分の1、都道府県が4分の3を負担することとされております。

一番懸念されております資格証明書の関係でございます。

現在、町では国民健康保険では発行しておりません。短期保険証を発行しておるところでございます。広域連合では、資格証明書の交付につきましては、保険料を納付する資力がお金が十分にありながら、特段の事情もなく長期間にわたり保険料を納めていただけない方、こういったような方に対しまして、負担の公平の観点からやむを得ず行う措置というふうにとらえております。一律機械的に滞納したから、それということで実施するものではないというふうに、連合の議会でも答弁をされておるといふふうに聞いております。

滞納をされております方につきましては、私ども市町村と広域連合がその実情に関して十分調査、協議を行った上で、今後判断していくものというふうに考えておるところでございます。

次に、蟹江町で、今、扶養家族という形で保険税を払っていない方の人数をお尋ねでございます。

国民健康保険を除き、社会保険では約500人という数字が出ておりますが、この500人もすべてがすべてではございません。社会保険ですので、事業主の方もこういったようなところに入って見える方もおりますので、保険料負担しておる方もおみえでございます。国保については、今のところ加入者すべてが被保険者という形になっておりますので、その被扶養者としてということではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、特別徴収制度は介護保険と一緒にあるが、普通徴収の対応についてはどうするのかというご質問でございます。

年金からの特別徴収の方法により納入いただくのは、まず国保でございますけれども、その世帯全員の方が国民健康保険に加入し、その被保険者の方全員、加入してみえる方全員でございますが、65歳以上75歳未満の方で構成されていること、それから年金がご指摘のように年間18万円以上の給付を受けており、かつ介護保険料との合計がその2分の1を超えないこと、こういったような条件を満たした方が特別徴収の対象者とされるわけでございます。

したがって、特別徴収でお支払いいただく方につきましては、原則滞納は発生しないものと考えております。また、普通徴収の方法につきましては、今現在行っている方法でございますので、それぞれ個別に金融機関の窓口で納入いただくか、もしくは口座振替の方法を選択され、その口座振替で納入いただくというようなことを引き続き行っていただくこととなります。

また、滞納のおそれですが、現状、先ほど申し上げましたように、高齢者の方が移行する関係上、多少ふえることは考えておるところではございます。

最後でございますが、福祉給付金の償還払い制度の継続についてでございます。

今現在検討しておるところは、事業者証を発行いたしまして、現物給付、窓口でのお支払いにかえて、そのまま受け取っていただくという形でございますので、償還払いという手間暇は省く予定で準備を進めております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○6番 林 英子君

今、答弁いただきました。

まず、初めに、公平になるのではないかということですが、一番初め、斎藤さんが言われたこの問題は、公平な徴収であるし、後期高齢者医療制度については公平な制度だということにおっしゃいましたけれども、とんでもないことです。

これは、先ほどから言いましたように、本当に払えない人がこれからもふえていくであろう。前、厚生省へ勤めていた幹部が、これは多分5年で終わるのではないか、うば捨て山だと言ったのはこの人です。本当にこれは大変な問題です。私もこの問題について署名を集めに回りましたが、またこれからも取られるのか、おれたちは一体本当に年金幾ら払えば、もらっていると思うのか。いい制度だとは言いませんでした。しかも、先ほど課長が言われましたように、1年間の延期、半年間の徴収を凍結すると言いましたけれども、皆さん介護で思い出してください。4月に始めるのに徴収は10月からでした。本当に半年は早いです。こんなわずか1年、半年延ばすというような一時しのぎのまやかさに私たちはだまされてはなりません。本当に大変なことだというふうに思います。

しかも資格証明書というのは、現行の老人保健制度では75歳以上の高齢者は国の公費負担

医療を受けている被爆者の方や障害者と同じく、保険証の取り上げが禁止されております。それは、医療を奪われたら直ちに命にかかわるからです。今度、後期高齢者の中では、法的にそれをきちっと取ろうというふうに埋め込んでいます。ですから問題です。

蟹江町も今までどおり取っておりませんし、絶対に今言いましたように、こういう障害者の方、取り上げられたら、医療を奪われたら本当に命も奪う。しかも子供さんの小さいところやお年寄りの多いところでの資格証明書というのは、本当に命を奪うものです。ですから、改めて蟹江町では絶対にそのことがないように、やっていただきたいというふうに思います。

それから、介護保険とセット、普通徴収の人はどうなるのかという問題について答弁がありましたけれども、今、普通徴収の方を調べてみましても滞納額がふえています。今度は介護保険とこの後期高齢者のカードとセットで来ます。同時に払えという証明が来るのではないですか。その場合に、私は、介護は後でも病院へ行きたいために、まず保険の方のカードを先にくれと、そちらだけでも払いますと言われた場合、どのような対処をされるのかという事です。

改めて聞いておきますが、先ほど課長が言いました福祉給付金の問題、償還払いでなく現物支給をするということで間違いないですね。

以上、答弁をお願いします。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

一番最初は、費用を公平に負担するという事で、公平な制度とは申しておりません。高齢者医療に要する費用を公平に負担するとしておる理念で、高齢者の医療の確保に関する法律第2条が規定されておるということを示し上げたわけでございます。

それから、うば捨て山の件でございますけれども、ここの議員の論旨からいくと、このうば捨て山というのがいきなり出てまいりまして、私ちょっと理解できないんです、申しわけございませんけれども。うば捨て山ということは、何もせずに捨てちゃうんですよね、高齢者の方を山奥へ連れて行って。これはきちんと医療は行いますし、本人の尊厳とか、そういったようなものも含めてやっておるというふうに私は理解しておるというふうに申し上げました。ですから、そのうば捨て山云々については、またゆっくりお話し合いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、資格証明書でございます。これは広域連合が発行するもので蟹江町が発行するものではございません。申しわけございませんけれども、ですから広域連合と私どもと、それから滞納されている方と十分によく話し合いをして、それからということだというふうにご答弁申し上げました。

その前段では、滞納されておる方が納付をする資力、お金が十分ありながら、特段の事情もなく長期間にわたり納めていただけない方をまず第一義的に対象とする。これは負担の公平の観点からきちんと負担をしていただいている方との公平の観点から、これはやむを得ずに

行う措置であるよということを広域連合も申しておりますので、後段申し上げたように、私どもとその滞納されている方、それから広域連合と十分に協議をしてから発行にせよ判断されるというふうにとらえております。ですから、単に1回、2回滞ってしまった。さあ、いきなり資格証明書ですよということではないと私は理解をしておるところであります。

それから、福祉給付金の償還払いの関係でございますが、9月の全員協議会でも担当の鈴木保険医療課長から申し上げたと思うんですけども、今現在は現物給付化ということを目指して、受給者証といったものの発行について内部的には準備が進んでおりますので、まず4月からはこちらの方にかわる予定であるというふうに聞いております。

それから、ごめんなさい、1つ抜けておりました。普通徴収とのセットでございます。

普通徴収の方は、年金がさっき言ったような条件じゃない方、それから介護保険と足して2分の1を超えるような方については普通徴収の方法になるわけでございます。

後期高齢者医療の納期については、まだ決まっておられません。これは、普通徴収の関係につきましては市町村の条例で定めることになっておりまして、私どもは国の動向等また広域連合等の指導も受けながら3月の議会に間に合うように今準備を進めておるところであります。ですから、同じ月にお支払いいただくということもありますでしょうし、そうじゃないときもあるかと思えます。そして、こちらを払いたいと言われるものを無理やりこっちにしようあと言うことは私どもは申しませんので、納税者の方のご選択にお任せをして納入いただけるものは納入していただいて、できる限りご協力をいただきたいというふうに考えておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○6番 林 英子君

先ほど言いました、町長、はいと言われましたけれども、ごめんなさい。10の県議が208の自治体の議会で反対をしております。だから財政支援を国に要望していただきたい、そういう旨をお願いしたんですけども、町長はどのようなお考えですか。

○町長 横江淳一君

何か発言の機会を奪われたような気になりまして、非常に発言しにくいんですが、これに限らず財政支援をいろんなところで求めていきたいなというふうに思っております。ただ、この後期高齢者制度につきましては、いろんな方のいろんなご意見があるのは十分承知しております。

それと来年度から林議員もご存じのように医療制度改革ということで、いわゆる基本健診が特定健診に変わったり、健康診査があったり、特にこの予防に対して、国が、特に厚生労働省等々を中心となってそういう予防について一生懸命また再度やり直そうという、そういう施策を出しているわけであります。

それと、これに関しても実際各都道府県の広域連合が中心となって進めているわけでありまして、先ほど来、冒頭の林議員のご意見あります、愛知県は7番目に高いとか安いとか

であったじゃないですか、これにつきましても、我々もちょっと資料をとって、私も自分なりに、確かに人口集中地域、特にこれからの高額医療がかかってくる高齢者の皆様方のたくさん集中するところにあっては、これは広域連合どこでもすべてこれ値段が高くなっているわけでありまして、我々もいたしましても、病気にかかった人がお医者さんに行くのはこれ当たり前なことでありますが、健康で長生きをして、健康に長寿を全うしてもらいたいという考え方は、これは日本全国どこの自治体も一緒であります。そういう施策をこれから我々も努めなきゃいけないと思っておりますが、ただ、この財源の問題につきましても、先ほどちょっとうちの次長が申し述べました国保税が75歳以上の資産割がいただけなくなってしまうとすると大体3億ぐらいの減収になるのではないかという試算を発表させていただきました。そういうことも含めてそれが減になるのではないか。ただし支援金等々の算出も大卒全体で国が5割、それからいわゆる若年層ですか、ゼロ歳から74歳の方が4割、そして75歳の方が1割という、こういう体制でもって医療制度の仕組みができていますので、これから多分、林議員の言われるようにまた変わってくるような気がいたします。ただ、これで一応まずスタートをさせていただくというのは、我々も心には一つ引っ掛かりはありますが、何とぞご理解を賜りたい。

そして、減免制度も均等割りについてはございますし、すべてにつけて悪法であるというふうに私は考えておりません。ただ、すべてについて財政支援をお願いしたいのは私も一緒でありますので、またいろんなお知恵をいただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○議長 菊地 久君

林英子君の1問目の質問を終わります。

続きまして、林英子君の2問目の「保育料の見直しについて」の質問の前に、資料の配付の申し出がありましたので、許可をいたします。

配付いたしますので、暫時休憩をいたします。

(午後 2時30分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時32分)

○議長 菊地 久君

林英子君の2問目「保育料の見直しについて」を許可をいたします。

○6番 林 英子君

6番 日本共産党 林英子です。保育料の見直しについて質問をいたします。

子育てにかかわる政策の基本の一つに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることだと思っております。若い世代の不安定雇用、増税、社会福祉の切り捨ての中で、子供の医療費や保育料、

学校教育費など子育てにかかわる経済的負担が家計を圧迫しているという問題があります。

若い世代では、今、共働きをせざるを得ない世帯がふえています。そうした世帯の子育てを社会的にバックアップする仕組みが問われています。しかし、バックアップの仕組み自体がどんどん政策的に後退している現状があります。

少子化問題というのは、子供が少なくなっているから問題というよりも、子供を産みたいと思っている人が産むことを控えるという状況が問題なのだとされています。子育て支援策を本気で取り組んでほしいと思います。

蟹江町での20年度、21年度と連続の保育料の値上げにはびっくりいたしました。この値上げは生活に直撃を与えます。

署名を集めましたが、大変なドラマがありました。中には、手を合わせ、私たちでは何ともしようがないので頑張ってくださいとか、長々と心を打たれる手紙も何通か入ってまいりました。お見せしたいぐらいです。

児童福祉法の50条第6の2にはこのように言っています。保育費用を支弁した市町村の長は、本人またはその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して、保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することと書いてあります。要するに家計に与える影響を考慮して、保育の実施に係る児童の年齢に応じて定める額を徴収することができるかと書いてあるのです。

弾力徴収率について近隣を電話などで調べてみました。蟹江町は断トツに高いのです。この地域では高い方と言われている津島市で59.6%、弥富市が47.3%、愛西市は37.1%です。当町は20年度が63.6%、21年度が73.5%です。21年度に至っては、愛西市の約2倍にも近い弾力徴収率になります。こんなことで少子化対策、子育て支援の充実を言えるのでしょうか。

しかも、非課税世帯の保育料は津島市も弥富市も愛西市もゼロです。2階層の市町民税非課税世帯というのは、税金を払えば生活ができないので非課税になっているのではないのでしょうか。特に2階層から5階層の値上げは、額は大変大幅になっております。

皆さんの前の議会で示されたようにこの中で見てみましても、第3のところでは給与所得は6万6,000円、その方が現行5,200円が何と21年度には1万2,680円、7,480円もの値上げ、これは1年ではなく毎月納めなければならないというものです。しかも第4の165万4,000円、この人は1カ月、13万8,000円の12で割りますと、生活費、それが今、9,880円が何と21年には1万9,500円、9,620円も上がるというものです。第5段階でも、16万の所得の方が1万6,820円が2万4,200円、7,380円も毎月上がるというものです。本当に考えられないような保育料の値上げです。

当町は2年連続で値上げをしなければならないその理由は何ですか。子育て支援はしないよと宣言したようなものです。

2階層の区分をゼロ円にすること、3、4、5階層区分も見直し、大幅に下げる。大

幅な値上げを改定しておいて、なお延長保育料の負担を求めるのはやめるべきだと思います。本気で値下げを考えていただきたいというふうに思います。

ただいまお配りしましたこの表を見てください。「負担に思う子育て費用」のところです。5番目に「保育所、幼稚園にかかる費用、これが本当に大変に思う」、これが7割を占めています。これを見ていただいても——これは私がつくったのではなく厚生労働省の調査の結果の概要であります。

本当に署名に回っていても、幼稚園の前で話をしても、こんなにどうして上がるの、その理由はと、本当に皆さんに聞かれます。蟹江町も昨年、増税によって、もうこれ以上税金払うのは大変だという皆さんのおしかりの言葉も受けております。そういう中での保育料の見直し。

調べてみますと、弥富市や愛西市などではそんなに蟹江町と予算・決算の分を見ましても違うところはありません。そういう中でも弥富市は47.3%、愛西市は37.1%に抑えられています。これはやはり子供が大事だし、子育て支援をしていこう、そういうところが見えるのではないかと思います。

子育てや教育にお金がかかり過ぎる。少子化対策として重要なことは、前にも言いましたけれども、経済的支援措置の要望が7割にも達しているように、蟹江町でも若い世代を苦しめることはやめなければいけないというふうに思います。

ここの中で4つほど質問をいたしました。答弁をお願いします。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

それでは答弁をさせていただきます。

まず第1番目の2年連続で値上げをしなければならない理由は何ですかということですが、私どもでは、当初から21年度の改正案が今回の保育料の見直しの案であるということで、それに至るまでの段階として20年度に改正ということで、一度に上げると保護者の負担が大きいため2年度にわたって上げるというふうに考えたものでございます。

それから、次に2番目の第2階層区分をゼロ円にという点でございますが、第2階層の保育料につきましては、20年度が現在の保育料の2倍、21年度が20年度の2倍というふうにしておりましたところを20年度が1.5倍、21年度がまたその1.5倍ということで修正をさせていただきました。できる限り負担が大きくならないように額や上昇率を修正したものでございます。そういったことから、無料ということではなく保護者の方の負担をお願いしたものでございますし、また、現在も第2階層の方でありましても母子家庭等の場合はゼロ円ということになっております。

次に、3番目の第3から5階層区分の見直しをして大幅に下げることという点でございしますが、3歳未満か以上か、また階層によって、値上げになる額やその上昇率につきましては異なるわけでございますが、階層区分、保育料について修正したものをお示しさせていただきます。

いたものでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、4番目の延長保育料の関係でございまして、大幅な値上げの改定をして、なお延長保育料の負担を求めるのはやめるべきだと思うがいかがですかというご質問でございます。

延長保育料の改正によりまして、一部の保護者の方は高くなるわけでございますが、全体的に見れば安くなる保護者の方の方が多く、19年度と比較をいたしますと20年度に約32万円——これ月でございます——21年度は約29万円、その分、保育料の収入の方が減るという見込みになっております。また、この延長保育につきましては、通常の保育時間を超える部分ということでございますので、保護者の方にはその分の応分の負担をお願いしたいというふうに考えておるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○6番 林 英子君

この表を見ますと、今まで3階層の人が、5,200円が一気に21年にこういうふうになる、1万2,680円に上がります。けれども3歳以上の方は、8、9、10の段階では給料がいいのに上がらない。3、4、5の方が本当に大変な子育て世代の給料で収入も少ないのに、なぜここへもってきてこんなに値上げをすることを考えたのか理解に苦しみます。

3段階で5,200円が8,940円、そして9,880円が1万9,500円に21年に上がる。そして、3歳児のところでは、1万8,000円の8、9、10の方は2,070円の値上げで抑えられている。なぜこの一番大変な、給料が2人で働いても少ないのにこの部分への大きな値上げのしわ寄せが来ているのかを説明していただきたいというふうに思います。

先ほども言いましたように市町村民税非課税の方、母子家庭の方は0円というのは当然のことです。しかし、余りにも給料が少ないのに、他の町村を見てもお金なんか取らないよと、私は役場行って聞いてみましたが、そのような答弁です。蟹江町でも2階層、そして3階層、4階層の方たちにはもう少し値下げをすべきではないか。

これでいよいよ保育料の入用を皆さんの父兄に手渡すというふうに思います。その場合に、余りにもこの値上げが多く、皆さんからまた、昨年6月の定率減税の値上げのときにわずかの間に180人もの抗議が来たという実態を見ても、この保育料というのは、まだまだ若いお父さん、お母さん、一生懸命働いて、本当に格差社会の中で頑張っている両親だと思います。だからこそ私が署名をもらいに行っても、手を合わせて、何とかしてよ、頑張つてよという答えが出てきたのではないかというふうに思います。

いま一度、この3、4、5の区分の大幅な値上げの見直し、そしてこの延長保育料、働かなければならない親に延長保育料を取る。10%にしても人数はあると思います。やめるべきではないかというふうに再度質問をいたします。どうでしょうか。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

まず第3から5階層の方の保育料の件でございますが、これは一番初めに私どもお示しを

させていただいたときから、3歳以上の児童につきましては幼稚園の授業料と給食代をもとに国の基準の約80%、それから3歳未満の子供さんにつきましては前回の値上げのときのこの値上げの率、国の基準の65%というのを基礎に現在の保育料からそういった金額を算定をさせていただいたものでございます。

それから、延長保育料につきましては、先ほども申し上げましたが、1日8時間の通常の保育の時間を超え、それから午後4時から5時までの居残りの時間を過ぎた後、なお延長保育を行おうと思いますと、当然ではございますが保育士の確保等経費もかかるわけですので、そういった点からも保護者の方の負担をお願いするというものでございます。よろしくお願ひします。

○6番 林 英子君

この保育料の関係なんですけれども、昨年の税源移譲によって所得税が下がっているにもかかわらずこういう実態が出てきたということは納得できません。他の議員とも、私はわかりませんので勉強会を開きましたけれども、どうしてこんなに、先ほども言われましたように本当は21年度に上げるやつを、余りにもたくさんの値上げですので20年と21年の2度に分けたと言われました。本当に来年……、もう次の年に本当に大変なことです。

改めて町長にお聞きしますが、こういう大幅な保育料の値上げをし、来年保育料へ入るお父さん、お母さんにいろいろ言われたときには、どのような説明をし、納得をしてもらおうつもりでしょうか、お聞きいたします。

○町長 横江淳一君

ご答弁申し上げます。

林議員に申し上げますけれども、これ9月議会にも実はお示しをいたしました。そのときに議員の皆様方からいろんなご意見を賜り、平成2年から保育料の見直しが全くされていない状況を実際我々としてはどういうふうにかんがえたらいいか、庁舎内の中でもいろいろ検討させていただきました。決してやみくもに保育料を上げたいと我々は申し上げているわけじゃございません。

今、現在、蟹江町の財政状況、それから将来ある子育て支援をどうやってやっていこうかという中で、適正な保育料をいただくことが一番肝要であろうというふうにかんがえた場合、確かに階層の問題はありましよう、でも再三再四皆様方にお示しをし、とりあえずこれで今回はご納得をいただいたというように我々は思っておりますし、延長保育につきましても、2,500円、最大は7,500円になる、これは負担が多かろうということで10%ということで調整をさせていただきました。基本的に受益者負担がゼロという考え方はこれから改めていただいた方が私は肝要かというふうに思います。

そして、高い基準がどこであるかということについては、ちょっといろいろ問題がございますし、たくさん給料をもらってたくさん稼いでいる人からたくさん取ればいいという、そ

ういう考え方は、私はこれは一定ではないというふうに考えております。一生懸命もうけて一生懸命税金を払っている方についてはそれなりの負担を——いや、これは保育料だけじゃありません——全般の中で皆さんにお示しをし、先般の委員会の中でも今回のいろんなことに対して意見書をつけて意見を申し上げるというようなこともございました。意見はどんどん我々賜りますが、平成2年からの保育料、そして今後これから、例えば保育所の修復だとかいろんなことに多額の資金が要るわけであります。そういうことを考えたときに、今、この改定を今の時期にやっつけていかないとこれから蟹江町は立ち行かなくなってしまうのも目に見えておりますので、我々は断腸の思いで今回改定をさせていただいた、そのようにご理解を賜ると本当にありがたいんでございますが、よろしく願いいたします。

○議長 菊地 久君

以上で林英子君の2問目の質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後3時10分から再開をいたします。

(午後 2時52分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時10分)

○議長 菊地 久君

質問6番 山田乙三君の「『救急医療・新薬・介護』実態を質す」を許可いたします。

○14番 山田乙三君

14番 新政会 山田乙三でございます。休憩前は少々眠気がしましたけれども、少しおつき合いを願いましてご清聴のほどお願いをいたします。

一般質問のタイトルは、議長が言われましたように「救急医療・新薬・介護」の実態をただすでございます。

世はまさに高齢・長寿社会でございまして、だれしも例外なく健康で長生きを願うものでございまして、私もその1人でございます。しかし、加齢とともに病魔も忍び寄ってくるわけでございます。

さて、まさしく今の時期でございますけれども、冬場に特に多い病気に脳と心臓の疾患が挙げられます。ともに、例えば頭が痛い、心臓が締めつけられるような前触れ症状はありますものの、突然の発症によりまして死に至るケースが高いので、本人や周囲の注意が必要となってくるわけでございます。

そこで、脳梗塞について調べてみますと、動脈硬化で脳の動脈が細くなったり心臓などから血栓がはがれて流れてきたりして脳の血管が詰まる病気であると言われております。言うなれば血栓がはがれて脳の血管に詰まるのが脳梗塞だと、こういうふうでございます。脳細胞に栄養や酸素が送られないと、細胞が死に、半身麻痺などの後遺症や死亡につながる大変怖

い病気でございます。

脳梗塞のほか、脳内の血管が破れる脳内出血、これは最近少なくなったと聞いておりますが、脳血管にできたこぶ、動脈瘤でございますが、破れるクモ膜下出血の3疾患を合わせて脳卒中と呼ばれております。患者は合計で約140万人ございまして、死因別では、がん、心臓病に次いで3番目に多い病気と言われております。

脳卒中の死亡者のうち、脳梗塞がそのうち6割以上を占めておるわけでございます。ちなみに毎年8万人以上の命を奪う怖い病気でもあるわけでありまして。

脳梗塞の症状といたしましては、1番目に、片方の手足など半身の動きが急に悪くなる。あるいは、2番目に突然ろれつが回らなくなる、言葉が出にくくなる。3番目に、片方の目が見えにくくなる、視野が狭くなる。4番目には、突然ふらついたり歩けなくなったりする。5番目に、意識がなくなるなどがあると書いてございます。

本人が自覚していないこともあり、これらの症状に家族あるいは周りの方がお気づきになられましたら、すぐに119番するのが最善の策だと言われております。

ところで、新薬、通称「夢の新薬」と言われておりますけれども、tPA、通称組織性プラスミノゲン活性化因子のことであると言われておりますが、脳血管が血栓——平たく言えば血液の固まりでございます——によって詰まるの脳梗塞でありまして、血栓を溶かす新薬が、夢の新薬がtPAである、こういうことでございます。

これまで、脳梗塞には根本的な治療がございませんでしたが、事前通告書には、前月書いてあってちょっとご訂正願いたいですが、2年前、保険適用がなされまして、脳梗塞治療は新たな段階を迎えたのでございます。

先日私もテレビ見ておりましたけれども、NHKの「クローズアップ現代」でも放映されまして大変話題になったりもいたしました。私も参考になったわけでございます。「救急医療、夢の新薬どう生かす」、タイトルでございます。脳梗塞特効薬、生かされない新薬だとか、tPA治療を受け、ほとんど後遺症がなくて社会復帰された本人の夢の新薬談義などがございまして、札幌市や倉敷市が大きな成果を上げていることなどがテレビで紹介されました。最後に結ばれた言葉は、行政が取り組みに大いにリーダーシップを発揮せねばならないことが結びであり、番組は終了したわけでございます。

それでは、最初の質問に移らせていただきます。

1番目に、脳梗塞に起因するtPA治療の救急医療ネットワークはできていますでしょうか、ということでございます。

2番目に、休日でのtPA治療の救急医療はでき上がっていますでしょうか。言うなればCTスキャンも必ずやらなければなりません。こういった技師といえますかそういうネットはでき上がっていますでしょうか。

3番目に、脳梗塞の発症後、時間との勝負でありますので、3時間以内の治療が最も効果

が顕著であると言われております。救急隊員へのマニュアルや、あるいはチェックリストはご用意されていますでしょうか。

次に、救急車要請について述べてみたいと思います。

どこの自治体でも保有台数には当然限りがございます。蟹江町はご存じのように2台保有しております。全国的に救急車の不適切利用の実態が浮き彫りにされまして、軽症約60%ありますが、まるでタクシーがわりに利用され、救える命も救えない状態であるわけでございます。全体的に問題意識がない中で、非常識な申し出は断る方針を横浜市は全国に先駆けて打ち出しました。

ところで、当町の救急車要請依頼は昨年度平成18年度実績では1,447件——1日平均にしますと4.04件でございますが——の件数がございます、平成元年の672件、1日平均1.84件に対して約2倍強でございます。まさに隊員のご苦勞にただただ感謝でございます。

軽症者の救急車要請要因を単純に推察してみますと、1番目には歩行が困難で車いすだ、あるいは2番目に寝たきりで搬送にストレッチャーが必要だ、3番目に病院での診察が早いので軽々に救急車を依頼するなどなどが挙げられると思います。

一方で、身体障害者などに対する自動車税及び自動車取得税の減免制度を大いに利用されまして車を所有される方も見えますが、ごくごく少数でございます。

高齢社会を背景に、運転免許証の返納も決して珍しいことではございません。福祉タクシーを利用いたしますと高額料金は当然ながら覚悟せねばなりません。

過日、朝日新聞で、福祉タクシーを利用して8万円払った、片道という、こういうところも新聞に載っておりますが大変だなと思ったわけでございますが、ちなみに実例でございますけれども、ストレッチャー使用して富吉から海南病院、片道でございますが8,000円取られます。そこで2番目の質問に入りたいと思います。

1番目に、福祉タクシー利用者に補助制度の創設はできないでしょうか。

2番目には、有償運送サービス、括弧ですけれどもリフトつきワゴン車による移送サービスの提供はできませんでしょうか、どうでしょうか。

3番目に、病院から病院への搬送は保険適用がなりません。公的負担導入はできないものかどうなのか、要望をしていきたいと思います。

最後の質問でございますが、通院・入院での医療費はまさしく年金生活者には大きな負担でございます。現在、高額療養費は70歳未満月8万100円でございます、私も7万少々と思っておりましたが値上がりいたしました。非常に知識がなく恥ずかしい思いもしたわけですけれども、現在70歳未満の高額療養費は月8万100円であるそうでございます。

また、入院の方のみでございますけれども、限度額適用認定制度があるわけでございますが、福祉課も一生懸命やっておられますけれども、若干PR不足でございますでしょうか。こういった点を伺いたいと思います。

いずれにいたしましても、行政は親切あるいはサービスが一番でございまして、対応におくれは許されるものではなく、即効性が求められるのは当然ではないかと思えます。ご賢察の上、進歩的なご答弁を期待しまして一般質問を終わります。

○消防長 上田正治君

それでは、消防署の方から、最初の3点をお答えさせていただきます。

最初の1番目の問いでございますが、t P Aの治療のネットワークについてお答えさせていただきます。

海部地区では、海南病院が平日は24時間態勢でt P A治療が可能と聞いています。また、近隣の3次病院としては、掖済会病院、名古屋第一赤十字病院は救命センターとして常時t P A治療の受け入れ態勢が整っています。

2つ目の質問でございます。休日のt P A治療のネットワークについてお答えさせていただきます。

平成18年1月から海部津島2次医療圏で、海南病院、津島市民病院、尾陽病院の3病院が海部津島脳疾患研究会を立ち上げ、この3病院が土日、祝祭日の8時半から17時30分までを対象として輪番制でt P A治療が行える態勢が整っています。当面は日中のみの輪番制となっておりますが、海南病院の場合は当番日には24時間態勢が可能と聞いております。

3つ目の隊員のマニュアルなどについてお答えさせていただきます。

脳梗塞に対する県内の救急隊員の統一したマニュアルはありませんが、愛知県救急業務高度化推進協議会が20年4月をめどに、脳梗塞を疑う場合のアプローチ、評価方法などのプロトコルが作成されると聞いています。

現状の救急隊員が脳梗塞の疑いのある傷病者の対応はt P A治療が有効な場合として、海部津島脳疾患研究会から3つの条件が示されています。

1つ、意識レベルが刺激を与えて何とか目をあけることができること。これは、手足を少し動かすが目をあけない場合は適用外となります。

2つ目、75歳以下であること。

3つ目としましては、発生したのがいつなのか。病院到着が発生2時間以内であること。

これらの3つの条件が必要とされていますので、このことに注意を払い、医師の具体的な指示のもとに搬送することになります。

また、t P A治療は、使用基準を誤ると脳出血という副作用をもたらすとされていますので、病院到着後に医師がチェックリストによりt P A治療が適合するかを判断してから治療に当たることとなりますが、この時間を含めて3時間以内の時間制限が設けられています。

以上3点についてお答えさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○民生部長 石原敏男君

それじゃ、私の方から福祉タクシー関係についてのご答弁をさせていただきます。

現在、福祉タクシーについては、議員もご存じと思いますが、当町では身体障害者の1級から3級まで、それから療育手帳のA・Bの方については初乗り料金と送迎料金を年間36回利用できる心身障害者福祉タクシー利用助成券を交付しております。

ただいま申し上げました福祉タクシーは、一般タクシーで利用助成券の総称として使用しているものであります。この利用券でリフト等が整備された福祉タクシーも利用できますが、一般タクシーの初乗り料金500円と送迎料200円相当を助成しておるものであります。

また、議員の言われますように、すべての方を対象に議員が言われます福祉タクシーの助成制度創設は、現在の町財政上、困難と思っております。

また、リフト等が整備された福祉タクシーの有償移送サービスの提供については、直接自治体が提供することは難しいものと思っております。また、このものにつきましては私どもも業者をある程度把握しておりますので、そんな問い合わせがありましたら紹介もしていきたいというふうに思っております。

それから、次に病院から病院への輸送費の公的負担のお話でございます。

搬送に要する費用につきましては国民健康保険では医師の指示によりやむを得ず重病の方の入院や転院などの輸送をして費用がかかったときに、申請に基づき国保が必要と認めた場合に移送費が支給できる制度があります。

健康保険で認められていない移送費の公的負担導入につきましては、先ほど言いましたように福祉タクシー利用者に補助制度創設と同様に困難と思います。

また、新たな福祉サービス、福祉の助成でございますが、助成の導入や拡大については今後十分検討する必要もあるというふうに思っております。

次に、限度額適用認定制度のPR不足ではないか、でございますが、この制度は本年19年4月から始まった制度で、入院時に医療機関の窓口で提示することにより、被保険者が窓口で支払う額を高額医療費の限度額、一般の方で先ほど議員が言われましたように8万100円で済む制度であります。特に今言われましたように制度のPR不足ではとのご指摘でございますが、私どもといたしましては4月に送付させていただいた納付書にチラシと国保制度の冊子を同封しPRに努めたわけでございます。

この制度は、医療機関においても利点があり、医療機関において積極的に入院時に制度の説明や案内がされ、申請される方も多く、11月末までに62件の限度額適用認定証を発行しております。認定証の有効期間は発行の日から7月末までであります。今年度の場合は4月にこの制度が始まった関係で4月から7月31日までと、それから8月1日から20年の7月31日までの2回ということになって、途中で利用された方にご迷惑をかけたということもございますが、一般的には1年間の有効ということになってまいります。

また、同月内であれば入院されてからでも限度額認定証を発行しております。それですから、若干遅れてもその月内であれば、医療機関との連絡をとりながらきちんと認定証は発行

していきたいということであります。

制度のPRにつきましては、今後、年に一、二回、広報で周知していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○14番 山田乙三君

14番 山田でございます。

私の一般質問、救急医療、新薬、介護に対しまして、それぞれ親切丁寧なご答弁をいただきまして、まことにありがとうございました。

救急出動につきましては、昭和55年、575件でございましたものが17年度には1,530件、2.7倍に増加している現状であるわけでございます。救急業務の高度化の推進に伴い、消防車による支援出動など、皆さんご存じだと思いますけれども、救急支援体制の強化あるいは災害の多様化・複雑化とあわせて出動の体制も大きくさま変わりしているとお聞きしております。

24時間態勢の交代制勤務の中で業務を遂行されておられる姿勢に、一般質問の中で言いましたけれども、まさしくただただ感謝のみでございます。大変ご苦労さまですということを申し上げたいと思ひます。どうか災害現場での2次災害、よく新聞出ております。2階が床が落ちて下敷きになってお亡くなりになったと、こんなようなことでございますけれども、ご留意されまして、安全管理を徹底していただきますようお願いを申し上げたいと思ひます。

救急車の不適切利用に対しまして、凜とした態度で対応していただきますようお願いを申し上げたいと思ひます。

次に、長寿社会を背景に年金生活者が大きなウェートを占める中で、自宅での介護が大変増大してまいります。在宅介護が基本だということはよく承知おきしておるところでございます。足腰の弱った病人を病院へといっても大変一苦労でございます。今後、福祉タクシーの需要が伸びると予想がされます。

しかし、高額料金は先ほど言いましたように富吉から海南病院までストレッチャーつきですと8,000円、実際にあったことですが、高額でございます。私が特に強調申し上げたいのは、自治体での有償運送サービス、リフトつきワゴン車による移送サービスの提供は実現できないものかどうかということでございます。

この件につきましても町長に後でご所見をお願いしたいと思ひます。ぜひご検討をいただきたいと思ひます。私は決してむだではないかと、かように思っておるわけでございます。

行政は、再三申し上げますけれども、サービス、親切が一番と申し上げました。蟹江町民のために何をすべきかではなく、何をさせていただくかの信念で対応をぜひ臨んでいただきたいと思ひます。

以上であります。町長のご所見をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

ありがとうございます。多岐にわたってのご質問、本当にありがとうございます。

先ほど来、まさに同感でありまして、救急車の出動も年々増大をしまいいりまして、きょうも多分テレビを見てみえた方が、きのうだったと思うんですが、名古屋市も例外ではなく、救える命も救えない状況になってしまうという、そういう例があるわけでありまして、トリアージを利用したらどうだという、そういう緊急性のあるものを隊員が電話の中でどう判断できるかという、そんなことを今やっているという話も聞いております。

当町も、今年度新たに高規格の救急車を導入を更新をいたしまして住民サービスに努めたいというふうに今思っているわけでありまして。そんな中で、運行については十分精査をさせていただきたいなど、また十分検討していきたいというふうに思っております。

また、例の福祉サービスの件でございます。これは、先ほど来、ちょっと中村議員の質問にもありましたが、社会福祉協議会さんを使ってこういうことができないかという提案を実はちょっと前にお話をさせていただいたことがございます。

町も含めまして、ご提案はご提案として真摯に受けとめまして、今後蟹江町ができることは蟹江町で、福祉団体は別法人であります社会福祉協議会でもしもできるようなことがございましたら、お互いにリスクをかばい合いながら、この施策でしたら私は可能である、そんなふうに思っておりますので、検討をさせていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○14番 山田乙三君

14番 山田でございます。

町長ありがとうございます。

実は、私が申し上げたいのは、私ども新政会4人議員団が過日、輪島市社会福祉協議会のところへ視察に行きました。社会福祉協議会の事務局長、参考までに女性の方です。地震もございましたし、主たる視察の目的は地震復興後の立ち上がり状況なんでございますけれども、その中で、リーフレットの中で有償運送サービスというのが載っていました。これはいいな、これからはこういうのも取り込むべきだなと思いました。

つい最近までは——最近是有償らしいですけども——無償でこういうサービスをしていました。今、若干リーズナブルな値段でもってサービスをやっていますよということで、まさしく社会福祉協議会の中で取り組んでおられます。

今、民生部長、お言葉ですけども、ここに輪島市のホームページから抜き取りましたいわゆる輪島市の有償運送実施要領、4ページにわたってやっています。これ輪島市だけ抜き取りましたけれども、全国で取り組んだところ、決して突飛じゃございませんし、できます。

それから、この中で参考までに申し上げますけれども、例えば運転免許証がどうなんだと、こういうことになると思いますが、普通第2種免許を有することを基本とし、これによりが

たい場合には——ということは、いわゆる全部が全部タクシー運転手みたいな普通第2種免許を取れるわけじゃございませんから、これによりがたい場合には地域の交通の状況などを考慮し、十分な能力及び経験を有する者はいいよと書いてあります。ですから、前へ前へ、できないんじゃないです、できますよ、現実にはやっておられるわけですから。

これからいわゆる高齢社会真っただ中、さらにいわゆる5人から4人に1人というさなかの中で、前向きにやっただき、社会福祉協議会、中村議員の方から1問目の方で朝一番にございましたけれども、非常に維持管理もそんなに金かかるわけじゃございませんし、これから社会福祉協議会における仕事の一つが、ウエートがこういうことじゃないかな。8,000円や、例えば朝日新聞に載っていましたが8万円、ストレッチャーつきというのは非常に年金生活者がほとんどを占められる中で大変でございますし、言われなくてもそういう悲鳴が私聞こえてまいります。

前向きなお気持ちで町長言われましたのですが、社会福祉協議会の方へぜひとも強いアピールをしていただき、実現の方向に持って行っていただけますようご要望申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 菊地 久君

以上で、山田乙三君の質問を終わります。

質問7番 黒川勝好君の「蟹高跡地周辺を学園都市に」を許可いたします。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川でございます。

蟹高跡地周辺を学園都市にということで質問をさせていただきます。

この蟹高跡地につきましては、この一般質問でもほかの方もいろいろと質問をされておりますけれども、今回私は、ことしの10月5日に蟹江高等学校の廃校跡地利用に関する要望書というのを愛知県に出された、その要望書に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

県立高等学校再編整備実施計画に基づき、県立蟹江高校はことしの3月廃校となりました。

昭和46年の4月創立されてから廃校に至るまで、この36年間には多くの逸材を輩出し、また周辺地域にも大きな影響を与えてまいりました。

ことし4月からは蟹中の体育館建てかえということで、1年間に限り蟹江高校の体育館をお借りすることができましたが、ついに来年4月からは、あの校舎から子供たちの声を聞くことはなくなるのではないのでしょうか。

昨年平成18年6月、国の予算で全国都市再生モデル調査対象に当地域が選定をされました。富吉駅から旧蟹高周辺の活性化について6カ月間にわたり調査をし、そしてまた実証実験が行われました。特に地元住民の方、そして蟹高のOB、また農業関連団体、高齢者の団体、商工業、生涯学習、婦人会等、各種団体で組織をされました「蟹江高校跡地利用の未来を考

え実践する会」というものを立ち上げていただきまして、幾度となく会議を重ね、昨年11月23日には蟹高において、Step Up蟹高と題しまして5,000人を集めた大イベントを実施されましたことは皆さんも記憶にあると思います。

そして、ことし3月には、この6カ月間の実証実験をもとに、廃校跡地を利用した地域の活性化と題し、報告書、そしてまた提言書としてまとめ上げられました。これにつきましては関係各位の皆様方には大変なご苦勞をおかけいたしましたこと、この場をおかりをして感謝を申し上げるところでございます。

この提言書のまとめの中に、全国都市再生モデル調査によって新たに日光川西を含めた新蟹江地区を見直すきっかけとなったと。蟹江町の西の玄関口である富吉駅を中心とした都市をどう再生し、それを蟹江町全体の再生のうねりとして、西の拠点からまち再生波動をということが書かれてございました。まさしく私も同感をするところでございます。

昭和39年、近鉄富吉駅ができました。利便性のよさから、昭和46年ごろ、いわゆる県立蟹江高等学校が開校したところと同じくして駅南周辺では公団や賃貸マンションができ、1階部分には店舗がつくられ、急激に発展をいたしました。また、駅北側では、東には、現在は愛西市になっておりますが、旧佐屋地区に分譲住宅が建築され、西側には多くの商店・住宅が建ち並びました。

昭和50年代に入り、富吉のグリーンハイツや中高層住宅も数多く建築され、人口も急激に増加をいたしました。しかし、平成に入り、子供たちも成人していくに従い、商店街では後継者問題、そしてまた核家族化、高齢化と多くの問題が出てきたのも事実であります。

こうした問題のもと、蟹江町はことし10月5日、神田愛知県知事に蟹江高等学校の廃校跡地利用に関する要望書を提出されました。その要望書の内容は3点にわたっておりました。

まず第1といたしまして、県から打ち出された日光川、蟹江川の治水防災機能を強化する施策として、河川管理者である愛知県から水防ヤード整備構想が打ち出されておりました。しかし、蟹江川緑地地内にある運動施設をなくすことはできないとして、河川事業の代替地として蟹高敷地の一部を——一部といいますと善太川に面した南面であります——無償貸与してほしいというお願いをしております。

2つ目といたしまして、今の代替地を除いた跡地について、無償貸与、それが不可能ならば財政上の事情から第三者にゆだねるよりない。その場合、県に対して、第三者と跡地の共存共栄の活用ができるよう、地域の環境を大きく変えることなく蟹江町に足りない文化・教育施設、生涯学習施設、学校法人等の充実を図り、現在ある教育環境を十分に生かせることが最良である。また、画一化されたものの発想から、将来に向けて発信できる文化・教育等の振興に資する優良な法人の誘致を広い範囲から望むと。

第3に、蟹高跡地に残る卒業記念碑、記念樹等は、36年間の歴史を持つ教育の場の遺産であるので、後世に引き継ぐことは大切なことであり、蟹高OBの切なる願いであるので、こ

のことも十分踏まえた対応をお願いするという、この3点の要望書がまとめ上げられておると思います。

そこで、今回私の質問でありますけれども、まずこの「蟹江高校の跡地利用の未来を考え実践する会」、ことし3月に出されました今の報告書、提言書以降どのような活動をされているのか、行政推進室の室長の飯田さんをお願いをいたしたいと思います。

次に、蟹高跡地を含む富吉地区の再生計画、蟹江町として何か具体的なお考えがあるのか、また県の考え方はどういうふうになっておるのか町長をお願いをいたします。

もう1点、蟹江町の西の玄関口である富吉地区を専門学校あるいは大学等誘致して、この地域一帯の学園都市としての再生ができないものか。

この3点についてご質問をいたします。よろしくお願ひいたします。

○行政改革推進室長 飯田晴雄君

それでは、3点、まず私から答弁させていただきます。

第1点目であります。その後、活動をされているのかという質問でございます。

その後、実践活動はされていませんが、去る10月23日に平成19年度第1回目の会議を開催しました。全国都市再生モデル調査の事業報告及び収支決算の承認をされました。このときに19年10月5日付で愛知県知事あてに提出した蟹江高等学校の廃校跡地利用に関する要望書の写しを配付し、報告をさせていただきました。今のところ実践する会は20年の3月末日をもって終わりとする予定であります。

質問の2問目でございます。富吉地区の再生、町として何か考えがあるのか、また県の考え方はということでございます。

ご存じのように「蟹江高校跡地利用の未来を考え実践する会」は、全国都市再生モデル調査の廃校跡地を活用した地域の活性化調査報告書の11章に、活性化に向けた課題の整理の中で、町の西の玄関口の再生の課題を散策ルートフィールドワーク、Step Up蟹高、ワークショップ、アンケート調査の実践活動から、富吉地区の活性化に向けた課題を踏まえた方向性を取りまとめています。それは富吉駅周辺、蟹江高校跡地利用、善太川を生かした散策ルートを一体として考え再生するというものであります。

さらに実践する会は、調査報告書に加えて、蟹江高等学校の廃校跡地を利用した地域活性化についての提言書の中で、蟹江高等学校の廃校跡地を利用した地域活性化の提言を、1番目としまして都市機能が衰退しつつある近鉄富吉駅周辺の再生プラン、2番目に廃校後の蟹江高校跡地の活用プラン、3つ目に拠点を結ぶルートプランを提言しています。

町といたしましては、議員の言われる再生計画のような長期計画を実現するについて、地区単位のランドデザインを住民とともに考え、総合計画に反映させ、住民と議会と行政の協働でまちの再生に取り組んでいけたらと考え、具体化に向け検討しているところであります。

県に関しましては、この土地を利用して事業化をする部局はないということで、あとは蟹高跡地を町の意向を十分踏まえ、町と今後さまざまやりとりをしつつ処分をすることであると聞いています。

3つ目であります。西の玄関口である富吉地区を大学等の誘致して学園都市として再生できないかというご質問でございます。

報告書、提言書に記述されている民意を反映させるため、町は愛知県に対して蟹江高校の要望書を10月5日に提出しました。先ほど言われましたように要望書の中の第2の要望として、譲渡された土地についての条件は、地域の環境を大きく変えることなく、蟹江町に足りない文化・教育施設、生涯学習施設、学校法人等の充実を図り、現在ある教育環境を十分生かせることが最良であると要望しましたことは周知のとおりであります。

ご質問は、学園都市としての再使用ができないかであります。海部郡には大学というものはありません。そういう意味では教育という基盤が弱いところであると考えています。質の高い教育機関によって町の再生を図り活性化するということは、税収入は望めないものの幾つもの活性化をもたらすものと考えます。

町といたしましては、県有地のため、町が積極的な誘致という動きは一切していませんが、県を通じてそのような話があった場合、住民が歓迎して望むものであれば、都市再生、地域再生化に向け努力したいと思います。

以上であります。よろしく願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、黒川議員の質問に対して、今、担当の室長がお答えを申し上げました。確かに10月5日以降、じゃ表立った行動はあるかということになりますと、表立ってどうこうしているわけではありません。がしかし、担当それから担当部局、教育委員会を通じて、その後の動きがあるかどうかについてのリサーチは絶えずやっております。

ただ、今現在、蟹高跡地に対してアクセスを求めている、そういう学校があるかという、まだ正式には聞いておりません。

がしかし、我々要望書の中で、蟹江町に足りない文化施設、教育施設を含めた地域と一緒に活性化できるようなものがあればいいということは再三再四申し上げておりますし、先回の全員協議会の中で、菊地議長、菊地議員が環境事務組合の発表の中で、ご記憶にあるかどうか分かりませんが、防災センターの計画を県がやっておると、私はそういう答弁をさせていただきました。その中で一番南のいわゆるテニスコートの部分であります、あそこは県有地であります。その部分に水防センターをつくりたいという、そういう要請、計画は今お示しをいただきました。

そういうことを含めると、一番最初に県に要望いたしましたとおり、我々といたしましては土地の提供のかわりにそれに見合うような代替地を蟹江高校でいただく、これはもうこ

これから要望していくつもりでありますけれども、大まかあとのものにつきましては県有地であります。無償で仮にお借りするにいたしましても維持管理には膨大なお金がかかるというように理解をいたしておりますし、また再三黒川議員がおっしゃるように総合大学等々の附属高校、附属中学校が来れば、それはまた地域にとって願ってもない活性化の場になるというように私は思っておりますし、今後、近鉄富吉地区の交通バリアフリー法の施行が22年に迫っておりますが、エレベーター設置の問題も念頭でございます。

そういうことも含めまして、地域の活性化になるようなそういう話がございましたら、積極的に町としてもその話をいただいて皆様方にご報告をさせていただき、また皆さんと協力して誘致に心がけたいというふうに思っております。

まだ具体的な結論は出ておりません。どうぞよろしく願いたいと思います。

以上です。

○9番 黒川勝好君

今、町長言われたとおりだと思います。私もこの要望書、読まさせていただきました、やはり今の蟹江町の財政からいっても、たとえ無償で県の土地を蟹江町が譲り受けるにしても、ランニングコスト、また箱ごとつくるにいたしましても多大な予算が必要になってくるわけです。これから給食センター、そしてまた体育館等々、公共施設もいろいろと建築をしていかなきゃいけないときに当たって非常に難しい問題である。ならば、やはり県の土地であるので県が最後はきちんと始末をつけていただきたい。

当地域には県会議員の浜田さん、そして黒川さん、そしてお隣の愛西市には横井さんという、3人の県会の議員もお見えでございます。そういう先生方を前面に出して、今後この蟹高の跡地をやはり我々が望むような、蟹江町民がみんな望むような教育環境施設という形で再利用ができれば、またそれが富吉再生につながれば、私も今回のこの一般質問をやらさせていただきますという意味があると思っております。

これ以上の質問をしても、多分具体的な、まだ出ないと思います。しかし、具体的にに向けて、今、町長が言われたこと、それを具体的にできるように積極的に前に進んでいただきたいということをお願いをいたしまして質問を終わります。

○議長 菊地 久君

以上で黒川勝好君の質問を終わります。

質問8番 吉田正昭君の「防災対策として、用悪水路活用を」を許可をいたします。

○13番 吉田正昭君

13番 新政会 吉田正昭です。議長のお許しを得まして、防災対策として、用悪水路の活用をということで質問させていただきます。

実は、私たち新政会は、11月7・8日にかけて能登半島地震の被災地の輪島市に視察に行ってきました。人的被害、建物被害、ライフライン被害と多大な被害が発生しました。その

うち建物は全壊が2,000棟、半壊が2,425棟、一部損壊が1万2,505棟と認定された被害が出ております。

全壊の建物は、きれいに整地され、駐車場にされた場所もありました。新たに新築されたり、これから建てられるのか整地された状態の土地も見受けられました。また、半壊や一部損壊の建物は、屋根がわらがふきかえられたり、外壁を直されたり、当然に建物内部もきれいに直されたことでしょう。精神的・肉体的・金銭的にも大変なご苦勞をされたこととお察し申し上げます。

さて、現在、私たちが住んでいる蟹江町も東海・東南海地震等がいつ起きてもおかしくないとされていますが、建物の耐震補強は進んでいるのでしょうか。区画整理事業が行われた地域の新しい建物については比較的安心できるかと思いますが、本町や舟入地区等、町内の旧市街地においてはどうでしょうか。古い建物を壊し、新しく新築されてみえる方も見えます。

ですが、ご存じのようにこれらの地域は道路の狭いところが多く、取り壊すにも大変手間がかかるところが多いため、空き家の状態が多く見受けられます。今現在でも不便を感じていますが、地震が起きたとき、狭い道路では逃げるのも大変で、建物が壊れたときの復旧にも大変です。地域の整備も進みません。

そこでお聞きしたいのですが、旧市街地の既存の道路の整備が難しければ、一つの手段として、下水路、用悪水路を道路または非常用通路として整備する考えはありませんか。現在道路として活用している場所もあるかと思いますが、狭い道路の地域のための防災対策の一環として考えられないものか質問させていただきます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、防災対策の観点から用悪水路の活用ということでご質問をいただきました。

ご質問の内容は、旧市街地での道路整備の手法として用悪水路、これを活用した整備ができないかということでございます。

議員からは、平成17年9月、それから18年3月、この一般質問と代表質問におきましても災害時における道路整備の重要性、それから旧市街地での狭隘道路の拡幅、この件についてご質問をいただいております。

そのお答えとしましては、区画整理事業、それから市街地再開発、面的整備の手法を取り入れることができれば旧市街地の道路整備も可能であります。ただ、そこには土地所有者初め関係者の深いご理解をいただく必要があります、実施に向けての具現化が非常に難しいことは議員よくご承知のことと思います。

今回は、それを踏まえた上で、既存する用悪水路、これを活用した道路整備手法のご提案をいただいたと考えております。

町内には土地改良事業が進められた区域が多くありまして、これらの区域の一部、この一

部には土地改良事業として築造された水路、これが暗渠化されまして、両側の堤塘敷を含めて道路の形状となっている箇所がございます。これは町道として認定されたものではございませんが、道路としての利用が可能な状況となっている場合がございます。

また、旧市街地におきましても、縦横に水路が走っておる状況もございまして、その一部でも道路として使用可能な場所もでございます。

そんな状況の中で、議員のご提案は旧市街地に存在する用悪水路を同様な手法で道路化して、非常用通路、要するに防災対策として整備できないかということでございます。

まず、旧市街地での道路整備、これたとえ現道を利用して拡幅するにしましても、新たな用地として最低でも一、二メートルの用地買収を必要とします。まして民家の密集した地域であれば建物移転等も発生することになりまして、沿線の方々のご理解なくしては進めない事業でもあります。

仮にこれから整備する町道の標準幅員、これは大体6メートル、基本的に区画整理やりますと6メートルでございますので、それを標準としてこの手法を取り入れた場合、周囲に民家もなく、また用地の拡幅に建物移転を伴わないと仮定すれば、通常の建物移転を伴った用地買収に比べて費用を抑えて実施できることになることは事実でございます。しかし、そうでない場合につきましては現状の水路幅だけでは十分な幅員を確保することができません。必要最小限の用地買収にはご協力をいただかなくてはなりません。

このように現場条件は種々さまざまであります。雑多であります、いずれにいたしましても地元での合意形成、それから沿線の方々の地権者も含めまして深いご理解が必要となってまいります。今後とも議員のお力添えをいただきながら、よく検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○13番 吉田正昭君

どうもありがとうございました。

前々から私もこの問題に関しましては——この問題といえますか地域の整備ということに関しては、いろいろ先ほども答弁に出ましたように質問等をさせていただいております。

確かに地域における道路の拡張というのは非常に難しい問題、先ほども出ましたように6メートルというのを基準にしている以上、セットバック部分の買収の問題、まして基本的に立派な道路をつくらうと思えば、当然それ以上の拡幅が必要かとは思いますが。

ただ、やはり今回私がこれを質問させていただいたのは、防災上からいきますとそのような時間、そしてお金がやはり絡んできますけれども、そのようなことを考えますと、そういう基本的なことばかりでは難しいんじゃないかということも思いまして、今回は道路じゃなくて用悪水路にちょっと目を向けてみて質問させていただいたと。

特にこの蟹江というところは、昔から川とため池が多いようなところで、この地区も区画

整理事業をしてきちっとした町並みになったと。区画整理事業すれば、当然6メートル、8メートル道路もきちっとできますし、都市公園もできます。それなりの町並みはできると思いますが、現時点、例えば舟入地区等におきましてはその町の建物が建っている中で区画整理事業というのはもう無理な話であります。その中で、その町、防災対策として、やはり防災対策となるとまずは道路かなというふうに考えておりますので、その中で今回また質問させていただいたということになります。

特に舟入地区で言えば、先ほど特にきちっと努力して皆さんには、町の方にはやっとなんていただいておりますが、舟入公民館の東の道路は、あれはたしか水路を道路として使わせていただいております。その後、南へ行く排水機場、それからそこを起点にして北へ上っていく用水もありますが、ここは道路としてというよりも用水と整備して、両方側に道路をつくらうかと、一部道路みたいな格好にはなっていますが、先ほどの話、建物を建てたりいろんな条件がありますのでなかなか難しいと思います。

その中で見てみますと、何年前、10年ぐらい前ですか、舟入地区におきましてはびんびんさんの北側で何か一応計画があったというふうに聞いております。ある程度図面もできているようなお話も聞いておりますが、そのような計画がなぜとんざしたのか。あそこでしたら6メートル、水路自体は結構広いし、少しの協力を得られれば6メートルというのにも何とかかなるかと思いますが、防災上からいけば4メートルでも5メートルでもいいんじゃないかなというふうの一つ考えております。

また、この地域、区画整理やりましたけれども、南の方へ行きますとそのまま、昔の団地のままのところがありますよね。そのところに中部電力の蟹江変電所、中部電力の蟹江変電所の東側に用水がありますよね。これ現在その用水の西側にはたくさんの住宅が建っております。その用水について住宅も建っておりますが、ここは用水として今使われておるんでしょうね。現場見に行きますと、非常に浅くて、すぐにでも水があふれて民地につかるような状態等に見受けられます。ここなんか整備して道路化すれば付近住民の方には非常に有利じゃないかなと。

区画整理したところは確かに立派ですが、ここの地域も区画整理事業から外れていると思います。そういう地区における一つの開発の手段、防災上の手段として、今回私はどんなものかなということでお尋ねをしております。

それから、もう1点ですが、水明台の南側、中学校のふちなんです、今回何か地道のところ舗装されるというふうには聞いておりますが、あそこも南側に細いどぶとか水路とかありますよね。あれを実際、水路として使わずに今回道路として舗装するんだしたら、道路というふうな設計をして幅員を、あそこは今のままですと4メートルそこそこだと思っておりますが、あれを足すことによって6メートルぐらいになるんじゃないかなと思います。

だから、先ほど言われましたように町の方の要望を満たすところもできてくるでしょうし、

またできなくても、その地域における必要性のあるものは事業として推進すべきじゃないかなと思います、考えをお聞かせください。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

細かな事例になってきましたので、担当の方からお答えをさせていただきます。

3つの事例を含めてお尋ねでございますので、私からは1つ目と3つ目についてお答えをさせていただきます。

まず1つ目の舟入地区での水路を利用した道路築造ということでございます。

議員が申されましたように10年ほど前にそこの地域については水路を含めてといいますか水路を活用して道路をつくろうというお話が確かにございました。かかろうとしたんですけども、実は土地改良水路でもう水路としての形態ができておりまして、それを含めた整備でございましたが、沿線の方から道路築造に対して、恐らく用地のことも含めてだと思っておりますが、沿線の方から反対があったということでとんざしたように聞いております。

ただ、こういった水路を活用した、防災の観点から含めて道路等の整備というのも必要かと思しますので、先ほど部長が答弁を申しましたように沿線の方々のご協力をいただけて、しかも地元としてそういった合意がされておるのであれば、それは全く不可能なことではないと思しますので、今後検討をさせていただこうと思っております。

ただ、舟入の事例につきましては、水路が東西にありまして、一番東の方は国道1号線から舟入小学校に入っていく道に接続をしております。水路の一番西端が確かに町道には接続しておるんですけども、町道の幅が1メートル50ぐらいの非常に狭い町道でありますので、できることであればそういった道路も含めて、もう少し新しくつくろうとする道路の利便性が図れるようなものにしていかなくてはならないんでないかと、そういうことも含めて検討をさせていただきたいと思っております。

それから、3点目の水明台の南、蟹江中学校との敷地の境にある道路のことでございますが、これは今年度、私どもの方で道路の舗装新設の工事を予定しております。昨年、一昨年あたりのタウンミーティングのときにも地元の方からは、未舗装な道路でありましたので早く舗装をしてほしいというご要望をいただいておりますが、道路の用地問題が片づいていなかったものですから、なかなか着工することができませんでした。今年度、夏過ぎぐらいにそちらの方の用地の話もつきましたので、事業としてはことし、今年度中に舗装新設を予定しております。

議員が申されますようにその道路には道路に沿って水路がございます。地元からの要望では水路にもふたをかぶせてほしいという要望をいただいておりますが、地元を確認しましたところ、水路を含めたその道路築造ではなしに、ふたかけの目的は水路からの悪臭の防止という意味でふたをかけていただきたいということございましたので、現在の計画では道路部分のみの舗装を予定しております。

もう一つ、その道路に沿って存在しております水路が用地的には恐らく蟹江中学校の敷地の中にあるものだと思いますので、そのあたりも含めて、現在のところでは舗装新設をする予定であります。

水路等の流れが悪いということであれば、下水道課の方も含めて水路の清掃ですとか、今後水路としての整備についてはまた検討をさせていただこうと思いますので、よろしくご理解ください。

○産業建設部次長・都市計画課長 佐野宗夫君

3点の中の2番目の中電の変電所の、東側の水路の問題でございます。

それにつきましては、一応当初測量もさせていただいて計画を立案しようとしたんですが、あくまでその下につきまして私有地、所有者がでございます。それから、町道、役場の南側の細い、記念橋からおりてくる道、源才線から新本町線までの道路形態をつくろうということだと思いますので、そのところで形態的にどうかという解釈しますと、あくまで南北でございまして、まず南の方へ、町道が南の方へ新本町線へ向かいますと、50メートルほど行ったところで直角に西の方へまた50メートルほど、それから今度新本町線へつなげるためには大体100メートルぐらいというような形態の水路がございまして。そのところで一応道路をつくろうとした時点で、S字カーブをつくろうとした場合でも、あくまで視線がどうしても確保できないと。交通安全上ちょっと難しいんじゃないかというのも懸念されます。

そういうこともありまして、それから、地形上、下水道の今事業を本町の方からさせていただいております。そういう絡みもありまして、あくまで雨水対策という解釈でいけばオープン水路が一番管理もしやすく動きがとりやすいということもございまして、一応またその道路形態について、防災上の観点からどうかということも視野に入れながら検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○13番 吉田正昭君

どうもありがとうございます。

やはり反対があるとかいろんな障害、買収に反対するとか、私有地があるとか、いろんな障害があるのは、これは当然のことじゃないかなというふうに私は考えております。その中で、やはりその地域に大多数の人が求めているということであれば、多少の反対を承知でもある程度事業にかかりながら説得していくという方法もあるかと思っておりますので、やはり防災上、これいつ、先ほどちょっと話ししましたようにいつ地震が起きるかわからないというような状況の中で、逃げる場所とか後の対策ですね、いろんなことを考えながらやっていくということになれば、あいているところを少しでも有効に利用した方がいいんじゃないかなという観点からちょっと質問させていただきましたので、その辺を含んでいただきまして、今後そのような要望が地元等から上がりましたら、ご協力のほどをお願いして、質問を終わら

させていただきます。

○議長 菊地 久君

以上で、吉田正昭君の質問を終わります。

質問9番 小原喜一郎君の2問目「蟹江町での子供の教育についてどう取り組んでいるか」を許可をいたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

蟹江町では、子供の教育についてどう取り組んでいるのかという表題でございますけれども、教育問題の質問というのは、少人数学級の問題以降、久しぶりの質問でございますけれども、ただ、安倍内閣以降の教育の方向が大変な状況のようなので、これをやっぱりしっかりした立場で告発をしながら民主的な教育実現を目指していく必要があるという点で取り上げさせていただきました。

そこで、先ほどの1問目の質問のときもちらっと申し上げたんですけれども、公教育の中でもいわゆる新自由主義、議長に言わせるとシンジュ主義なんていって受け取られたようで、はっきり申し上げますと新しい自由の主義思想です。

新自由主義ですけれども、始まりは1980年代の始まり、フリードマンという経済学者の提唱によるものでありますけれども、つまり資本主義社会の中でこのフリードマンさんは、公教育も資本主義の中の出島として設けられた、社会市民の出島として設けられたものだ。これは正さなきゃならん。こういう考え方で、安倍さんはこれをもろにという考えのようだったんですね。そういうことがあるわけですが、ただ、公教育全体で今の自公政権はどういう公教育を目指しているかという、やっぱり競争のこの社会に打ち勝てる子供を育てる。競争主義の原理を導入するということですね。これは一貫していることであります。

今度さらにそれを発展して、学校間の競争、先生間の競争、これを導入して学校を取捨選択しよう、こういう試みがされようとしているわけであります。

そこで、本来子供たちが健やかに育つ教育環境というのがこれでいいのかというのは大変大きな問題になるわけで、教育界の皆さん、蟹江町の教育委員会でもこのことを真正面に据えて独自の考え方を持っていただく必要があるというふうに私は思うんですね。そういう観点で質問をさせていただきたいと思うんです。

そこで安倍さんは、まず戦後レイシズムからの脱却、美しい国づくり、教育再生、これを公約に掲げました。

教育の分野でまず最初に行動を起こしたのは、教育再生会議というのを発足させました。この会議の特徴は、今までの教育審議会は教育のプロ、教育を専門的に研究していらっしゃる皆さんもかなり入れた審議会になっていたんですけれども、この教育再生会議は教育を研究しているなんていう人は1人も入っていません。財界のお歴々、安倍さんの懐刀と言われ

る文化人、そこに教育担当首相補佐官ですね、女性の方ですけれども、あるいは官房副長官、安倍さん自身もそこに1人の委員として加わって——本来は諮問を受ける立場でありますので加わずに諮問を受けてということになるわけですが——安倍さん自身もそこに加わって会議をリードする、こういうことで積極的にその役割を果たそうということをやったのが特徴でございます。

まず最初に、ことしの2月に第1次報告を出したんですけれども、これまたひどいんですね。いじめ対策について報告がありました。目玉は、このいじめに対しては、いじめをやった生徒に出席停止の対応、体罰の禁止法務省通達の見直しなど、生徒への厳罰主義で対応する、こういう方向を打ち出したのでございます。

さすがにこの方針については全国の校長先生初め教職員から、とても役に立たないと、こういう批判の声が上がりました。暴力で人が人をコントロールする空間はいじめの温床そのものだと私は思うのでございますけれども、この点について蟹江町の教育委員会はどうかお考えになっていらっしゃるか、まず最初に承りたいわけでありまして。

2つ目、この再生会議の打ち出したことでありますけれども、全国学力テストが行われました。対象は小学校6年生と中学校3年生でございます。この4月に実施されたんですけれども、これは犬山市以外がすべての全国の中学校・小学校参加したようでございますので、当然蟹江町も参加したと思います。参加したですね。そこで、このテストの問題点を3点にわたって私申し上げた上で、あと3点の質問を行いたいと思うんです。

問題点の1つであります、全国的な学力の傾向を調査するという目的からいえば、統計学的に言って数%の抽出調査で十分事足りることでございます。なぜ一斉テストを行ったかということが問題です。この費用に66億円かけているわけでありまして、その66億円のうち49億円はベネッセというデータ会社がありますけれども、それからNTTデータ、このNTTデータは実態は旺文社へのすべて委託、旧旺文社ですね、こういう実態のようでございますけれども、これ49億円払う。払ってやらせる。こういうことになっているわけでありまして、私は、よく教育界で言われているんですが、これだけのお金を30人学級あるいは少人数学級の実現の費用に回したら3,000人の教職員をふやすことができると言われていたんですね。そういうふうにご利用の方がよほどましだと。残る2つの問題でもっと言うわけですが、そういう問題点を含んでいるということですね。むだ遣いと。

問題点の2でありますけれども、テストの性格は、単なる調査だけではなくて学校の全国ランキングがつく大競争に転化するということでございます。既に先取的に実施されたところによりまして、東京都の足立区だとか、ここの例で見ますと、学校の側に平均点を引き上げる雰囲気は生まれました。例えばできない子供当日休む、あるいは休ませる方向に向けるだとか、授業では過去の練習ばかり繰り返して先へなかなか進まないだとか、こういう深刻な内容が生まれたし、もっとひどいところは校長先生が点数が悪い子供の答案を書き

直したと、こういうところも出たそうでございます。そういう点からいたしますと、極めてこの教育の内容がおかしな偏向に変わっていくということですね。これが問題点の2つ目があります。

問題点の3つでございますが、全国の小6、中学校3年生の子供の家庭の情報が国と特定の業者に握られてしまうということです。大変な問題になることなんですが、実は国語や算数などの答案用紙に組の名前、出席番号、名前、振り仮名をつけて書かせることになっています。同時に児童・生徒質問用紙として、家庭にコンピューターがあるかどうかだとか、家庭に何冊くらいの本があるかどうか、プライベートな質問項目がたくさん入っているようでございます。

この個人情報個人情報保護法によって守られなければならない内容のものなんですけれども、これが国と民間業者が握ることになるわけでありますので大変なことなんですけれども、こういうことに対する問題意識があったかどうかですね、学校当局や教育委員会。ということが問題だと思うんですよね。ですから問題意識があったかどうか。後で平和教育の問題でも問題意識という点では申し上げたいと思うんですけれども、伺いたいと思うんです。

それで、この質問、今それは1点目にさせてもらいますので、ちょっとふやして4つになるかと思いますが、質問の2つ目ですけれども、この全国テストは国の行政的命ではなくて調査でございますので、必ずしも応ずる義務はないわけであります。私は、不参加を表明したらどうかと、犬山市の例のように。京都市の教育長はこの論議の際に真っ向から——最終的にはやっちゃったようすけれども——反対をしたようすけれども、ひとつ伺いたいと思うんです。

2つ目、もし参加するとしても競争を助長するような平均点の公表はしないようにすべきだと思いますけれども、これはどうでしょうか。このことについては文科省の通知でも、教育委員会に対して、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行わないこととされているようすけれども、この点をご承知でしょうか。公表はすべきではないと思うわけでありますけれども、いかがでしょうか。

3つ目、さらに個人情報を業者に渡さないという、個人情報を守る手だてを考える必要があるのではないかと思います。この点について、いろいろ打つ手、方法等をお考えになっていらっしゃるのでしょうか。伺いたいと思うのであります。

質問の2点目になります。安倍首相から福田首相にかわった政権と財界が導入しようとしているバウチャー制度というのがあります。これは、先ほど言いましたフリードマンの考案した内容です。イギリスのサッチャーが試みた内容のものであります。

どういう内容のものかというのと、バウチャーというのは金券であります。お金の券であります。この金券を、つまり行政体はこのお金は学校に渡さない、金券を保護者に渡す。学校のランクをつけてその金券で保護者は教育を買う、こういう制度です。それでこのバウチャ

一は、お金は私費を投入することも認める。私費がどんどんふえてくればバウチャーの出す発行部数を減らしていく、こういうやり方ですね。これを具体化しようという方向で、この先ほどの全国一斉テストもそうであります。

そういうふうにしてやっていくというバウチャー制度でございますけれども、ご存じでしょうか。しかし、目的はそこに教育再生会議は持っているわけですので、どう対応するかということを研究しなきゃならんことだと思うんですね。

今、民主的な教育を守っていく上で、本当に教育は危機的な状況になっているわけであります。ぜひ考え方を伺いたいと思うのであります。

質問の3つ目でございますが、個人の自由というふうに称して学校選択の自由を強調していることであります。つまり学校間の競争、全教師間の競争を通じて勝ち組の学校、負け組の学校づくりだというふうに考えるわけですね。そうした条件下の中で、その公教育の中に資本が参入できる条件をつくり出す、ここに公教育改革の目玉があるわけであります。私たちはその点で、本当に健やかな教育環境を守っていく、育てていくという点でいうと極めて神経質にここを見ていかなきゃならんと思うわけであります。ぜひその問題についてもお考えを承りたいと思います。

さて、具体的な問題でございますが、4番目でございますけれども、教育予算と教育条件の改善の問題で、これは蟹江町の具体的な例でご要望というかご要求を申し上げたいと思うんですけれども、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、1つは新蟹江小学校のトイレのにおいが今もなお改善されていないそうですね。それで大変におうわけで、早急に改善をお願いをしたいなというふうに思うわけでありまして、お考えを聞かせていただきたいと思っております。

2つ目、小・中学校の冷房についてでございますが、既に海部郡下でも取り組みないしは完備しているところが生まれているわけでありまして、この小・中学校の冷房についてどうお考えか承りたいと思っております。

質問4番目の3つ目になりますが、少人数学級ないしは30人学級の実現に向けてどのような努力がされているか。いつとき随分、二、三回続けて質問させていただいたんですけれども、この間ちょっとやっていません。その後、少人数学級実現に向けてどんな努力がされているか承りたいと思うわけでありまして。

質問の5番目でございますが、平和教育の位置づけについて伺います。

この間、教育三法と教育公務員特例法が改正されました。学校教育法では、学習指導要領を変えて、全学年、全教科で愛国心の強制など、子供を鋳型にはめ込む教育が押しつけられようとしております。さらに、副校長、主幹、指導教諭を置き、職制をふやして職制が学校教育の内容を決定し、一般教職員はそれに従うという上意下達の教員づくりが進められようとしております。

教員免許更新制の導入では、再生会議は今いる先生の3分の1をやめさせるくらい思い切った線引きをしようじゃないかと、こう言っているわけであります。

教育公務員特例法では、指導不適切教員の人事管理の厳格化が図られました。自民・公明政権がさきの参議院選挙で大敗したこともあって、今は少し鳴りを静めています。つまり、沖縄県民のあの大運動でも象徴的に明らかなように——私どもはこういう勢力を靖国派と言っているんですけども——この文科省に靖国派の組織に入っている人がおりまして具体化したんですね、沖縄県のあの教科書改訂の問題は。つまりあの第2次世界大戦も聖戦だという。いや、沖縄の集団自決は、これは自主的にやったものと、軍の強制ではないと、こういうふうに教科書を書きかえたということなんですけれども、まさにそういう形で戦前のような戦時社会、格差社会もつくりながら再現しようという、こういう試みですね、あるわけで、教育界では本当に公教育を守っていく上で神経をとがらせていただきたいと思うんですけれども、実はさきの成績表における愛国心評価がされておったということですね、蟹江町でも。蟹江町では1校が拒否をしてやりませんでしたですね。これもまさに無神経ではないかなと思うんです。

ついせんだってば、自衛隊が迷彩服を着て、軍靴を履いて、ジープに乗って蟹江町の小学校を訪問しました。災害のヘリポート視察というような名目ですけども、ヘリポート視察なら1回やれば済むことなんですけど、去年もやられたそうですね。中身は自衛隊の宣伝であります。しかも愛知県もそれは知らなかった。町長さんも知らなかった。そういう中で私知っていた——知ったんですよ、当日来る前の晩に知ったんですよ。いやいや本当なんです。それで町長さんに慌てて抗議をしたら、町長は知らなかったと言うんですよ。教育長も知らなかったと言うんですよ。という状況で、実は消防署から直接各学校に連絡があって、各学校、消防署から来れば、これは従わなくちゃしょうがないかなと、こんなことでやっちゃった、こういうことだよ。私らも抗議したけれども、間に合わなかった。

明くる日、朝抗議した稲沢市や一宮市はやめさせたんですよ、県も知らないことですからね。県と連絡したら、そんなことはいけませんと、こうに言われたわけですから。全く消防署も無神経、教育当局も無神経と言わざるを得ないというように思うんですね。

そういう点で、ぜひ平和教育の問題、平和の問題でも教育の中のつまり憲法に依拠した民主的な教育を実現していくという点で、これは日常的に貫かれなければならないことだと思うわけでありまして、教師も地方公務員もこの就職の際には憲法を守る、遵守するということを宣誓書で書いておるわけでありまして、そういう点で言えば憲法を守る立場での教育、これを徹底すべきだということに思うわけでありまして、その点についてのお考えを承りたいと思うのであります。

以上です。

○教育長 石垣武雄君

教育長の石垣であります。

たくさん質問をいただきましたですが、大きいタイトルでいきますと蟹江町での子供の教育についてどう取り組んでいるかということで、初め私は5点と思ったんですけども、順次ご質問に対しましてお答えさせていただきます。

まず1つ目の質問についてであります。

議員ご指摘のいじめ等の問題行動の対応についてであります。教育再生会議の第1次報告だと思っておりますけれども、4つの緊急提案、対応が出されました。それを受けまして、文部科学省は平成19年2月5日付で通知を出しております。ここでは、その通知について考えを述べさせていただきます。

まず出席停止についてであります。これは懲戒のためのものではなくて、他の児童・生徒の教育を受ける権利を保障するためのものであります。通知には、出席停止を講じる場合に繰り返し適切な指導を学校、教育委員会がすること、出席停止とした当該児童・生徒に対しては、その期間中の教育について教育委員会が責任を持って行うということも指示をされております。厳罰を与える意味での出席停止措置ではないと考えております。

体罰についてであります。これは学校教育法第11条で禁止をされております。昭和23年、当時法務庁だったと思うんですが、その回答が出されたのを今回の通知はその後の判例等も含めて参考にして再度示したものであり、決して体罰を肯定したり厳罰化したりするものではないととらえております。

次に、全国学力・学習状況調査についてお答えをしたいと思います。

平成20年度、来年度の全国学力・学習状況調査の参加についてであります。実は12月、さきの初めのところで蟹江町の定例教育委員会議が持たれまして、その場でその内容等について検討させていただきました。その中で、この学力状況調査等についての調査の趣旨、内容等を確認した上で、学校の指導方法の改善、そしてまた児童・生徒の学力向上に活用できる内容であるというようなことを考えまして、来年度も参加する方向で今手続を進めているところであります。

ただし、議員のご指摘にもありましたですが、今年度についても文部科学省は序列化につながるような公表はしないこととしております。蟹江町としましても、点数などの数値について公表することは考えておりません。

先ほど追加ということで1つあったんですが、問題意識というようなところで、そういうような、これは個人情報との関係であります。

実はこの19年度につきましては、大体普通の場合ですと、これはテストを受ける場合に小学校の名前を書きます。中学校は番号でいきます。そういう普通のテストのような感じで、それほど大げさにするんじゃなくて、そういうような対応で臨んだことであります。

個人情報の関係とか、先ほど議員のおっしゃられたこと等々ありまして、いろんなところ

でこれは問題になりました。ということで平成20年以降は小学校についても番号の対照方式で調査をするということも今回その内容等に入っておりますので、そういうふうな形で来年度は進むと思います。個人名は一切校外に出ることはありませんし、私、議員さんに教えていただきました業者というのか、採点のところがつかんでいるということも、それも私は守秘義務だと思いますし、そういうようなところを文部科学省がもしばらすようなことでやっているとしたら、これは大変なことだと私はとらえております。

2つ目の質問についてであります。バウチャー制度ということですが、現在、教育再生会議はそのことを検討されているところかというふうに思います。

一般的には、私立学校の学費など学校教育に目的を限定したクーポンを子供や保護者に直接支給することで、私立学校に通う家庭の学費負担を軽減し、あわせて学校選択の幅を広げる私学補助金政策であります、一般的に。

ところが、教育再生会議での議論を見ますと、公教育も含めて競争により学校教育の資質全体を引き上げようとしているようにも感じます。また、集まった子供の数に応じて学校に予算を配分するというようなことも見え隠れ、今しているような気がしております。

そういう面からも、現在論議されております教育再生会議での論議の行方を私自身もしっかり見守っていききたいなど、そんなことを思っております。

3つ目の質問についてであります。学校選択というようなところでお話があったんですが、私は別の観点でとらえてしまいましたですが、そのお話を述べさせていただきますが、子供たちが通う学校というのは、学校教育法の施行令によりまして蟹江町の教育委員会で指定することになっております。しかし、もし保護者から学校を変更する申し出があったときは、教育委員会が必要と認めれば変更できることになっております。これは蟹江町教育委員会では蟹江町立小・中学校就学校の指定変更及び区域外就学事務処理要綱を定めておりますので、これに沿って対応をしているところであります。

ただし、これはやむを得ない事情でどうしても学校を変更しなくてはならないというときにそういう子供たちを救済するという目的のためであります。ですから、通学区域を弾力化し、保護者の自由に学校を変更するものではありません。

学校は、地域・家庭・学校が一体となって教育を進めていくところであります。今後も通学区域を基本として学校の指定をしていく考えに変わりはありません。

4つ目の質問についてであります。具体的にというようなお話がありまして、蟹江町内の小学校のことでありますが、新蟹江小学校のトイレのにおいということで、これは話を聞いております。

確認をしましたら、これもそうですが、毎年毎月のように学校にて薬剤を使用して掃除をしていただいておりますが、水洗の流す回数にも多少影響があるかと思いますが、においなくなるということは難しい状況です。水洗の水がうまく出ない箇所においては順次水洗

部分を取りかえて修繕をしております。ただ、このトイレは昭和49年の建築当時のものがありますので、排水管等の検査も必要かと思えます。財政との協議も必要ですが、一度トイレ消臭の専門業者に見ていただきまして改善していきたいと考えているところであります。

それから、冷房についてであります。現在、蟹江町の小・中学校におきましては、新增築・改築に絡めて、普通教室に冷暖房、エアコンを導入しているところでございます。平成15年度は蟹江小学校の北校舎、平成17年度、須西小学校中校舎、平成18年度、蟹江中学校西校舎に導入をしました。今後につきましても、小・中学校の増改築にあわせて冷暖房化を進めることになるかと考えております。

なお、増改築をしない場合の校舎の教室につきましても、これも検討をしているところでありますけれども、県立学校で聞きますとレンタルの導入ということもあるような話も聞きました。そういうことも検討させていただいておりますけれども、規模的なことを考えますと、蟹江町の学校規模で考えますと大変な額になってしまうというところで、検討課題というか、児童・生徒の学習環境づくりについては今後の課題ということで考えているところであります。

それから、30人学級・少人数学級ということでご質問がありました。少し蟹江町の状況もあわせてお話をしながら申し上げたいと思えます。

現在、蟹江町では各学校に県費負担教員、そして少人数指導の教員が配置されているところであります。そしてT・T、ティーム・ティーチングなどの指導を展開しております。それから、蟹江町単独でスクールサポーターといたしまして、非常勤であります。学校のいろいろな応援ということで、中学校は2名、小学校は各小学校1名、非常勤であります。採用をして、子供たちの生活等、そしてそういう子供たちにかかわって指導しているところであります。

あと、あわせて現在愛知県では小学校1年生を、40人学級ですけれども、35人を限度として、1年生であります。少人数学級というんですか、推進をしております。35人学級を。聞くとところによりますと、来年度愛知県はそれを小学校2年生まで引き上げるというようなところで、まだこれも状況でありますけれども、そのような形で今進んでいるということを聞いております。

あわせて、その次の年ぐらいには中学校も1年生あたりには入ってくるんじゃないかなということを私自身は今つかんでいるところであります。議員のおっしゃる30人学級というのは将来目指すべきところであろうかと思えますが、まずは35人学級の実現を目指していくこと、これが必要ではないかなというふうに考えております。

児童・生徒の確かな学力の定着を図っていくためには、おっしゃるように全学年で少人数での学級編制が望まれます。義務教育における学級編制につきましては、国の施策として取

り組むべき問題であるにとらえております。35人学級の実現に向けて、国や県に強く働きかけていきたいと、そう考えております。

5つ目の質問に入ります。これは自衛隊のそういうようなお話でありました。その視察につきましては、事実、実際にその詳細について十分私自身把握をしていなかったということを反省しているところでもあります。

自衛隊は、公用車で3名で訪問がありました。内容を確認をしますと、災害に備えてのヘリポートの確認、そういう場所があるかどうかということでもあります。これは万一の非常災害時のためにも必要なことということで考えております。

毎年あると今おっしゃられましたですが、毎年これはやっておりますのは同じ学校をやっております。昨年度も2校来て、昨年度確認していないところを今年度されたということ聞いております。

そういうことで、万が一の非常災害時のときのために、例えば学校の運動場にヘリポートはどうかと。屋上から見て障害物があるかないかとかそういう確認をされて帰っていかれました。学校側に様子を聞きますと、30分ほどということ適切な配慮をされていたと聞いております。

次年度以降につきましても、事前把握に努めるとともに配慮をしていきたいと考えております。

最後になりますけれども、教育基本法には、前文で、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願って日本国憲法の精神にのっとりて制定するというふうに書かれております。蟹江町の小・中学校の教育につきましても、地域の実態を踏まえつつ、憲法、教育基本法を尊重しつつ、学習指導要領を基準として進めていくという考えであります。

また、教育基本法の第16条に、教育は不当な支配に服することなく、法律の定めるところにより行われるべきものであり、とあるように、小・中学校、公教育におきまして、私どもは教育の中立性を貫いて今後も取り組んでいきたいと考えているところです。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長 菊地 久君

小原さん、あと6分だそうでございます。

(発言する声あり)

答弁漏れですか。質問まだありますか。

お諮りいたします。会議時間を暫時延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会議時間を暫時延長いたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

それで今、教育長さんは——出席停止、体罰についてであります——決して体罰じゃない、出席停止も肯定的なご発言がございましたんですけれども、この出席停止ということを経験した学校当局なり教育委員会なりが実施したとすると、出席停止を通知されたこの生徒、屈辱感を得ますよね。つまりこれを肯定的にとらえて、いやいいんだということをやるといふことであれば、そういう厳罰主義といいますか、それを肯定してやるという考え方なんです、蟹江町の教育当局は。聞いておきたいわけでありまして。

それから、学力テストは、私、質問3点で申し上げたんですけれども、不参加ないしは気をつける問題で3点を入れたんですが、参加の理由というのは、必ずしも参加でなきゃいかん義務があるわけじゃありませんので、それでいわゆる蟹江町なら蟹江町の教育に対する考え方をちゃんと確立させていただいて、その上で判断をして、これは参加すべき問題ではないというふうにするべきではないかという意味で伺ったわけなんです。

それで私は、もう一つは、この学力テストが全体としてとらえたときに学校ランキングをつくるものであり、やがて個人の自由問題でのあの答弁がちょっと何でしたけれども、個人の自由をうたっているのは実は学校選択の自由なんです。今は、先ほどのご答弁は特別な条件の子だけと、こう言っておるんですけれども、再生会議はそうじゃない、全面的に学校選択の自由を与える、学校ランキングもつくる、それで学校の取捨選択を全国的にあおる、こういうふうになるわけで、そうなってきたときに金のある資本が入っていく条件というのが生まれるわけですよ。そういうふうにするわけですから、そういう観点でとらえたときに、この学力テストはどう考えるべきかということが生まれてくると思うんです。

そうじゃない、文科省ごもっともということの状況だと、そういう問題しか生まれてこないんですよ。つまり自主的な蟹江町の教育に責任を負うという観点がどこかへ行ってしまっているんですよ。そういう点で私は伺うわけなんです。そういう点を聞かせていただきたいということなんです。

それから、平和教育ですけれども、ぜひこの平和憲法に照らした教育を位置づけていただきたいと思うんです、真っ正面に。つまり自衛隊の調査というのは、これは間違いなしに自衛隊の宣伝なんです。大いに最近自衛隊は、自衛隊への視察も奨励しているようですけれども、あるいは艦船を名古屋港に持ってきてそこを見学してもらおうとかなども一生懸命やっているようですけれども、これはつまり憲法を改悪して、9条を改悪して、戦争する国への継承といいますか、要はそういう方向への宣伝活動といいますか、そういうことなんです。そこらの辺のところを教育が無関心でおってはいかんと思うんです。そういう点でしっかりとさせていただきたいと思うわけで、その点について、来年度も受けるのかどうなのか。県も知らないんですよ。あなたのところへも連絡なしにおやりになるわけだ。町長ももちろん。それを受けるかということについて、はっきりとご答弁いただきたいと思うんです。

○教育長 石垣武雄君

また、合わせてたくさんの質問をいただいて、確認みたいな形もあるわけですが、まず最初の出席停止ということで、今、本人さんに厳罰ということで言われたんですが、まだ、これがありますけれども、蟹江町の小・中学校の子供に対して出席停止はやっておりません。

そして、もしやるとしても、ここにも書きましたというかお話し今させていただいたわけですが、出席停止を講じる前に繰り返し、ほかの子供のことを考えて、お前いいとか、そういうようなことを話をします。そして、それを繰り返ししています。それでわかったと言っているもやってしまう、そして正常な普通の教室の中でほかのお子さんのことで例えば机をボンとやったとか、そういう場合にまた指導します。そういう話し合いをしながら、また親さんとかかわりを考えながら、このままですと今回こういうような問題行動に対してのものが文部科学省が出ていますと、延長線上でありますよと。つまり、出席停止のすぐに行くんじゃなくて、勧告と言ったらおかしいですが、そんなようなところでそれがそういうような措置が行く前の段階でまた子供がしっかり自分自身のことを考えていけばいいなど、そんなふうに思っておりますので、すぐ行動に対して、はい出席停止と、そんなことは絶対考えておりません。

それから、学力調査につきましては、これも先ほど私が申し上げましたが、要するに学校の指導方法の改善ということと、児童・生徒の学力向上に有効であると。実は、愛知県全体の愛知県教育委員会がそういう指導マニュアルをそれぞれ分析データを教育委員会で学校の方にこれは送ってきております。そして、それを後、生かしていこうと。そして学習状況調査、例えば朝御飯を食べている子はしっかり勉強、いいのかなとか、そういうようなデータを分析しながら、担任の先生も把握し、本人にも返ししながら今後やっていくということで、これはそういう全体のところということで、犬山さんみたいな形で孤立というような私は思うわけですが、そういう形はとらなくて、蟹江町も日本の中の一町村でありますので、そういうようなものでやっていきたいなど、そんなふうに思っております。

それから、学校選択であります、学校間の競争というようなことで、今、再生会議というようなこともおっしゃられたわけですが、その裏にあるものは、今、議員さんがお話しがあったわけですが、私自身、まだそのようなことというところで、裏の裏をなかなか洞察ができていない状況で、また勉強をしていきたいというふうに思っておりますが、何度も言いますけれども、学校は教育基本法を尊重し、そして学習指導要領、もうじきこれも改訂されます、3月に。それを受けてその基準を受けながら進めていきたいと、そんなふうに考えております。

最後、自衛隊の件であります、これにつきましても先ほど申し上げましたが、十分な把握ができていなかったということは本当にこれから考えていかなければあかんということ

を思っております。

つきまして、先ほど発言の中で、昨年度もそういうことで、今回これで、その前のところちょっとわからないんですが、少し期間があくかもしれません、一、二年は。またこれも、今回も消防署の方のかかわりからそういうふうな形で非常事態の場合にということでありましたので、そういうようなことで実際に現地でということでありました。

今後、来年はこれはないかもしれませんが、そういうような状況であれば、事前に十分こちらも把握をし、そしてまた学校の調査の場合でも配慮すべきことを申し上げながら臨んでいきたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長 菊地 久君

小原喜一郎君、あと2分でございます。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

それで、1つは要望、1つは質問ですけれども、先ほどバウチャー制度のご発言がありましたですね。間違いなしにあれば、おっしゃるように、私が今言ったように金券ですよ。言葉が違うだけで中身は金券です。ご父兄がそれをいただいて自分のいい学校へその金券を渡して子供を預けると、こういうことになるわけですから、そうすると人気の悪い学校には生徒は来ないわけですから、その学校金集まらないわけだから先生がお金をもらえない状況も生まれるわけですよ。そういう状況生まれるわけだから、だからどんどん学校が取捨選択されるようになっていくわけですよ。こういうねらいがあるんですよ。

ここもやっぱり、先ほどおっしゃると肯定的なようなご発言がありましたけれども、これはやっぱり教育全体を考えたときに、これはどえらいことだなということになると思うんですよ。これは皆さん、盛んに言わせるけれども、皆さんが常識的に考えてもそうだと思うんですよ。

そういう点で言えば、このバウチャー制度は真剣に検討しなきゃならんこと。しかも、安倍さんに引き継ぐ福田さんもそれをおやりになる方向なんですからね。そのことはやっぱりきちっと教育委員会の中でご論議いただいて、蟹江町の教育委員会なりの考え方をしっかり確立させていただきたいなということです。

それから、もう一つは、この自衛隊とのかかわりでは、消防署、これはやっぱり無神経過ぎますよ。教育全体のこと考えなきゃならん、あなたたちの立場からしたって。だから、一遍このことは町長なり教育長なり、相談した上で……

○議長 菊地 久君

もう時間が過ぎておりますので、まとめてください。

○7番 小原喜一郎君

私思うんですけども、その点はしっかりやっていただくように要望したいと思います。

○議長 菊地 久君

わかりました。

教育長、いいですね、もうそれでね。

以上で小原喜一郎君の2問目の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会をいたします。

(午後 5時05分)